

まえがき

「道路のいろは4」を平成19年こと2007年11月に作成してから、その後の「いろは5」の構想をいろいろと考えていました。「いろは1」では基本的な道路の知識のこと。「いろは2」では道路の構造等に関することでした。そして、「いろは3と4」では道路の交通容量のことで、交通工学の専門的な領域に少し立ち入ってしまいましたが、「交通容量・混雑度等に関わる課題の整理については、個人的にもこの辺が限界だな！」とつくづく感じたしだいです。

さて、団塊の世代のシンガリとして退職するまでの残された年月を考えると、若い土木系職員への業務上の基礎的知識の伝承をどのようにするかが「自分自身における最後の課題なのかな。」とっておりました。そこで、今回は職場に土木職の新人が入ってきたとして、先輩として「どのように教えていったらいいのか？」というストーリーの元、職員にとって最低限度の必要な知識をまとめてみた次第です。内容としては、

1章は「設計積算」、2章は「道路事業全般」、3章は「道路管理者の仕事」となっておりますが、職場の先輩たちにとっては、当然のことながら「こんなの当たり前！」と思う部分がたくさん出てくるはずですが、でも、以外と先輩たちも正確には知らないことや、その分野の仕事を経験していないために、むしろまったく知らないことが出てくるかもしれません。

「あれ～？ そうなんだ！」、「なんだ、そんなことか！」、「ホント正直言って知らなかった！」、そして「今さら聞けなかった！」、などと、結果的にこの本が道路行政において、土木職・事務職を問わず少しでもお役に立てば作成した甲斐があるというものです！

また、新人だけでなく、多くの職員が最後まで目を通していただければ編集部一同として幸いです。では、。

2009年12月

【オガ編集長より】

追伸：8月の衆議院議員総選挙の結果、9月に戦後初の本格的な政権交代となりました。

今後は道路行政においても、いろいろと政策等が変わるものと思われます。だから、今までの「道路のいろは1」の内容（道路特定財源、直轄負担金や有料道路制度等）も部分的に修正が必要になるとおっています。何しろ、どう変わっていくか見ものですね！



目次

第1章 設計積算について(初めてのお勤め)	・・・P.1
1-1、積算の意義について	・・・P.2
(1) 積算とは、	・・・P.2
(2) 予定価格とは、【予算決算及び会計令、地方自治法】	
1-2、土木工事標準積算基準書について	・・・P.3
(1) 土木工事標準積算基準書とは、	・・・P.3
・機械施工合理化調査、適用範囲	
(2) 土木工事標準積算基準書の第I編、総則について	・・・P.4
1) 総則の構成について	・・・P.4
2) 工種区分について	・・・P.6
3) 共通仮設費の率の算定式	
4) 現場管理費の率の算定式	・・・P.7
5) 一般管理費等率の算定式	・・・P.8
●ちよこっと知蔵： 公共事業の前払金について	
(3) 標準歩掛表について	・・・P.10
【道路維持舗装工の直接工事費部】	・・・P.11
(4) 施工単価表等の構成関連について(例)	・・・P.12
(例)【2次単価表—1号】 アスファルト舗装工単価表	
(例)【3次単価表—1号】 フィニッシャー運転単価表	
(例)【3次単価表—2号】 ロードローラ運転単価表	・・・P.13
(例)【3次単価表—3号】 タイヤローラ運転単価表	
【参考】不陸整正工のロードローラ運転単価表	
(5) 設計内訳書—施工単価表等のまとめ	・・・P.14
●ちよこっと質問： なんで下水道工事の歩掛表がこの基準書に無いの？	・・・P.15
●ちよこっと知蔵： 公園工事の歩掛表について	
(6) 労務単価について	・・・P.16
1) 公共事業労務費調査について	
(7) 一般の資材単価について	・・・P.17
1) 資材単価に関わる取り扱いについて	・・・P.18
(8) 機械損料について	・・・P.18
●ちよこっと質問： 施工では標準歩掛表の機械を使用するのですか？	・・・P.19

1-3、土木工事設計積算システムについて	・・・・・・・・・・	P.20
(1) 積算システムの概要図	・・・・・・・・・・	P.20
積算システム（Web方式）【全体参考図】		
(2) 設計書の構成	・・・・・・・・・・	P.21
(3) 設計書の種類	・・・・・・・・・・	P.21
1) 工事設計書（当初） 【参考】「金入り」、「金抜き」		
2) 工事変更設計書		
3) 設計変更の事項	・・・・・・・・・・	P.22
【参考】契約変更の範囲について（30%以内）	・・・・・・・・・・	P.23
【参考】変更設計額の計算について	・・・・・・・・・・	P.23
(4) 積算システムにおける設計単価表の各種条件	・・・・・・・・・・	P.24
1) 各種施工条件		
2) 施工単価表の出力	・・・・・・・・・・	P.25
●ちよこっと質問：		
排水性舗装ってどんな効果があるのですか？	・・・・・・・・・・	P.26
●ちよこっと質問：		
排水性舗装による低減効果はどんだけ～？	・・・・・・・・・・	P.26
●ちよこっと知識：		
自動車交通騒音の環境基準と要請限度について	・・・・・・・・・・	P.27
1-4、設計図書について	・・・・・・・・・・	P.28
(1) 設計図書の分類	・・・・・・・・・・	P.28
(2) 設計図（図面）等の種類		
1-5、今日から役立つ関連豆知識	・・・・・・・・・・	P.29
●ちよこっと知識：		
公共事業の入札の種類について 【会計法、地方自治法】	・・・・・・・・・・	P.29
●ちよこっと知識：		
品確法と総合評価落札方式について	・・・・・・・・・・	P.30
【公共事業の品質確保の促進に関する法律】		
●ちよこっと知識：		
キャルス（CALS/EC）とは、	・・・・・・・・・・	P.31
●ちよこっと知識：		
会計検査とは、【会計検査院法】	・・・・・・・・・・	P.32

第II章 道路事業全般について P.33

//-1、道路の種類と区分について（「道路のいろは1, 2」を参考に）

- (1) 道路の種類（道路法） P.33
- (2) 道路の機能による種類
- (3) 道路の種区分とは、（第1種・第4種について）
- (4) 道路の級区分とは、（第1級・第4級等について） P.34
- (5) 国道の管理について（指定区間と指定区間外）
- (6) 自動車専用道路について（高速道路） P.35

//-2、都市計画道路の事業について P.36

- (1) 都市計画道路とは、
- (2) 都市計画決定の目的とは、 P.37
 - 1) 建築の制限
 - 2) 建築の許可
- 【キムコー講座】 ■許可の対象となる建築物 P.38
- 3) 用地買収及び土地収用法の扱いについて P.39

●ちよこっと質問：

公共事業に協力した場合の補償にはどんなのが？ P.41

- (3) 都市計画法による道路づくりの進め方（街路事業） P.42
 - 1) 手続き等の流れ
 - ①都市計画決定 P.43
 - ②事業の開始に関する調査
 - ③事業認可申請
 - ④事業認可の公告及び縦覧
 - ⑤地元説明
 - ⑥事業開始
 - ⑦事業完了 ⑧供用開始 P.44
 - 2) 事業完了後のこと（会計検査） P.44
 - 会計検査院のよくある指摘事項

- (4) 都市計画決定までのこと（都市計画法手続き） P.45
 - 【キムコー講座】 都市計画決定の手続のフロー図
 - 都市計画を定める者 . . .（道路関連）
 - 【キムコーの思い出】 P.46
 - 最近の都市計画決定事例（工場跡地ラゾーナ）

1) 都市計画決定事例（平成 15 年度）	・ ・ ・ ・ ・ P.47
①【土地利用図】	
②【地区計画の計画図（参考）】	
③【都市計画道路計画図】	・ ・ ・ ・ ・ P.48
④ 都市計画道路：川崎駅西口線	
2) 都市計画の決定項目について	・ ・ ・ ・ ・ P.49
①都市計画の基本理念	
②都市計画の主な項目	
i) 市街化区域及び市街化調整区域について	
ii) 用途地域について	
iii) 高度地区について	
iv) 防火地域、準防火地域について	

【参考】 建ぺい率とは、容積率とは？

・ ・ ・ ・ ・ P.50

【川崎市】のポンチ絵

・ ・ ・ ・ ・ P.50

● **ちよこっと質問：**

 いわゆる「2号施設」の道路とは？

・ ・ ・ ・ ・ P.51

● **ちよこっと質問：**

 では、「2項道路」とは？

・ ・ ・ ・ ・ P.52

//-3、道路法の道路事業について

・ ・ ・ ・ ・ P.53

(1) 道路の管理について

・ ・ ・ ・ ・ P.53

 1) 川崎市の管理している道路（復習）

 2) 川崎市の幹線道路

・ ・ ・ ・ ・ P.54

(2) 道路法による道路づくりの進め方

・ ・ ・ ・ ・ P.55

 1) 道路法の手続きの流れ

道路法による道路事業のフロー図

 ①道路法の手続きの開始

・ ・ ・ ・ ・ P.56

 ②路線の認定

 ③区域の決定

 ④事業の開始に関する調査

 ⑤事業開始 ⑥事業完了 ⑦供用開始

 2) 事業完了後のこと（会計検査及び市の監査）

・ ・ ・ ・ ・ P.57

【参考】 監査事務局について

・ ・ ・ ・ ・ P.57

● **ちよこっと質問：**

 都市計画道路は都市計画事業（街路事業）でやらないと
 いけないの？

・ ・ ・ ・ ・ P.58

第Ⅲ章 道路管理者のお仕事について

Ⅲ-1、道路の管理業務で使う道路法について	P.59
道路法「第3章 道路の管理 第1節：道路管理者」	
(1) 工事原因者に対する工事施行命令等	P.59
【道路法】第22条	
(2) 道路管理者以外の者の行う工事・・・(自費工事)	P.61
【道路法】第24条	
(3) 道路台帳	P.61
【道路法】第28条	
【参考】：【道路法施行規則】(道路台帳)第4条の2	P.62
調書：様式第4 道路台帳図面例	P.63
(4) 道路台帳道路台帳に係る境界査定業務について	P.64
1) 道水路台帳平面図・保管図(公図)の閲覧	
2) 土地境界査定申請・・・(新規・復元)	
3) 土地境界査定原図抄本交付申請	
【参考】境界査定の申請から完了までの事務フロー図(概略)	P.65
Ⅲ-2、道路の占用業務で使う道路法について	P.66
道路法「第3章：道路の管理、第3節：道路の占用」	
(1) 道路の占用の許可	P.66
【道路法】第32条	
(2) 道路の占用の許可基準	
【道路法】第33条	
・【道路法施行令】(占用の期間)第9条	P.67
・「川崎市道路占用規則」	
(占用の許可等の期間)第6条	
【参考】法第35条「国の行う道路の占用の特例」	
法第36条「水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例」	
(3) 占用料の徴収	P.67
【道路法】第39条	
・「川崎市道路占用料徴収条例」	P.68
(占用料の額)第2条	
・「川崎市道路占用規則」	P.68
(復旧の方法)第19条 (費用の徴収)第24条	
(4) 原状回復	
【道路法】第40条	P.69

///-3、道路の保全業務で使う道路法について P.70

道路法「第3章：道路の管理、第4節：道路の保全等」

- (1) {車両制限令の根拠法令} P.70
 - 【道路法】第47条
 - 【車両制限令】(趣旨) P.71
- (2) {特殊車両通行許可制度} P.72
 - 【道路法】第47条の2
 - 特殊車両通行許可制度のフロー図 P.73
 - 【車両制限令】(幅の制限)
 - 第5条 相互通行の場合 P.74
 - 第5条 一方通行の場合 P.75
 - 第16条 手数料 P.76
 - 【川崎市手数料条例】
 - 川崎市特殊車両通行許可の台数 P.77

///-4、道路の監督業務で使う道路法について P.78

道路法「第5章：監督」

- (1) 道路管理者の監督処分 P.78
 - 【道路法】第71条第2項
- (2) 監督処分に伴う損失の補償等 P.79
 - 【道路法】第72条
 - ・道路法解説：第72条第1項関係 P.80
- ちよこっと知識：
 - 道路管理者と河川管理者の監督処分の補償の違い P.81
 - 道路管理者として知ってて損しない河川法について P.82
- (3) 不法占拠に対する措置(除却命令、行政代執行法) P.83
 - (参考：川崎市道水路不法占拠物件処理要領)

///-5、都市計画法の関連業務について P.84

- (1) 公共施設の管理者の同意等 P.84
 - 【都市計画法】第32条
 - 参考：「川崎市宅地開発指針」 P.84
 - 第1節 ガイダンス
 - 1) 開発行為：都市計画法第32条の協議フロー図 P.85
 - 2) 32条協議の流れについて P.86
 - ① 事前届出書
 - ② 事業概要書 P.86

③ 32条協議書「開発行為に伴う道路に関する協議書」	
④ 新設の帰属道路の検査	・・・・・・・・・・ P.86
⑤ 従前の道路の検査	
(2) 建築の許可	・・・・・・・・・・ P.87
【都市計画法】第53条	
(3) 許可の基準・・(前条53条の関連)	・・・・・・・・・・ P.87
【都市計画法】第54条	
(4) 建築等の制限	・・・・・・・・・・ P.88
【都市計画法】第65条	
・関連条項【都市計画法】	
(都市計画事業の認可等の告示)第62条	・・・・・・・・・・ P.88
(施行者)第59条	・・・・・・・・・・ P.89
(認可又は承認の申請)第60条	・・・・・・・・・・ P.89
[参考]:【道路法】(道路予定区域)第91条	・・・・・・・・・・ P.90

●ちよこっと知識:

<i>都市計画法の開発許可と宅地造成等規制法の許可について</i>	・・・・・・・・・・ P.91
【都市計画法】(開発行為の許可)第29条	
【宅地造成等規制法】(目的)第1条	
【宅地造成等規制法】(定義)第2条	
【宅地造成等規制法】(宅地造成に関する工事の許可)第8条	
【宅地造成等規制法施行令】(宅地造成)第3条	・・・・・・・・・・ P.91

●ちよこっと質問:

<i>道路事業の擁壁は宅地造成の許可はいらぬのですよね?</i>	・・・・・・・・・・ P.93
【宅地造成等規制法】(定義)第2条	
・宅地造成等規制法逐条解説	
【宅地造成等規制法施行令】(公共の用に供される施設)第2条	・・・・・・・・ P.94
【宅地造成等規制法施行規則】(公共の用に供される施設)第1条	

●ちよこっと質問:

<i>道路事業の擁壁は建築基準法の工作物の確認が必要なの?</i>	・・・・・・・・・・ P.95
【建築基準法】(建築物の建築等に関する申請及び確認)第6条	
【建築基準法】(工作物への準用)第88条	
【建築基準法施行令】(工作物の指定)第138条	

【キムコー講座】 「工作物の建築確認」	・・・・・・・・・・ P.96
---------------------	-----------------

Ⅲ-6、道路交通法の関連業務について P.98

(1) 道路の管理者の特例 P.98

【道路交通法】第 80 条

(2) 道路の使用の許可 P.98

【道路交通法】第 77 条

【参考】：【道路法】(都道府県公安委員会との調整) 第 95 条の 2 P.99

【参考】：【道路法】(通行の禁止又は制限) 第 46 条 P.100

【参考】：【道路法施行令】(都道府県公安委員会の意見を P.100

聴かなければならない改築) 第 38 条の 2

Ⅲ-7、その他の業務について P.101

(1) 陳情対応について P.101

1) 陳情の種類

2) 陳情の受付状況

3) 陳情の対応方 【各種働く車】ミニパト他 P.102

(2) 放置自転車対策について P.103

1) 組織・機構について

2) 自転車対策に関する法律について P.103

3) 放置自転車対策関係条例等について P.103

【川崎市自転車等の放置防止に関する条例】

第 1 条 (目的)、第 3 条 (市の責務)

【同条例】第 7 条 (放置禁止区域の指定) P.104

【同条例】第 9 条 (放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止)

【同条例】第 16 条 (整理手数料の納付) P.104

【同条例施行規則】第 14 条 (整理手数料の額) P.105

【同条例】第 10 条 (放置禁止区域内の放置自転車等の撤去等) . . . P.106

【同条例】第 11 条 (放置禁止区域以外の放置自転車等の撤去等) . . P.106

【同条例施行規則】第 6 条

(放置禁止区域以外で撤去及び保管の対象となる期間) P.106

【同条例】第 12 条 (撤去自転車等の措置) P.107

【同条例施行規則】第 9 条 (保管期間) P.107

【同条例施行規則】第 11 条 (撤去、保管等に係る費用の額) . . . P.108

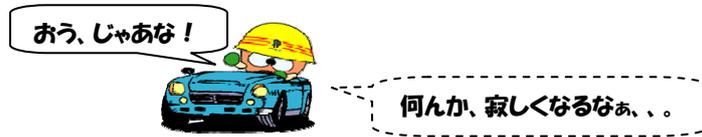
【同条例】第 14 条 (引取りのない自転車等の処理) P.108



●ちよこっと質問：

放置自動車はどうするのですか？ P.109

【いろは、別れの言葉】. P.110



- 「道路のいろは」：今までの主な登場キャラクター大集合
- あとがき
- 著者プロフィール

道路のいろは5 新人教育編

この前まで学生だったハルちゃんが、新人として如何に担当業務を覚えていくのか！途中でどんな疑問が生じ、それに対して先輩がどのようにアドバイスし教えていくのか？そこがまさに現在の課題なのです。

そして、担当したこの仕事が土木行政の中でどんな位置づけなのか？また、各種法律はどのように関わっているのかなどなど、……。実は、ハルちゃんの先輩達もよく知らない分野のことも参考に述べていきま～す。



第1章 設計積算について

*初めての勤め

じゃ～ん！ ○○年4月

ハルちゃんが新卒にて、地方自治体の○△土木事務所の道路係に配属されてきました。この土木事務所では道路管理者の仕事として、道路の管理、占用、建設、維持などの業務を行っています。

そして、ハルちゃんの道路係は主に道路の建設や維持などの仕事を行っているとのこと。そのうち、ハルちゃんの担当業務は道路の建設や維持関係で、道路工事の**設計・積算**や発注した工事の監督になります。また、係の先輩にはカヨ姉さんがいます。

最近では、この「土木工学科」の名称がなくなってきている！ 実に残念だな。

ところで、ハルちゃんは大学の工学部土木工学科を卒業しましたが、土木工学科って、とても守備範囲が広く、4年次の研究室で専攻したのは上下水道の分野でした。そして、道路工学の教科は卒業のために必要な単位をごく普通に取った程度でして、内容としてはあまり良く知らないのが実情です。

「設計」って実際には何をやるのかしら？
何んにも分かんない！

みんな初めはそうなのよ！ ハルちゃん、大丈夫よ。
まずは既設の古くなった道路の打換え工事から始めると分かりやすいかもね、…。



カヨねえさん!!
ご指導よろしくお願いします。



あいよ！ 設計ってね、要は工事用の各種図面を作成するのよ。
構造物の設計計算なんかは別だけどね、…。

一般的に必要なとなる道路関係の工事用図面とは次のものです。

- ・位置図、平面図、縦断面図、横断面図、標準断面図、各種標準構造図等

あのさあ、舗装や路盤等の断面構成なんかは、「アスファルト舗装要綱」
(日本道路協会)で勉強しな!

えっ、何それ? 「アスファルト舗装要綱」なんて知らないよ!
でも、そんなことカヨねさんにはとても言えないな。
後でこっそり調べて勉強しておこう..。



あのぉ〜、「積算」って何んですか?



一言で言うと、その工事にかかる
お金を計算することよ!

ところで、何のためにお金を出すの?



イヨッ! その質問はまさに、「積算の意義」のことだね!
このことは実に大切なことなんだ。ついでに大事な「予定
価格」のことも含め、少し説明しておきましょう。

1-1、積算の意義について(積算参考資料【土木工事編】参照)

(1) 積算とは、

建設工事の積算は工事の目的物を造るために、最も妥当性があると考えられる標準的な施工方法を想定し、設計図書、仕様書に基づいて、標準的な業者が標準的な施工をして完成させる場合に必要な適正な費用を算出することをいいます。

(2) 予定価格とは、

建設工事を請負に付し契約する場合には、予算決算及び会計令、地方自治法に契約等の基準が規定されており、その中に「予定価格の作成」と「予定価格の決定方法」が定められています。

へえ〜、「予定価格」って法令
にも関係してるんだ..?

そうさ! さらに「建設業法」にも関係
しているんだよ!

【参考】 ●予算決算及び会計令：

第 79 条（予定価格の作成）

第 80 条（予定価格の決定方法）

●地方自治法：

第 234 条（契約の締結）

●建設業法：

第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）



じゃあ、どおやってお金を出すのかしら？



土木工事については「土木工事標準積算基準書」というものがある、それを使って工種ごとに積上げて計算するのよ。

1-2、土木工事標準積算基準書について

（1）土木工事標準積算基準書とは、

土木工事の予定価格を算出するために、国土交通省（旧建設省）が中心となって、道路工事、河川工事等の積算基準書、標準歩掛が作成されています。なお、国、地方自治体等で協力して行っている「機械施工合理化調査」等により、工種別の最新の施工現状を毎年ある一定のサンプル数を調査し、それらの資料を分析することにより、新たな標準歩掛等として改訂がされていくのです。そして、地方自治体は国の基準書等を参考にして自治体版としているのです。

それは、いわゆる土木工事の全部に適用できるものなの？



いやいや、実は土木工事の全部ではないんだ。
その適用範囲について、本編の記載文を次に紹介しておきます。



第 1 章 総則 ①適用範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

でも、何んで港湾工事や空港工事は違うのかしら？

元々、港湾工事や空港工事は旧運輸省の管轄だったのよ！平成12年（2001年）1月に建設省と運輸省が合併して「国土交通省」になったんだ。だから、守備範囲が元々違うんだな。海があったり、何しろ施工環境が違うし、もちろん主な工種も違うね。だから仕方ないね、、、
でも、土工や舗装工だとか一般的に共通のものは旧建設省関係の土木工事標準積算基準書を利用することになるんだ！
何しろ日本の土木工事のメインはまさにこの基準書さ！

ちなみに、旧運輸省の流れのものとして「港湾請負工事積算基準」があり、「国土交通省港湾局」が所管しているんだ。工種区分としては港湾工事（浚渫工事、構造物工事）などがある。

【参考】 上水道工事の積算基準書は？
上水道工事は「厚生労働省健康局」が所管していて「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」があり、さらに、工業用水については「経済産業省経済産業政策局」が所管していて「経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表」なるものがあります。

ふう〜ん、そうなんだ。けっこうバラバラなんですね。



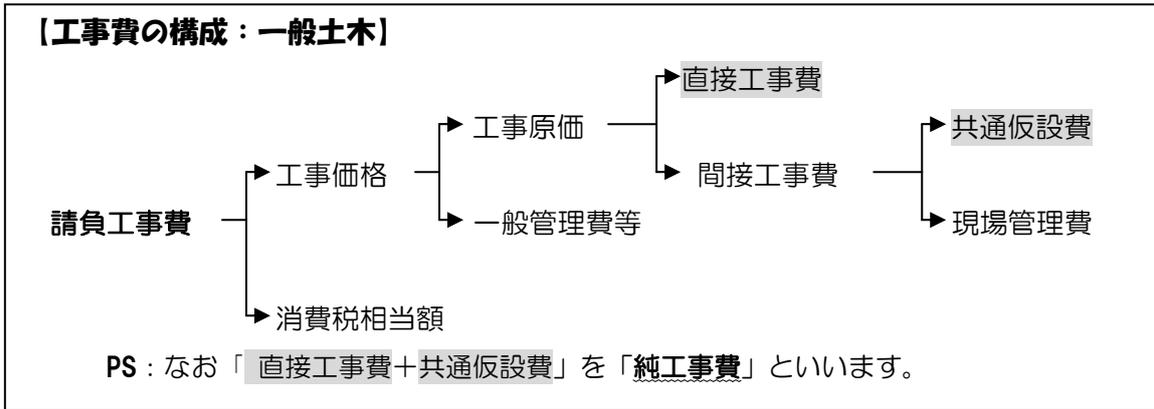
さて、土木工事標準積算基準書の概要としては次のとおりだよ。

(2) 土木工事標準積算基準書の第I編、総則について
1) 総則の構成について

第I編 総則
第1章 総則
①適用範囲 ②請負工事の工事費構成
第2章 工事費の積算
第3章 一般管理費及び消費税相当額
第4章 随意契約方式により・・・
第5章 数値基準
第6章 建設機械運転労務等
.....
第11章 設計変更
第12章 その他



ここでは初歩的な勉強として、請負工事の工事費構成等について簡単に説明しておきましょう。



まずはこの構成図を覚えてね！ このように複雑に関連しているのよ、分かる？

タハッ、分かんない！ 何んなの、これって？

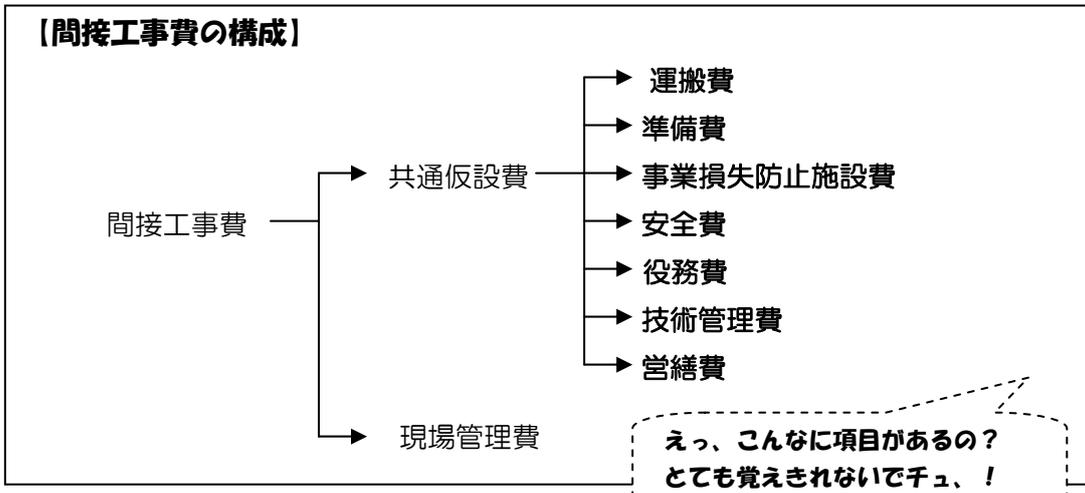
そ~だよね。初めは何がなんだか分かんないよね。でも、この構成を頭に叩き込まないとイケないんだ。 何しろこれが基本よ！

じゃあ、何から覚えていけばいいのですか？



まずは、この中の直接工事費の中身よ。この直接工事費は工種区分ごとの積上げとなるんだ。次に共通仮設費のことだけど、これにはいくつか項目があって、工種区分ごとに全体としての基本的な率計上部と個々の項目別積上げ部があるのよ。

・間接工事費の共通仮設費は下記に掲げるものについて積算します。



えっ、こんなに項目があるの？ とても覚えきれないでチュ、！

あのね、タラちゃんに化けても許さないよ！

でも、工事の種類や状況によっては、これらの項目の中でも該当しないものもあるのよ。

あのぉ～、そもそも工種区分って、どんなものなの？

2) 工種区分について

共通仮設費率は次のグループ表及びその工種区分ごとに、また対象額の適用区分ごとに算定のための数値が定められています。

【第1表】	河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、P・C橋工事、舗装工事、砂防・地すべり等工事、公園工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事
【第2表】	道路維持工事、河川維持工事
【第3表】	共同溝等工事(1),(2)、トンネル工事、下水道工事(1),(2),(3)
【第4表】	コンクリートダム工事、フィルダム工事

3) 共通仮設費の率の算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r ：共通仮設費率（％）
 P ：対象額（円）
 $A \cdot b$ ：変数値

注) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

【参考】対象額（P）＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費

● 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費(率分)＝対象額(P)×（共通仮設費率(K_r)＋施工地区・工事場所による補正率）

ただし、共通仮設費率は別表による。

あのぉ、別表の共通仮設費率は見てみましたがぁ、……。
 なんで工種ごとに、また金額ごとに分かれているのかしら？
 もっと簡単にはできないのかねぇ。



今までの各種工事の費用分析から、工種ごとに標準的にかかる共通仮設の費用に差があるからさ！ もろもろの費用のかかる工種もあればそうでない工種もある。そして、同じ工種でも工事金額の規模によって違う傾向がある。だから分かっているんだ。

更に下水道工事なんかは工法等により下記のとおり3種類に分かれているよ。

- (1) シールド工法又は内部で作業する推進工法による管渠工事
- (2) 開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
- (3) ポンプ上工事、処理工事及びこれらに類する工事



昔はね、共通仮設費の各種項目ごとに適用の率が分かっていたんだ。また、安全費なんかも簡便法の率があったりね。「安全費を別途積上した場合には簡便法の率による金額よりも上回るべきもの」とか、「簡便法による金額は最低の費用だ」とか、会計検査対策でもいろいろあったね。実に懐かしいね！

へえ～、それでも今までに段々と簡素化されてきたんだあ。。



次の現場管理費も工種区分ごとの率計上となっているのよ！

4) 現場管理費の率の算定式

$$J_0 = A \cdot N_P^b$$

ただし、 J_0 : 現場管理费率 (%)
 N_P : 純工事費 (円)
 $A \cdot b$: 変数値

注) J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

【参考】純工事費 (N_P) = 直接工事費 + 共通仮設費

●現場管理費の計算

現場管理費 = 対象純工事費 × [現場管理费率標準値 + 補正率]

対象純工事費 : = 純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理费率標準値は別表による。補正率は現場管理费率の補正による。

ここまででも、ハルちゃんにはちょっとムズかったかしら？
でも、最後の一般管理費等は工種区分ごとでなく、単に率計上なの！

5) 一般管理費等率の算定式

$$G_P = -2.57651 \times \text{LOG}(C_P) + 31.63531 \quad (\%)$$

ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%)

C_P : 工事原価 (単位円)

注) G_P の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

【参考】工事原価 (C_P) = 直接工事費 + 間接工事費

この式って、何かとっても難しそうなお式ですね！

○一般管理費等率の補正

前払金支出割合の相違による補正

基本的に前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合を標準として一般管理費等率を設定しています。したがって、35%以下の場合には補正をすることになります。

ちよこつと知能 公共工事の前払金について

実は前払金については地方自治法など法令が関係しています。

例として、「川崎市公共工事の前払金に関する規則」を紹介します。

(趣旨)

第1条 この規則は地方自治法施工令附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共事業に要する経費の前払金について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象及び率)

第2条 市長は、前条に規定する工事のうち、請負金額が1件 1,000,000 円以上で市長が必要と認めるもの(市長が別に定める軽易工事を除く。)については、当該工事の請負人に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で前払金をすることができる。ただし、前払金の額は、300,000,000 円を限度とする。

(1) 土木建築に関する工事(次号に掲げるものを除く。) **請負金額の4割に相当する額**

(2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 **請負金額の3割に相当する額**

(3) 測量 **請負金額の3割に相当する額**

.....(以下省略)

分かった!、..、ということは、一般的に土木の請負工事については前払金は40%ということじゃん!

そうなの! だから、35%を超え40%以下の場合を基準書では標準としているのさ。

●一般管理費等の計算

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率×[前払金支出割合による補正係数]

.....

基準書の総則としては、とりあえずここまでよ！



もう理解する自信が無い、夢に出そう、、、
だいたい、こんなの学校で習ってないもん。



ハルちゃん、泣いてる暇はないよ！
次は標準歩掛表についてだよ。
もう学生じゃあないんだから、、、
甘えは許されないよ！

分かった。ガンバル！ 私にとっては何んてっ
たって、カヨねえさんが頼りですから、..



あ～あ、いっぱい勉強して、疲れた時は
このビールが一番だね！

そ～ですね！



最近発泡酒も第3の
ビールもめっきりおいしく
なりましたね！

でも、ハルちゃん、あんたは、やっぱり牛乳だね。

また、アルコール0%も
けっこう好調ですね！

それに、今はワインの
方が合うかもね？



時どき出てくるマナカナもどきのこの二人に、あたしゃ
いつも子供扱いされているんだよ。
早く一人前になって、一緒に飲ませてもらおうと。
それにカラオケならこっちが絶対上手いと思うよ！

じゃあ、ワインで「ルネッサ～ンス！」



それって、もう古くないか～い！

(3) 標準歩掛表について

構成としては次のようになっています。

第Ⅱ編 共通工	
第1章 土工	
① 土量変化率等	④ 土の敷均し、締固め工
② 機械土工(土砂,岩石工)	⑤ 小規模土工
③ 機械土工(埋戻工)	⑥ 人力土工・・・など
第2章 共通工	なお、運搬工等は「土工」の中に編集されています。
第3章 基礎工	
第4章 コンクリート工	
① コンクリート工	② 型枠工・・・など
第5章 仮設工	
第Ⅲ編 河川	
第Ⅳ編 道路	
第1章 舗装工	
① 路盤工	③ 排水性舗装工・・・など
② アスファルト舗装工	
第2章 付属施設	
① 路面切削工	③ 舗装版切断工
② 舗装版破碎工	④ 道路打換え工・・・など
第3章 道路維持修繕工	
第4章 共同溝工	
第5章 トンネル工	
第6章 道路除雪工	
第7章 橋梁工	
第Ⅴ編 公園	
第1章 公園植栽工	
第Ⅵ編 複合及び市場単価	
第1章 複合単価	
第2章 市場単価	
② 区画線工・・・など	まあ、こんな感じで編集されています。



標準歩掛ってこんなに種類があるの？
こんなの絶対覚えられないって！

いやいや、この内、発注する工事に該当する歩掛の工種を選ぶことになるのよ。だから、工種の構成や組合せを勉強しなければならないの！

例えばね、通常の道路維持工事である舗装の打換え工事であれば、シンプルな例として次のような直接工事費部分の構成が考えられるの！

【道路維持舗装工の直接工事費部の設計書構成】

- 1) 舗装工
 - ①舗装打換え工
 - i) 舗装版切断工・・・・・・・・・・(第IV編 第2章付属施設)
 - ii) 舗装版破碎工(バックホウ直接掘削積込)・・(第IV編 第2章付属施設)
 - iii) 不陸整正工・・・・・・・・・・(第IV編 第1章舗装工)
 - iv) アスファルト舗装工(機械)・・・・・・・・(第IV編 第1章舗装工)
 - ②区画線設置工(m)・・・・・・・・・・(第VI編 第2章市場単価)
- 2) アスファルト殻運搬処理 (m³)
 - ①AS 殻運搬(ダンプトラック)・・・・・・・・(第II編 第1章土工)
 - ②AS 処分費・・・・・・・・・・(別途：設計単価)
- 3) 雑工(一式)

これらの構成については、工種によって少しは基本パターンがあるのよ。舗装工、路盤工や排水構造物工(街渠工、L形側溝、雨水樹工等)の組み合わせなど。それらを現場状況により追加したりアレンジしていくことになるね！
だからパターンを早く覚えないとね、、、。ハルちゃん、何しろ勉強よ！

でもさあ、これらはどんな感じで組合わさってくるのかしら？ 分かんないのですが、..



そうね、すぐには分からないわよね。カヨねえも最初は分かんなかった。いろいろと先輩に教えてもらったわ。でも詳しくは基準書でしっかり勉強しないとダメよ！
じゃあ、次は施工単価表などの組合せだね！
上記の部分のアスファルト舗装工で内容を説明してみるね。

.....

確かに、この辺のことは学校ではまったくノーマークの分野じゃな！ では、次に進むぞ。



(4) 施工単価表等の構成関連について (例)

アスファルト舗装工・・・・・・(第IV編 第1章舗装工)

これがアスファルト舗装工の施工単価表になるの。この場合、基本となる標準歩掛は100㎡当たりだけど、最後に単位当たりである「㎡当たり」にするのさ。

(例)【2次単価表—1号】 アスファルト舗装工単価表

名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.043	19,500	838	
特殊作業員		人	0.13	16,700	2,171	
普通作業員		人	0.261	14,100	3,680	
アスファルト合材	再生密粒度(13)	t	12.573	####	#####	
アスファルト乳材	PK-3プライムコート	ℓ	126	##	####	
フィニッシャー運転	ホイール型2.4~6m	日	0.043	91,800	3,947	単価表—1号
ロードローラ運転	マカダム10~12t	日	0.043	40,680	1,747	単価表—2号
タイヤローラ運転	8~20t	日	0.043	40,070	1,723	単価表—3号
諸雑費(まるめ)		式	1		####	
計					114,800	
単価					1,148	円/㎡

この中にある機械の運転なんかはどうなってるのかしら？

この場合の施工機械は3種類あるけれど、下位単価であるフィニッシャーの運転単価表が下記になるの！ なお、単位は「日当り」だよ。

(例)【3次単価表—1号】 (アスファルト) フィニッシャー運転単価表

名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊運転手		人	1	17,600	17,600	
軽油(1.2号)		ℓ	65	###	####	
フィニッシャー	ホイール型2.4~6m	供用日	1.75	38,500	67,375	
諸雑費(まるめ)		式	1		#	
計					91,800	
単価					91,800	円/日

このように「施工単価表」っていうのは連動しているのさ。

なるほど！ これらは親子関係になっているんだね...



次にロードローラ運転とタイヤローラ運転がこれらだ！

(例)【3次単価表一2号】 ロードローラ運転単価表(アスファルト舗装工)

名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊運転手		人	1	17,600	17,600	
軽油(1.2号)		ℓ	35	###	####	
ロードローラ	排出ガス対策 10~12 t	供用日	1.63	11,900	19,397	
諸雑費(まるめ)		式	1		#	
計					40,680	
単価					40,680	円/日

(例)【3次単価表一3号】 タイヤローラ運転単価表

名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊運転手		人	1	17,600	17,600	
軽油(1.2号)		ℓ	41	###	####	
タイヤローラ	排出ガス対策 8~20 t	供用日	1.78	10,200	18,156	
諸雑費(まるめ)		式	1		#	
計					40,070	
単価					40,070	円/日

【注意】 機械の運転単価表は施工工程により同じ機械でも単価は違う！

たとえば、アスファルト舗装工のロードローラ運転と不陸整正工のロードローラ運転では単価表の金額が違います。これは該当工程により機械にかかる燃料(軽油量)、供用日数などが違うことによります。なお、タイヤローラ運転についても同じです。

昔は機械というのは1時間当り運転費が関係してきたけど、今は違うんだね、...

そうそう、昔と今は確かに違う！ だから古い先輩は通用しないところがあるんだ。

【参考】 不陸整正工のロードローラ運転単価表

名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊運転手		人	1	17,600	17,600	
軽油(1.2号)		ℓ	30	###	####	
ロードローラ	排出ガス対策 10~12 t	供用日	1.47	11,900	17,493	
諸雑費(まるめ)		式	1		#	
計					38,250	
単価					38,250	円/日

(結果) アスファルト舗装工のロードローラ運転は **40,680** 円/日

不陸整正工のロードローラ運転は **38,250** 円/日

(5) 設計内訳書—施工単価表等のまとめ

ここで、アスファルト舗装工の施工数量を2000㎡と仮定すると次の様な構成になります。

(例)【設計内訳書等】

工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路維持		式	1			
1) 舗装工		式	1			
①舗装打換え工		式	1			
舗装版切断工		m	〇〇			(〇〇)単価表—〇号
舗装版破碎工	BF 直接掘削積込	㎡	2,000			(〇〇)単価表—〇号
不陸整正工		㎡	2,000			(〇〇)単価表—〇号
AS 舗装工	(機械)	㎡	2,000	1,148	2,296,000	(2次)単価表—1号
②区画線設置工		m	〇●			(〇〇)単価表—〇号
2) AS 殻運搬処理		式	1			
①AS 殻運搬	ダンプ10t、●km	m ³	〇〇			(〇〇)単価表—〇号
②AS 処分費		m ³	〇〇			(〇〇)単価表—〇号
3) 雑工		式				
直接工事費						
共通仮設						
.....						

なお、(2次)単価表—〇号、(1次)単価表—〇号および一式当り内訳書—〇号の取り扱いについては設計書の各種構成の考え方により変わるんだ。

ところで、この表中の「数量」って、
どうやって決まるのかしら？



まあ、維持工事などについては、道路管理図等を参考にし、現地にて工区の測量をするんだ。関連範囲も考慮して面積等を計算することになる。これらも正確に数量を算出しなければならないのよ。間違えると大変なことになるの、、、。われわれの大事な業務よ！

工事に関連していろいろな業務があります。
地元調整、交通管理者との協議、請負者との協議、設計変更、品質管理、出来形管理、完了検査。また、当たれば監査など、しいては国庫補助事業等であれば会計検査院の受検などがある。だから、全てに対して適正に行わなければならないんだ！ 何しろ我々は税金を使っている。気持ちを引き締めていこう！

Qちよこつと質問

なんで下水道工事の歩掛表がこの基準書に無いのですか？

いい質問ですね！ 確かに、土木工事標準積算基準書の共通仮設費等の工種分類には「下水道工事」がありますが標準歩掛は記載されていませんね！

実は下水道工事については国の直轄工事が無いのです。地方自治体等が実際の工事を行っています。だから下水道事業の主力である東京都下水道局を中心に政令指定都市等及び下水道事業団等が協力して標準歩掛を作成しているのです。もちろん、我が川崎市の下水道部門も参画していますよ！ なお、国の所管としては国土交通省都市・地域整備局下水道部が編集をしています。

- 【参考】 第1巻 管路
第2巻 ポンプ場・処理場
第3巻 設計委託

ちよこつと知識

公園工事の歩掛表について

土木工事標準積算基準書の工種分類には「公園工事」があって、標準歩掛としては第V編公園の第1章に「公園植栽工」があります。

(記載内容としては、①公園植栽工 ②公園除草工 ③公園工・です。)

でも、この内容だけでは実務としてはとても足りないので、別途「公園緑地工事標準歩掛」を作成しています。なお、国の所管として国土交通省都市・地域整備局公園緑地課が編集をしています。

- 【参考】 I 基盤整備
- 1 敷地造成工
 - 2 擁壁工：軽量コンクリートブロック積、
石積工（野面石、小端積石、雑割石、雑石）
- II 施設整備
- | | |
|-----------|-------------|
| 1 給水設備工 | 5 修景施設整備工 |
| 2 雨水排水設備工 | 6 サービス施設整備工 |
| 3 汚水排水設備工 | 7 管理施設整備工 |
| 4 園路広場整備工 | 8 施設仕上げ工 |



ところで、労務の単価や一般の資材の単価はどうやって決まるのかしら？

じゃあ、世話役や運転手、普通作業員などの労務単価について説明しよう。

(6) 労務単価について

労務単価は、「公共事業労務費調査」による各職種の標準的な労働を想定した所定内労働時間内8時間当たりの基本給相当額及び基準内手当と労働日数1日当たりの臨時の給与（ボーナス等）及び実物給与（食事の支給等）の結果や労働基準法に基づき、適用時期までの動向を考慮して決定しています。



へえ～、そうなんだ。でも、なんか分析がとても難しそうね。
はっきり言って私もよく知らなかったわ！ 詳しく教えてちょ。

えっ？ 先輩のカヨねえさんでも知らないことがあるんだ？

あるわよ!! 全部が全部知ってるわけないでしょ。

1) 公共事業労務費調査について

この調査の実施要領について紹介します。

(調査の趣旨)

第1条

この調査は、「公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について関係省覚書（45.8.12）」第2項に基づき公共事業に従事する建設労働者の賃金を地域別及び職種別に調査し、その実態を明らかにすることを目的として、農林水産省及び国土交通省（以下「関係二省」という。）が行う。

確か、平成13年1月に省庁再編で「国土交通省」になるまでは、農林水産省、運輸省、建設省の「三省協定」とか言ってたんだよ。

ところで、どんな種類の労務者の単価を調べるの？
また、どんな工事を対象に調べるの？

(調査の範囲)

第2条

この調査の対象となる公共事業は、原則として関係二省の所管する直轄事業（二省以外の省庁等からの委任又は受託による事業を含む。）、補助事業等とし、対象となる建設労働者は、対象となる公共事業に従事する建設労働者のうち別表第1に掲げる職種に該当するものとする。

この調査の実施主体は農林水産省及び国土交通省で、都道府県、政令指定都市、二省所管独立行政法人等の参加協力により共同で実施するものです。なお、別表第1には特殊作業員をはじめ、普通作業員から交通誘導員までの50職種が掲載されています。

当然ながら我が川崎市も国庫補助事業について毎年調査をしているよ。
なお、原則として1件1,000万円以上の請負工事が対象になります。

では、いつの期間を対象に調査をしているの？

(調査の対象期間)

第3条

この調査は、10月1日から10月31日までの期間のほか、必要に応じて定める任意の1か月間について行い、この期間内にある賃金締切日を含めた前1か月を調査の対象期間とする。

でも実際にはいつ調査をするのかしら？

調査の実施期間は調査の対象期間完了後1か月間になります。
要は10月の労務費調査であれば、実際の賃金台帳等の調査は11月に行うことになるね！



ところで、物価や賃金の上昇の激しい昭和60年代などは、10月のほかに6月調査も行われていて、何しろあの頃はこの調査の業務でかなりパニックだったよ！

次に一般の資材はどうしているの？



(7) 一般の資材単価について

一般の資材単価は、市場調査や物価資料等を参考に資材単価を設定しています。

ここで、物価資料とは(財)建設物価調査会の月刊「建設物価」、(財)経済調査会の月刊「積算資料」等をいいます。各種資材について、毎月、地区別、取引数量等ごとに調査を実施しそれらの価格を掲載しています。

確かに、設計単価については常に実勢の価格を反映させないといけないわね！

でも、そこに掲載の無い資材はどうしているの？

そ〜ゆ〜のはね、当該資材の見積りを取って単価を決定するのよ。
状況によっては特別調査(本庁)を行い決定する場合もある。

えっ、「見積り」なの？

その形状寸法、品質、規格、数量等、各種条件を提示し、文書にて見積依頼を行うことになる。なお、原則として3社以上から徴収します。

1) 資材単価に関わる取り扱いについて

順序は次のとおりとなります。

- 1) 資材等単価表[設計単価表]による場合
- 2) 物価資料による場合
- 3) 見積りによる場合

また各種取扱い等については別途処理方法の通知等が出ているのよ。

あの〜う、3次単価表などの機械運転単価表の中にあった機械の損料等のお金はどうしているの？

(8) 機械損料について

これら損料の金額は国土交通省から「建設機械等損料算定表」として公表されています。また、社団法人：日本建設機械化協会が『建設機械等損料表』として、各年度版ごとに発行しています。

ところで、実際の積算業務ってどうやってるのですか？
まさか、手計算じゃないでしょうね？



土木工事設計積算システムっていうのがあって、
パソコンを使って設計書の作成ができるのよ！【カヨ】



あのね、昔はみんな手計算だったんだよ！ だから、大きな工事なんかは工種も多く積算基準書やら設計単価などで大変だったんだ。計算間違いや記述間違いもあるし、印刷だって青焼きの時代だった。それに比べて今の時代はいいよね、、。まして最近は図面作成だってCADがあるじゃん、、、！ 昔はみんな手書きだよ、、、。



昔だったら、ハルちゃんはこうなるのだぞ！

今どき手計算なんて、こんなのやってられねえ〜！



私だって「パソコンがあって良かった！」って
つくづく思うわよ。感謝感謝。【カヨ】



だども、「そろばん」はネ〜ベ！

Qちよこつと質問

施工では標準歩掛表の機械を使用するのですか？

これまた、いい質問ですよ！ 土木工事標準積算基準書の標準歩掛にはその施工のための施工機械名及びその規格が記載されていますね。でも、それはあくまでも標準的な施工業者が標準的な工法を用いて完成させる場合の施工機械名及びその規格のことを想定しているものです。

したがって、実際の使用機械等については原則として施工業者の自由裁量となります！（但し、施工方法などにより仕様書等にて機械等が指定されている場合を除きます。）

.. てことは、？ 指定されていない限り、施工の機械は何を使ってもいいってことなのですか？

そうだよ！最終的な完成品が所定のものであればいいのです。その過程のやり方は、条件で明示されていない部分は自由なんだ。だから、優れた新しい工法や新しい機械が使われることになり、それらを常に調査し標準歩掛に反映させるのが「機械施工合理化調査」なのです！

へえ～、そうなんだ？

実際問題、掘削や積込のバックホウなんかは規格がいろいろあるのよ。0.6、0.35、0.2、0.1m³など。一方、各標準施工歩掛では施工条件等により、機械の規格を設定はしているけど、実際の機械は施工ができれば何を使ってもOKよ！

【参考】契約約款工事請負（総則）第1条

2 仮設、施工方法その他工事目的を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

これは余談だけど、昔こんなことがあった！ 標準歩掛に記載されている機種を現場に持ってくるように施工業者に指示していたんだ。特に補助事業なんかでは会計検査が怖くて、その様な対応をしていた時代があったのです。実にバカげた話ですよ！

当時の積算に関わる各種講習会において会計検査院の講師の方が「どんな機械を使おうと自由だ！」とっているのにな、...

へ～っ、やけに詳しいですね！ 何んでそんなに詳しいのかしらね？
ところで、この「ちよこつと」コーナーってけっこう役に立ちませんか？

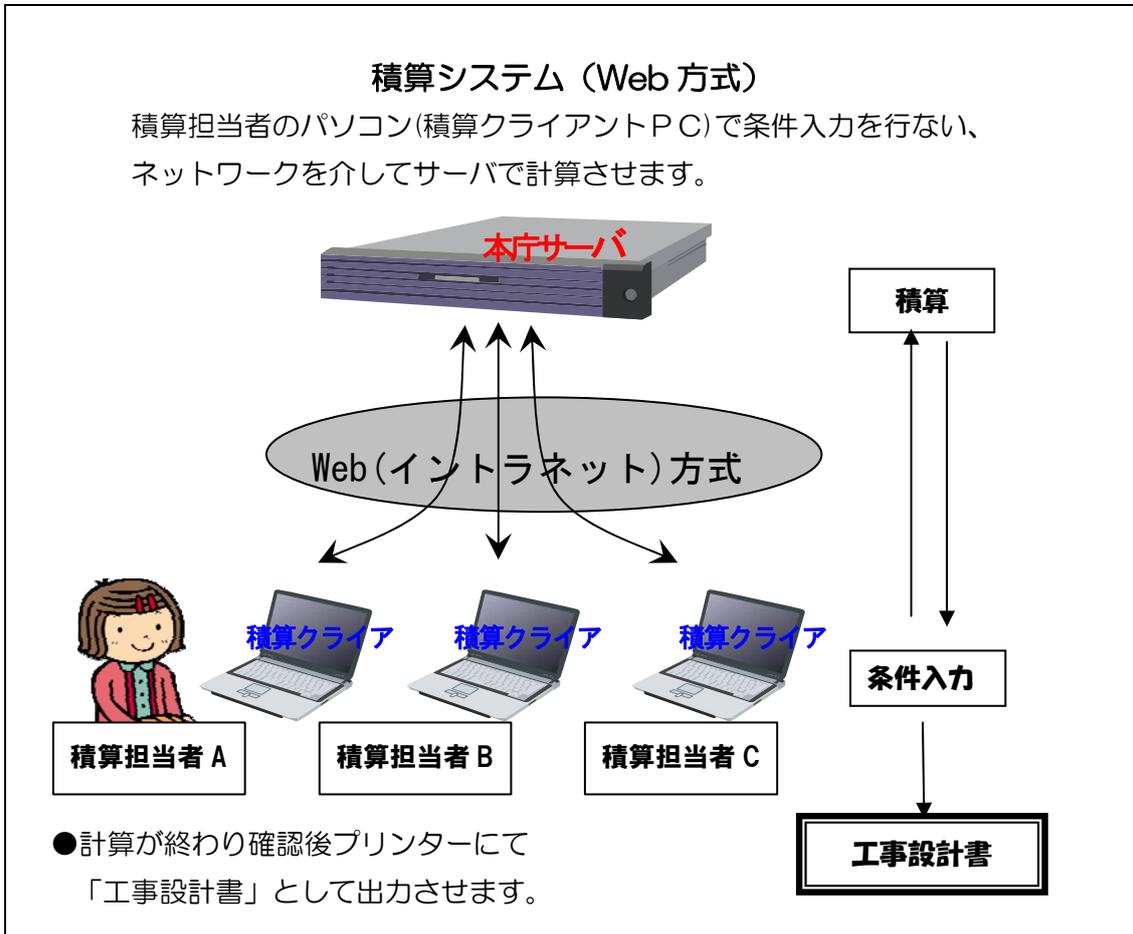
実は若い時、歩掛・単価の仕事をして8年間やっていたのだ！



1-3、土木工事設計積算システムについて

(1) 積算システムの概要図

川崎市の土木工事関係では(財)日本建設情報総合センター(以下JACIC)の「土木工事積算システム」Web版を導入しています。

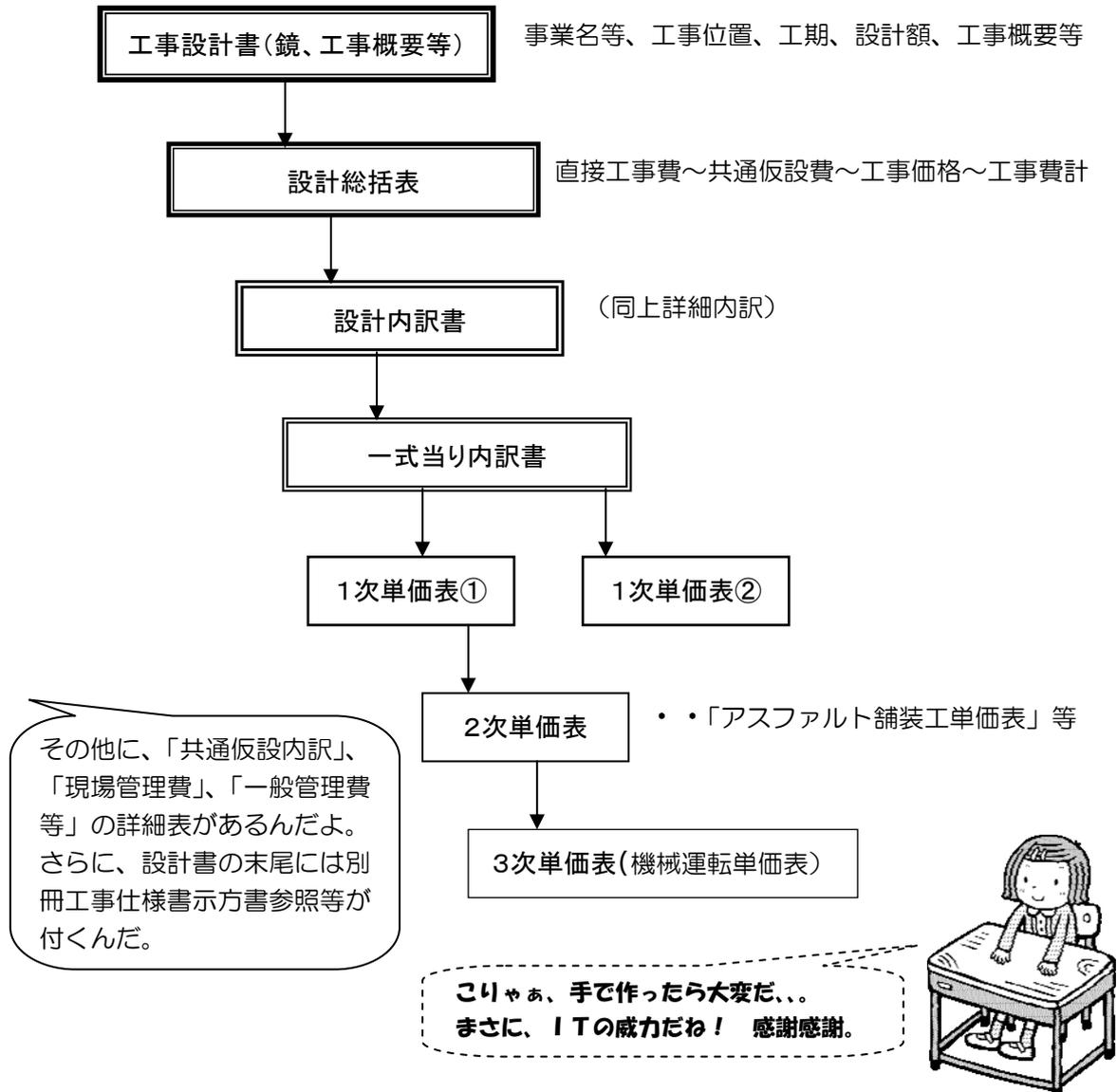


【全体参考図】

本庁のサーバに対し、イントラネットシステムを通じて接続します。

(2) 設計書の構成

次のような構成順序で「工事設計書」として出力されます。



(3) 設計書の種類

1) 工事設計書・・・当初の設計書

【参考】「金入り設計書」・・・金額の入った工事設計書

これを通称「キンイリ」と言うんだ。予定価格の決定に使うのだ。(本来は「キングクイリ」なんだろうけどね)

【参考】「金抜き設計書」・・・金額の入っていない工事設計書

また、これを通称「キンヌキ」と言うんだ。入札者のための参考資料とするのだ。(これも本来は「キングクヌキ」なんだろうけどね)

これらって、まさに業界用語ですネ！

なお、H20年度に、設計書の鏡に「金入」、
「金抜」と自動表示するようになりました。

ソレって、見た目ですぐに判別できるし
混乱しないしいいですね。

2) 工事変更設計書・・・内容変更などをした設計書

変更した場合の記載は、元設計を上段、変更設計を下段の二段
書きとし、元及び変更が対照できるようにするの！
ただし、変更しない部分の内訳書及び単価表は添付しないの。

ところで、どんな場合に設計変更があり得るのですか？

設計変更としては次のように分類されています。

3) 設計変更の事項

i) 積算事項

工事目的物の図面は変更しないが、その内訳である数量の変更を行うもの。

【例】 図面と数量の不一等

ii) 変更事項

工事目的物の図面、材料、規格、工法、構造等のいずれかの変更を行うもの。

【例】 1、設計図書と工事現場状況の不一致によるもの。

2、設計図書による契約条件又は契約直後に指示した条件変更によるもの。

3、工事現場の取合いの関係又は工事施工途中において生じた条件変更によるもの。

iii) 追加事項

工事目的物の図面、材料、規格、工法、構造等のいずれかの変更を行うもの。

【例】 1、工事区間延長の追加。

2、用地問題解決等による未契約箇所の追加。

3、橋梁下部工の基数の追加。

4、暫定断面を完成断面によるもの。

このほか、工期の変更もあるわ！
もちろん、設計内容に変更がなく工期のみの変更の場合もあるよ。
また、内容変更があっても金額が変わらない場合もあるしね、...

なんか変更って複雑ですね。ところで設計変更で
「金額の制限」はないのですか？

あるヨ！

【参考】 契約変更の範囲について

当初に 1,000 万円で請負契約した工事が、内容の変更や追加の設計変更により、当初の2倍の 2,000 万円になってしまうというのは何かおかしいですよね。いくら予算があったとしても、そこには金額の制限があって当然です。

国の通知文「**設計変更に伴う契約変更の取扱いについて**」(昭和 44 年 3 月 31 日付け、建設省東地厚発第 31 号の 2)の関連文には次のように記述されています。

「(契約変更の範囲)

変更見込金額が請負代金額の 30% をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」

また、『**設計変更に伴う契約変更の取扱いについて**』の運用』(平成 10 年 6 月 30 日付け、建設省厚契発第 30 号、建設省技調発第 145 号)にも同様の記述があります。

、ということは、設計変更は請負金額の 30% 以内ということですね！だから、1,000 万円の請負工事の場合、設計変更後の限度額は 1,300 万円となりますね！？

そ、そ、そうだよ!!
そして変更額の計算方法は次によります。



【参考】 変更設計額の計算について

(例) 当初官積算額(設計金額) 1 0 5 0 万円・・・(工事価格 1 0 0 0 万円)
請負額 (契約金額) 1 0 2 9 万円・・・(請負者入札額 9 8 0 万円)
変更官積算工事価格 1 1 5 0 万円

【変更設計額の計算】

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{変更官積算工事価格} \\ &= \frac{1029 \text{万円}}{1050 \text{万円}} \times 1150 \text{万円} = 1127 \text{万円} \end{aligned}$$

落札率を
乗じた額

これは 15% の増額変更ですね！

この場合、落札率は 0.98 ですね！

$$\begin{aligned} \therefore \text{変更設計額} &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 1127 \text{万円} \times (1 + 0.05) = 11,833,500 \text{円} \end{aligned}$$

これがいわゆる第 1 回変更設計額となります。そして必要に応じて同様の手法で第 2 回、3 回の変更が行われることとなります。

(4) 積算システムにおける設計単価表の各種条件

ここで「排水性アスファルト舗装工」の設計単価表を考えてみましょう。
【土木工事標準積算基準書】から、

●第Ⅳ編 道路

第1章 舗装工

③ 排水性舗装工

③-1 排水性アスファルト舗装工

この積算システムについては、新人研修等もあるので、積算基準の考え方と共により勉強して下さい。

1) 各種施工条件

さて、ここでの選択条件は次のようになります。

条件 01：舗装厚（実数入力mm）・・・・・・・・・・ 50mm

表層は厚さ5cm。∴ 50mmです。

条件 02：導水パイプの設置（有無）・・・・・・・・ 有

排水性舗装工には舗装の内部を通過する雨水を受ける導水パイプが基本的に必要となります。∴ 有です。

条件 03：導水パイプ設置延長（実数入力）・・・・ 20m【/100㎡】

ここで、1000㎡当りの舗装について1方向道路幅員5m×長さ200mと考え、片側路肩延長200mに導水パイプを設置することになります。∴ 20m【/100㎡】です。

注）導水パイプ(排水性舗装用)が未登録の場合は単価を直接入力する。

条件 04：瀝青材料散布の有無・・・・・・・・ 有

基層は一般の粗粒アスコンを使用します。∴ 有です。

条件 05：瀝青材料の種類・・・・タックコート PKR（ゴム入り）（標準）

条件 06：砂散布の有無・・・・・・・・ 無

一時開放なし。∴ 無です。

条件 07：アスファルト混合物・・・・排水性舗装：ポーラスアスコン(13)

表層用排水性アスコンです。

条件 08：締固め後密度・・・・・・・・ 標準

条件 09：排出ガス対策型の有無・・・・ 有



施工機械の排出ガス対策型は当然ですよ！
施工単価に関わる判断材料は大体こんなもんですよ。
でも、ここまで来るまでにはいろいろな知識や経験が必要なの！ ハルちゃんががんばるのよ。。

2) 施工単価表の出力

これまでの条件決定により次のような施工単価表が出来上がりました。

【2次単価表】

単価表 ○号	排水性アスファルト舗装工					
名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.067	19,500	1,306	
特殊作業員		人	0.2	16,700	3,340	
普通作業員		人	0.4	14,100	5,640	
アスファルト合材	ポーラスアスコン(13)	t	10.7	#####	#####	
アスファルト乳材	ゴム入り PKR	ℓ	43	##	####	
導水パイプ	排水性舗装用	m	20	###	#####	
アス・フィニッシャー運転	ホイール型 2.4~6m	日	0.067	91,380	6,122	単価表-△号
ロードローラ運転	マカダム 10~12 t	日	0.067	40,150	2,690	単価表-▲号
タイヤローラ運転	8~20 t	日	0.067	39,650	2,656	単価表- 号
諸雑費(まるめ)		式	1		#####	
計					160,900	
単価					1,609	円/㎡

もちろん、下位の3次単価のアスファルトフィニッシャー運転やロードローラ運転、タイヤローラ運転単価表も自動的にできているのよ、...

【3次単価表】

単価表 △号	アスファルトフィニッシャー運転					
名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊運転手		人	1	17,600	17,600	
軽油(1.2号)		ℓ	61	###	#####	
フィニッシャー	ホイール 2.4~6	供用	1.75	38,500	67,375	
諸雑費(まるめ)		式	1		#	
計					91,380	
単価					91,380	円/日

これがアスファルトフィニッシャー運転でしょ！

単価表 ▲号	ロードローラ運転					
名称・規格	条件(規格)	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊運転手		人	1	17,600	17,600	
軽油(1.2号)		ℓ	30	###	#####	
ロードローラ	排ガス対策 10~12 t	供用	1.63	11,900	19,397	
諸雑費(まるめ)		式	1		#	
計					40,150	
単価					40,150	円/日

これがロードローラ運転でしょ！ なお、タイヤローラはもう省くね。

なるほどねえ〜。
これって素晴らしいシステム
ですね！



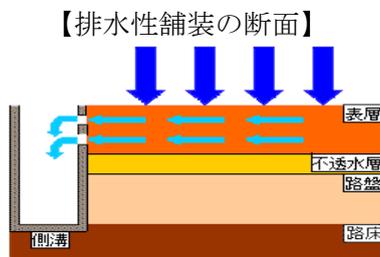
Qちよこつと質問

「排水性舗装」ってどんな効果があるのですか？

これまたいい質問ですね！一言で言えば車の騒音対策と走行性の向上が目的です。一般の舗装(密粒度アスコン等)では水を通しません。だから雨水は道路の表面を流れて端の街渠から雨水枡等へ集められ排水されますが、この排水性舗装は透水性があるため雨水は舗装の内部を通して排水施設に集められることになります。結果として、車道路面には水溜りがない状況となります。

- 【主な効果】
- ・スリップ防止や水ハネによる視界障害の防止
 - ・車の走行時の騒音の低減
 - ・高速走行時のハイドロプレーニングの防止など。

(注：タイヤと路面の間に水が入り込み、ハンドルやブレーキが利かなくなる現象)



なるほど、だから最近このての舗装が多いのね！実際問題、雨の時でも水溜りが無いから走り易いし、音も小さく感じるわ。

ところで、最近は何んと言ってもエコカーだね！また子供店長も可愛かったね。



Qちよこつと質問

排水性舗装による走行騒音の低減効果はどんだけ～？

「約3 dB」の低減効果が期待されています！



エッ、たったの3dBなの？

キミは「3 dB」の重さが全然分かつらんね！

騒音のことについては「道路のいろは1」の「ちよこつと講座【dB】」において、次のように若干触れています。「**いわゆる騒音エネルギーが2倍になると、騒音値は約3 dBのアップとなるのです。**」と、。(参考に計算式も掲載してますよ！)

したがって、「3 dB」の減って、騒音エネルギーの値で考えると1/2のエネルギー減になることなのです。すなわち走行車両数が半減したことに繋がります。

……………これってスゴイことでしょ！ 分かる？

エッ、そ～なの？ じゃあ「いろは1」で勉強しよっと！

いつも教えてもらっただけじゃあ、ダメだよ。
自分から疑問を持ち、調べ勉強しなさい！

はあ～い、先生！

………なんか言葉が軽いなあ、こりゃ勝てねえ～わ！

ちよこつと知能

自動車交通騒音の環境基準と要請限度について

まず、関係する法律が違います。

○環境基準は環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものです。

●要請限度は騒音規制法に基づき定められた自動車騒音の限度で、「都道府県知事は・・定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。」とされているものです。

要は、「要請限度 > 環境基準」・・・ということ。

例えば、幹線道路を担う道路に近接する空間の昼の基準値では、

要請限度 (75 dB) > 環境基準 (70 dB) ・・・となります！

ちなみに夜間では要請限度 (70 dB) > 環境基準 (65 dB)

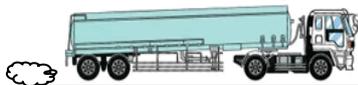


都市部の幹線道路では交通量が大きいため、この要請限度を超えている状況が多々発生しています。ある幹線道路の昼の騒音が 77 dB だった場合に、騒音対策として排水性舗装を施工すると▲3 dB 減の 74 dB となり、要請限度はクリアされます！ 他の対策もありますが、この排水性舗装も重要な施策になっています。

へっ、道路だけでなく環境の知識も少しは必要なのね！

私も詳しくは知らなかった！ とても勉強になったわ。【カヨ】

【A】



【A】と【B】どっちが騒音値 dB が～大きいかな？ ⇒ 【A】だよ～

【B】



【C】



【B】に排水性舗装をすると騒音値 dB は【C】相当になる？
分かるかなあ～？ 分かんねえだろうなあ～。

1-4、設計図書について

序段において図面のことについては若干述べていますが、詳しくは「設計図書作成要領」等によります。

(なお、これら作成要領は各地方自治体において作成されています。)

(1) 設計図書の分類

工事の実施に必要な設計作業を図書にしたものを総称して「設計図書」と言うの。一般的には次のものよ。

- 1) 設計図(図面)
- 2) 設計計算書
- 3) 数量計算書
- 4) 仕様書(共通仕様書、特記仕様書)

(2) 設計図(図面)等の種類

- 1) 位置図
- 2) 平面図
- 3) 縦断面図
- 4) 標準横断面図
- 5) 横断面図
- 6) 構造図等(詳細図含む)
- 7) その他

その内、設計図(図面)等については、標準的にこれらになるけど、工事の工種分類によっては違ってくるわよ。

「設計図書作成要領」の記載内容。

- ・ 図面の大きさ
- ・ 図面の正位
- ・ 図面の輪郭、紙質
- ・ 図面の折り方
- ・ 表題欄(タイトル)及び記入方法・・・など

その他、いろいろと重要事項があるから「設計図書作成要領」等にてしっかり勉強するのよ！ 分かった？

さて、これにて「第1章 設計積算」の基本的な説明は終了です。 何しろ、これからの勉強が肝心、肝心！



はい、ガンバリマ〜ス！



ちよこつと知識

公共事業の入札の種類について

会計法第 29 条（契約）、地方自治法第 234 条（契約の締結）に基づく契約締結方式として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約があります。さらに地方自治法施行令第 167 条（指名競争入札）、第 167 条の 2（随意契約）の条項があり、解説としては次のとおりです。

- 「一般競争入札」とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法をいう。
- 「指名競争入札」とは、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法をいう。
- 「随意契約」とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法をいう。

「見積合せ」であって「見積（アイミツモリ）」ではないのだ！



なお、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号規定により随意契約によることができる場合の額については、契約の種類に応じ各自治体にて定められています。ちなみに平成 20 年時点の川崎市契約規則第 24 条の 2 によると、「(1) 工事又は製造の請負：2,500,000 円」となっています。

これらによる取り扱いを「見積合せ」といい、規則第 26 条 1 項では「随意契約をしようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とされています。

でも、現実には「3 人以上」で運用しているとのこと。

へえ～そうなんだ？ でも、この「なるべく」って意味深だよね？

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号の規定で、「性質又は目的が競争入札適さない場合」や「緊急の必要により競争入札にできない場合」に単独の業者から見積りを取ることがあります。これを一般的に「特命随意契約」（略してトクメイスイケイ）といいます。

へえ～、「特命随契」（トクメイスイケイ）かあ、なあ～るほど。

また、これらに関連したものですが、軽易工事について契約事務を迅速かつ適確に執行するために、別途「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」を設けています。工事請負費又は需用費で、1 件 250 万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事に対応しています。土木工事だと、防護柵、反射鏡、側溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に関する工事となっています。

あの～、ついでに最近話題の「品確法」とか「総合評価落札方式」について、教えてくださいませんか？ 私、実は詳しくは知らないので～す。【カヨ】

ちよこつと知能

品確法と総合評価落札方式について

- 「品確法」とは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の略で平成 17 年 4 月から施行された法律です。そのポイントとしては次の 3 つです。

【品確法のポイント】

- ・公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする。
- ・価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図る。
- ・発注者をサポートする仕組みを明確にする。

なんか難しそう、、、ところで具体的にはどうするのかしら？

- 「総合評価落札方式」とは、一般競争入札において価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい落札方式のことをいいます。

入札価格が予定価格の制限範囲にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するというものです。新しい施工方法や工夫をすることなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事成績等が評価の対象となります。

ふっ〜ん？ でも、それはどんなメリットがあるの？

【メリット】

- ・品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる。
- ・工事周辺の住民や利用者にできるだけ迷惑をかけない。
- ・建設業者の育成と技術力の向上。

評価方式のタイプはどんなのがあるの？



工事の特性等により、簡易型、標準型、高度技術提案型のタイプがあります。さらに市区町村向け簡易型（超簡易型又は特別簡易型と呼ばれている場合がある）があります。これは評価項目のうち「簡易な施工計画」の部分を省略するもので、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」等により評価し、簡易型よりさらに簡単にするものです。

いずれにしても「安ければいいというものではない！品質とペアよ！」ということの実践ですネ。

今年度発注する私の担当の工事も総合評価落札方式の「簡易型」を適用することが予定されているんだってさ。どうしょ〜。【カヨ】

ちよこつと知識 キャルス (CALS/EC) とは...

キャルスとは、「公共事業支援統合情報システム」の略称です。

正確にはキャルス、イーシー (CALS/EC) といいますが、

- 「CALS」は Continuous Acquisition and Life-cycle Support、
これって「持続的な取得、利得?とライフサイクルのサポート?」

この翻訳じゃあ意味不明だよね～、ハルちゃん。

「部門間、企業間において、設計から製造、流通、保守に至る製品等のライフサイクル全般にわたる各種情報を電子化し、技術情報や取引情報をネットワークを介して交換及び共有し、製品等の開発期間の短縮、コストの削減、生産性の向上等を図ろうとする活動であり、概念である。」・・・っていう解説が別途にあり、...

- 「EC」は Electronic Commerce・・・「電子商取引」の略です。

従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト削減を実現するための取り組みです。

なるほど、電子化の促進とITネットワークの活用ってことね！
でも、具体的には何をやるの？

「電子入札」や「電子納品」などがあります。そのうち、電子入札については自治体でもほとんど導入されてきました。これからは電子納品の促進が課題です。要領・基準やガイドラインもちゃんとしないとね！ また、発注者・受注者ともCADが使えないといけないし、自治体としても電子データの保管管理システムの構築も急がないとね。何しろ軌道に乗せるまでには課題はたくさんあるよ！

(CADとはComputer Aided Designの略)

2009年CADが正式に導入されました。

あたし、学校でCADなんて習ってないわよ。今だって
図面は基本的には手書きよ！設計委託の成果品 (CAD
電子データ) を活用する場合もあるけれどね、...

現在、大学ではCADはかなり必修だよ。例えば、中央大学理工学部の土木工学科では3年次に専門必修科目で「土木設計演習」があり、また専門選択科目の「空間情報処理演習」では3次元CADシステムもやるんだって！総合評価の関係でお伺いした武蔵工業大学でもCADの授業があったよ。まさに時代は変わったね！ボクが入社した時代は電卓が世に出て間もなかった。そのちょっと前はタイガー計算機の時代だよ！計算尺も懐かしいね。

ところで、武蔵工業大学は2009年度より「東京都市大学」に名前が変わってしまった！我々の世代では「ムサコー」が無くなるのは寂しいですね。また、中央大学の土木工学科は2009年度より名称が「都市環境学科」に変わってしも～た！いろはの4でも述べたが「土木」が消滅してしまう！

ちよこつと知蔵

会計検査とは...

国の補助金等による自治体の事業には必ず会計検査が来るぞ！

会計検査院法により規定されていますが、ポイントは次のとおり。

●会計検査院の地位（第1条関連）

立法及び司法に属さず、内閣からも独立した外部監査機関

●会計検査院の組織（第2条関連）

意思決定を行う「検査官会議」と検査を実施する「事務総局」で構成

●検査の目的（第20条関連）

- ・国の収入支出の決算の検査
- ・常時会計検査を行って会計経理を監督

●検査の対象（第22条、第23条関連）

- ・国のほか、国が出資している法人
- ・国が補助金などの財政援助を与えている都道府県、市町村、各種団体

【参考】会計検査院の組織

「検査官会議」・・・3人の検査官により構成、院長は検査官で互選

「事務総局」・・・事務総長官房と5つの局（第1局から第5局まで）

- 5つの局のうち国土交通省の担当は第3局で下部組織は、

国土交通検査第1～5課、環境検査課、上席調査官（道路担当）



道路の場合はどこのセクションが来るの？

道路局の補助事業だと第4課だね。都市・地域整備局補助の街路事業だと以前は上席調査官（都市・地域担当）だったけど、H21年度からは環境検査課になっている。なお、下水道事業や公園事業も同じくここ環境検査課ですね！

第3局の関係検査課	国交省対象局等	検査頻度
国土交通検査第1課	住宅局ほか	毎年
国土交通検査第2課	港湾局ほか	毎年
国土交通検査第3課	河川局ほか	1回/2年
国土交通検査第4課	道路局	1回/2年
環境検査課	都市・地域整備局ほか	毎年
上席調査官（道路担当）	東日本高速道路(株)ほか	

注) 地方自治体の会検は都道府県単位で行われ、上表は神奈川県での通例です。

これにて「第I章 設計積算について」のお勉強は終了じゃ。次の講義は「道路事業全般について」になるのだ。



第II章 道路事業全般について

*初めての勤め2

じゃ～ん！ 〇〇年10月 ハルちゃんがお勤めして半年が経ちました。

その間、土木事務所の道路系の職員として既存の道路の打換えなど維持関係の仕事を体験しましたが、次は道路の新設の業務を担当することになりました。また、道路は道路でも「都市計画道路」の事業もあります。

そもそも道路の種類ってどんなのがあるのかしら？
今までやった舗装の打換えの道路は川崎市道だったけど、...

道路の種類などについては「道路のいろは1、2」に書いてあるよ。
取りあえずはそれで勉強しな！ 私もそれで概要を習った。そして
詳しくは「道路構造令の解説と運用」の本だよ。勉強するんだぞ～



それに都市計画道路って何？ あたしゃ何も分からない！
カヨねえさん、またまた、よろしくお願いします。



うっ?? あいよ! 任せなさい、..

//-1、道路の種類と区分について

「道路のいろは1、2」を参考に、....

基本的に道路法が関係してくるのよね～。
法律もちゃんと勉強しなさいよ！

(1) 道路の種類 (道路法)

更なる復習になるけど、道路法第3条によると、「道路の種類」とは、

はあ～い。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道

...の4種類だけ。

(2) 道路の機能による種類

機能の面からは、

主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、その他の道路

...に分類。

ここで注意です！ これとは違う用語の「主要地方道」とは、道路法第56条の規定に基づく「主要な」都道府県道もしくは市道の名称をいいます。

(3) 道路の種区分とは、(第1種・・・第4種について)

道路法第30条に基づき政令で定められた「道路構造令」の第3条(道路の区分)において次のように区分されています。

道路の種別	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

川崎市内の一般の道路は「都市部」の扱いとなるので、基本的には第4種になるわ。でも、各自治体の山の方なんかは3種になるんだよ。

(4) 道路の級区分とは、(第1級・・・第4級等について)

第4種道路であっても、さらに計画交通量により第1級から第4級まで分かれています。

1) 第4種の道路の区分

計画交通量 (台/日)	10,000 以上	4,000 以上 10,000 未満	500 以上 4,000 未満	500 未満
一般国道	第1級		第2級	
都道府県道	第1級	第2級	第3級	
市町村道	第1級	第2級	第3級	第4級

川崎市内の国道1号や県道川崎府中などの主要幹線道路は交通量そのものが10,000(台/日)以上だからみんな第1級よ。



へえ～、道路の種類、何種何級、計画交通量か、何か難しいわ～..。あたしゃすぐには理解できないわ..。



今度はまるちゃんに化けて、許してもらおうたってダメよ!

(5) 国道の管理について(指定区間と指定区間外)

- ・国道の指定区間とは、道路法第13条に基づき『一般国道の指定区間を指定する政令』により指定した区間。そして、この指定区間のことを「直轄区間」ともいい、国土交通省が直接管理しています。
- ・指定区間外とは、いわゆる「補助国道」と言って、国から補助を受けて都道府県又は指定市が改築・維持・管理等を行います。

ちなみに川崎市内では国道1号は指定区間(直轄区間)、国道409号は区間により直轄と補助国道に分かれている。また、国道132号はすべて補助国道です。

ところで、直轄区間を国が整備した場合には「直轄負担金」というのを当該都道府県、指定市が負担することになるのよ。国はタダではやらないよ! これらは特に覚えておいてね。最近、この負担金のこと話題になるのは地方として大いに分かるね!

さて、このへんも政権交代でどう変わっていくかだね!!

ところで、自動車専用道路(高速道路)ってというのは、どうなっているの？

(6) 自動車専用道路について (高速道路)

自動車専用道路とは、あくまでも道路の機能上の区分であって、道路法第48条の2の「自動車専用道路の指定」によるものです。

【神奈川県内の例】

- 東名高速などの高速自動車国道は、もともと自動車専用道路。
- 一般国道では国道1号(横浜新道)、16号(保土ヶ谷バイパス)など。
- 一般県道では横羽線、高速湾岸線など。
- 川崎市道では高速川崎縦貫線など。

その他、道路の種別などで、「国土開発幹線自動車道」だとか「高規格幹線道路」、「地域高規格道路」などがあるのでしっかり勉強するんだよ！



はぁ～い！ 「道路のいろは1.2」でこっそり学習しますね。



ハルちゃん！ 実際、口だけじゃダメなんだよ！
同じこと2回は聞いてもいいけど、3回は許さないからね。



3回ぐらいは許してタモシ！
カヨねえさん！ 怒ると美人でなくなるぞ。

あの～、今度私が担当する道路は名前が「都市計画道路世田谷町田線」
って言うんですって！ じゃゆ～種類の道路なのかしら？

東京都の世田谷区から川崎市の多摩区、麻生区をとおり都下の町田市までの道路よ。

道路法の扱いとしては、神奈川県区間は延長約8,900m、道路種別が県道、路線名が「世田谷町田」で、主要地方道の指定を受けている道路なの。道路構造令としては第4種、第1級になるね。

また、都市計画道路としての路線名は「世田谷町田線」だよ。

【参考】 ○道路法の規定に基づき主要な都道府県道及び市道を指定

〔平成5年5月11日〕建設省告示第1270号 ……より抜粋

- ・都道府県道又は市道名： 都県道 世田谷町田線
- ・起点： 東京都世田谷区
- ・終点： 町田市
- ・経過地： 狛江市、川崎市多摩区
- ・主要地方道の名称： 世田谷町田線

//-2、都市計画道路の事業について

(1) 都市計画道路とは、

都市計画法に基づき定められた都市施設としての道路です。

なお、「都市施設」については同法第 11 条に次のように定められています。

(都市施設)

第 11 条 都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設に必要なものを定めるものとする。

- 一 **道路、都市高速鉄道** . . .
- 二

2 都市施設については、都市施設の種類、名称、位置及び区域、その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

3

でもね、道路、公園などは必ずしも全てを都市計画で定める必要はないんだよ！

関係する政令、省令について

【政令】(都市施設について都市計画に定める事項)

第 6 条

- 一 **道路 種別及び車線の数、その他の構造**
- 二 **駐車場**

2 前項の種別及び構造の細目は国土交通省令で定める。

【省令】(都市施設について都市計画に定める事項)

第 7 条

- 一 **道路の種別 自動車専用道路、幹線街路、区画街路又は . . .**
- 二 **道路の構造 車線の数、幅員並びに高上式、地下式、掘割式又は地表式の別及び地表式の 立体交差または平面交差の別**
- 三 **駐車場の構造**

さらに、都市計画の決定(第 18 条)として「都市計画審議会の議を経る」などがあるんだよ！

**関係する法律っていろいろとあるんですね！
でも法学部じゃないからな～、苦手だな～。**



行政の技術者のノウハウは技術と法律がフィフティー・フィフティーの割合なんだ。ところで、もし理工系の優秀な学生が法学部、法科大学院へドドッと移ったら、従来の文系の学生はかなりヤバイと思うよ。司法試験をパスする人材はかなりいると思うから、。そんな気持ちで仕事をやっていこうぜ！

そうですね！ところで、そもそも論ですが、何のために道路を都市計画決定なんかするんですか？

実にいい質問だね。すべての道路を都市計画決定するわけではないけど、いわゆる「幹線道路」なんかはするのよ！

(2) 都市計画決定の目的とは、

道路事業を効率的効果的に行うための手法の一つとも言えます。そして、その場所に道路計画があることを住民に周知させておくことが大切です。

1) 建築の制限

都市計画決定された区域は建築の制限を受けることになります。

マンションやビルなど堅固で取壊しが大変なものなんかは建てられないように制限をかけるのよ。でないと、道路事業の際に補償費などの費用が莫大になってしまうでしょ！そもそも用地買収費だって大変なんだから、...

マンションなどがダメなら、何なら建つの？

2) 建築の許可

建築物を建てる場合には都市計画法第53条により都道府県知事の許可を受けなければなりません。

許可を受ければ、...

(建築の許可)

第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、...

次に法第54条の許可基準では...

次のものなら建てられるよ！

(許可の基準)

第54条 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一 二

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造物(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

そうだ！このへんの知識のことは建築に関係しているから「建築の物知り博士」の「キムコー」を呼ぼう!!

ねえ、キムコーって誰？

【キムコー講座】 初めまして、キムコーです！本日はお呼びいただきまして誠にありがとうございます。この「道路のいろは」に登場できることは恐悦至極に存じます！早速ですが、法律とは別途に川崎市は次のように「許可することができる建築物」の基準を定めています。要は「木造の3階建て」等も建築可能となっています！

■ 許可の対象となる建築物

基準	川崎市都市計画法施行細則第3条の2
階数	3階
地階	有しない
主要構造部	木造、鉄骨造、コンクリートブロック造 その他これらに類するもの
移転・除去	容易にできるもの
事業の施行	都市計画事業の施行に支障がないもの

*許可することができる建築物（平成13年4月1日から施行）

さらに、「都市計画道路の区域内の地階に建築する自動車車庫の許可」について基準を追加しています。ただし、敷地や車庫の構造等の条件はありますが、、、。現実にはこのような事例が出てくるということです。

都市計画法第53条に基づく建築許可において、原則地階の建築物は許可対象ではありませんが、都市計画道路の区域内に限り（公園や緑地の区域内を除く）、地上部に建築する建築物の一部又は付属建築物として設けられる地階の自動車車庫のうち、市長が定める要件に該当するものは許可の対象となります。（*平成14年12月1日から施行）

許可基準:「都市計画に定められた道路の区域内の地階に建築する自動車車庫についての許可の要綱」より

キムコーさん、ありがとうございます！
機会があったらまた教えて下さい。

いつでもご連絡ください。実は、これらの建築行政等の対応業務については、私も当時の担当者の一人でした。

ところで、オガ編集長とは都市計画課時代からの知り合いで、今でも月に1回は勉強会を開催し、「ブロックの高さ、景観、耐震強度」や「数学の確率論」、「男の幸せ」ってなどについて、5時以降中国語を交えながら論議しております、、ダハハハ… また機会があったら「いろは」に呼んでくださいませ～。

（僕！ キムタク、ハマコーでなく、キムコー！）

はい、はい、はい！ お疲れ様、お疲れ様！ ちなみに講師料はビール1本と焼鳥3本だよ。

3) 用地買収及び土地収用法の扱いについて

事業において、用地買収の交渉が難航し土地収用法を適用する場合に関連してきます。というのは、土地収用法の一部の手続きが省かれることになるのです。

具体的には、「都市計画事業の認可又は承認」をとれば、土地収用法における「事業認定」の手続きの部分は不要となります！

【都市計画法】

(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)

第 70 条 都市計画事業については土地収用法第 20 条の規定による事業の認定は行わず、第 59 条の規定による認可又は承認をもってこれに代えるものとし、第 62 条第 1 項の規定による告示をもって同法第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示とみなす。

2

【土地収用法】

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第 3 条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の 1 に該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法による道路、道路運送法による一般自動車若しくは . . .
- 二 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他
- 三

でも、この条文では「都市計画事業」という用語が出てきてないのですが、？

(事業の認定の要件)

第 20 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第 3 条各号の 1 に掲げるものに関するものであること。
- 二

(事業の認定の告示)

第 26 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 20 条の規定によって事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、. . . 定める方法で告示しなければならない。

2 都道府県知事は、.

確かに、都市計画事業のことは土地収用法第 3 条には書かれていないね！

でも、「都市計画法の運用」の《法70条の趣旨》によると、「都市計画事業については、第1に、..ほぼ土地収用法第3条各号に掲げるものと同様のものであり、..きわめて公益性の高い事業であること、...計画自体の合理性は十分具備していることから、...都市計画事業の認可又は承認をもって土地収用法の事業認定に代えることとし、事業認定の手続きを不要としているものである。」と解説されています。

「だから、いいのよ!!」



へえ～、そ～なんだ..。あたし知らなかったわ！
何か、ハルちゃん先輩だけど、言われてみれば
確かに知らないことが多いね。【カヨ】



先輩のカヨねえさんも知らないことがいっぱいあるなんて..、
いったい全体、この世界、何年経ったら全部の知識を覚えられるんだろう？
とても心配だわ..。



いやいや、すべてを覚えなくてもいいのです。
関連した概要を覚えていけばいいのです。細かいことは実務の時にしっかり勉強してください。また、仕事は一人でしているのではないのですから、その時の関係者同士で知恵出しをしてお互い助け合いましょう。

川崎市の道路整備プログラム<平成20年度～26年度>：平成20年3月版



【表紙写真：川崎市役所通り】 国道15号よりハローブリッジよりJR川崎駅方向を写す。

実はこの上記プログラムの製作には、「いろはのメンバー」が結構携わったんだよ。当時はいろいろと苦労したけどね、何んか懐かしいね！

ところで、H26年度だと編集長は確実に定年退職してますよね?!
うるさい特定市民にならぬ様、切にお願い!!

Qちよこつと質問

公共事業に協力した場合の補償にはどんなのがあるの？

【補償のあらまし】

とりあえず関係項目を列挙すると、..。

1、税金について

- ・租税特別措置法に基づく税法上の優遇措置

「5,000万円の特別控除」又は「代替資産を取得した場合の課税の特例」

2、補償金額の算定

(1) 土地価格について

(2) 借地権者に対する補償

(3) 物件移転補償

1) 建物の移転料

2) 工作物の移転補償（移転不可能なものには新設費相当額）

3) 立竹木補償（庭木、収穫樹、..）

(4) その他

1) 動産移転補償（家具、道具、商品等の荷造り、運搬等の費用）

2) 移転雑費（居住者の移転に必要な費用、移転期間中の休業補償など）

3) 借家、借間人に対する補償

4) 家賃減収補償 5) 仮住居補償

.....

営業をしている方には、その他休業補償等、営業上の損失補償など、..。

(注意)「5,000万円の特別控除」については、あくまでも土地の譲渡における特別控除です。建物分については基本的に税金の対象となりますので、..。【コシちゃんより】

まだまだあるが、詳しくはもう用地担当に聞いてくれたまえ！



この先⇒
「東京湾」

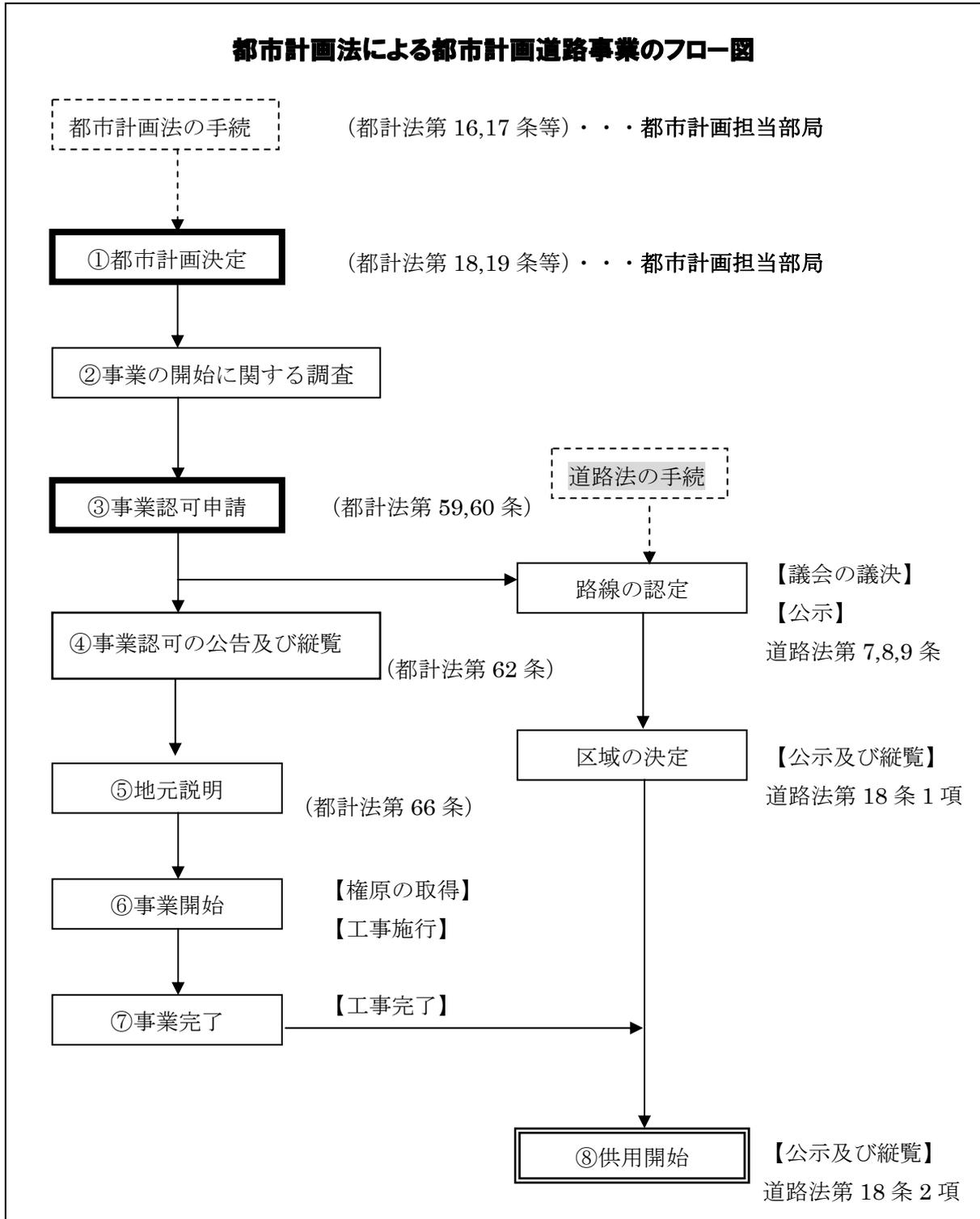
【写真：大師橋】H18年11月完成 川崎市側より東京方面を写す。

この大師橋完成の東京都と共催による開通式の式典の時はずいぶん、突然の大雨でずいぶん、段取が大変だったよね。これまた懐かしいね！

(3) 都市計画法による道路づくりの進め方（街路事業）

このことについては「道路のいろは1」にて述べてあります。復習となりますが、ここで再度確認し勉強しておきましょう。

1) 手続き等の流れ



間違っても、完了に当たり、道路法の供用開始手続等を忘れる事なかれ。頼むよ！

①都市計画決定

都市計画法に定められた一定の手続き（都市計画審議会等）を経て、道路を都市施設として都市計画決定を行います。（都計法第 18 条）

②事業の開始に関する調査

- ・ 事業の開始の調査測量
- ・ 地元説明に関する調査

③事業認可申請

新規着手予定区間の都市計画事業について事業認可申請をし、県知事から認可を受けます。（都計法第 59 条、60 条）

なお、申請書には次の事項を記載します。

- ・ 「施行者の名称」、「都市計画事業の種類」、「事業計画」、その他省令で定める事項

＊ 「事業計画」には

- ・ 収用または使用の別を明らかにした事業地
- ・ 設計の概要
- ・ 事業施行期間

＊ その他申請書添付書類には

- ・ 事業地を表示する図書
- ・ 設計の概要を表示する図書
- ・ 資金計画書

・・・などの資料をそろえます。

これらの申請図書は、一般の方々も閲覧することができます。

注) この事業認可の後、速やかに道路法に関わる「路線の認定」および「区域の決定」の手続きを行うこととなります。
(議会の議決が必要なので議会日程を考慮して準備します。)

④事業認可の公告及び縦覧

- ・ 県知事においては都市計画事業の認可等の告示および図書の写しの送付があります。（都計法第 62 条）
- ・ 市長は関係図書の縦覧、縦覧場所等の公告をします。（省令第 49 条）

⑤地元説明

（事業の施行について周知させるための措置：都計法第 66 条）

住民に対する事業計画説明および権利制限の説明

⑥事業開始

- ・ 用地交渉及び買収（権原の取得）
- ・ 工事施工

⑦事業完了 工事完了 (完了検査)

⑧供用開始

・公示及び縦覧 (道路法第 18 条第 2 項)

- 路線名
- 供用開始の区間
- 供用開始の期日
- 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間



この最後の破線---の⑧供用開始は「道路法による道路事業」の手続きと同じです。なにしろ、最終的な手続きは道路法でしたね!

これで担当の業務として終わるんですね!

2) 事業完了後のこと (会計検査対応)

ハルちゃん! ホットなんかできないよ。街路事業って、国土交通省都市地域整備局の補助事業がメインだから、完了後は会計検査院から調査官等が来て、川崎市として受検することになるんだからね、...
(第 I 章の「ちょこっと知識: 会計検査とは、」P.32 を参考にして下さい。)

会計検査って、そんなに怖いんですか?



そ~ゆ~訳ではないのよ。会計検査にはそれなりの使命があるでしょ! 設計積算、施工などを適正にやって、受検の時にちゃんと説明できれば問題はないんだから、...。それに受検は組織として対応するんだから大丈夫。

●会計検査院の「よくある指摘事項」

調査官等は当該工事ごとに、その合規性、経済性・効率性、有効性等の視点に基づいて調べ指摘することになります。

【指摘例】

- ・積算過大
- ・設計不適切
- ・施工不良
- ・その他各種改善など

分かった。ハルがんばるわ!

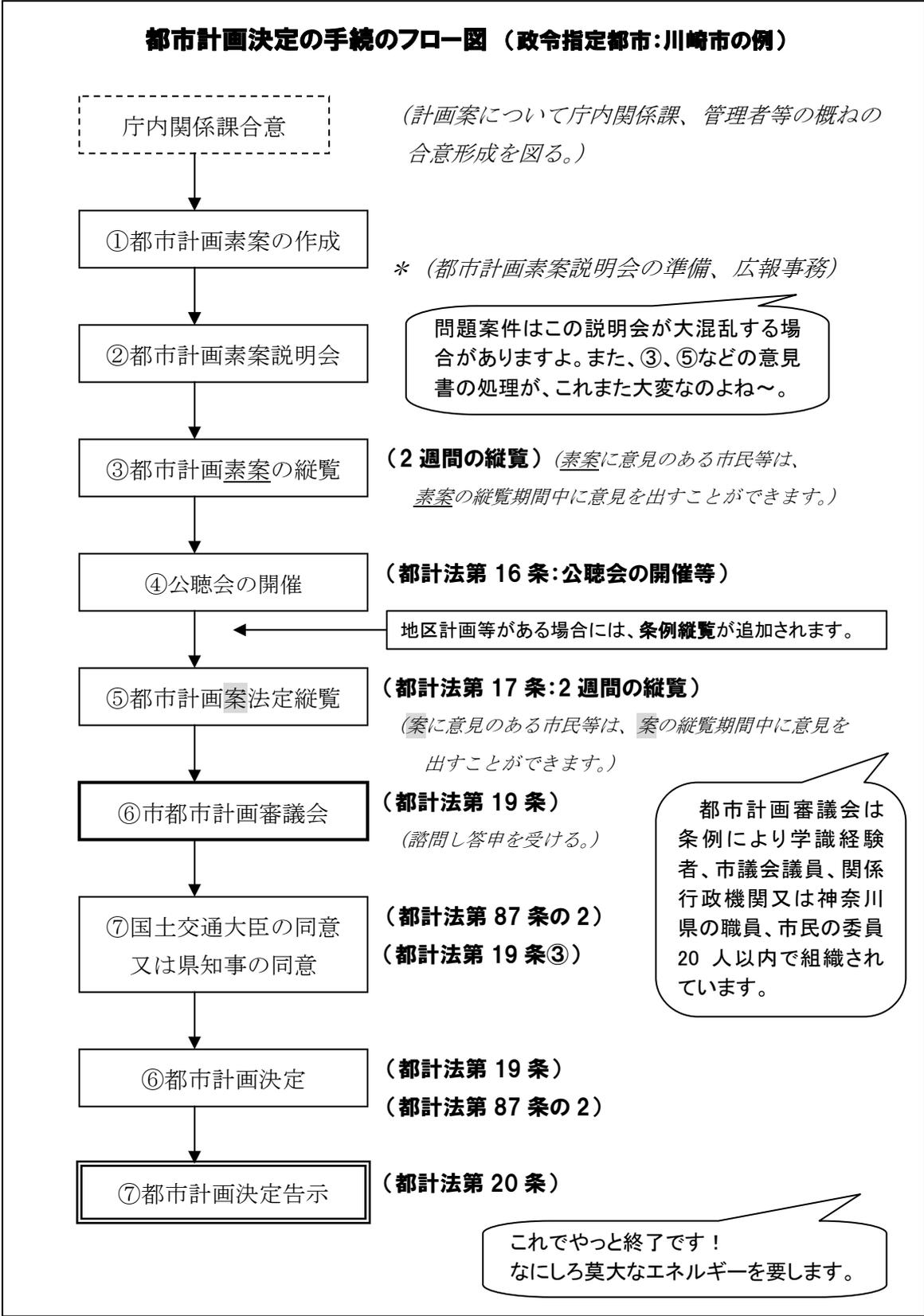
ところで、土木事務所における建設事業の業務は都市計画決定以降の業務であるとのことですが、「都市計画決定までの手続き」というのはどんな仕事があるのですか?

おっとお~、それは実にいい質問だ!

この辺は都市計画部署のmatterだな。ここで、また「キムコー」を呼ぶか？！

3) 都市計画決定までのこと（都市計画法手続き）

【キムコー講座】 お待たせ！ またキムコーで～す！
次に簡単な事務フロー図を示します。



都市計画を定める者・・・(道路関連)

以前は、道路法第3条の一般国道又は都道府県道若しくはその他の道路で、車線の本数が4以上のもの又は自動車専用道であるものは、都市計画法第15条第1項第5号の規定(政令第9条第2項第1号)により、神奈川県が都市計画を定める都市計画決定権者でした。

しかし、地方分権一括法の施行(H12.4)で、都市計画法が改正され、都市計画法(指定都市の特例)第87条の2第1項の規定により、道路関連の都市計画案件は、基本的に川崎市が都市計画決定(但し、高速自動車国道、一般国道、首都高速道路を除く。)ができるようになりました。これに伴い従来の県の定めた手続きが、実情にあった形で見直されこのように改められたのです。

【キムコーの思い出】

昔の状況下では現場サイドからの要望の反映が難しく、いろいろな意味で県都市計画課と市事業関係課との間に挟まれ、肩身の狭い暗黒の時代がありました。また、国は遅滞なく同意をしてくれましたが、県はものすご〜く時間がかかりました。苦言を呈したらけっこう嫌われました。グスン。

キムコーさん！ この「道路のいろは」の本って、もしかしたら県庁の職員も見るとも知れないですよ！ そんなこと言っちゃっていいんですかぁ〜？ 何かとても心配ですが、..。もしかして、県中引き回しの上、貼り付けの刑。まぁ軽くても出入り禁止処分ですよ、..。

イ〜ンダヨ、グリ〜ンだよ、キムコー！ 気にしない、気にしない！ だって本当のことなんだから..。それに同じように思っている人はきつといるよ。(いろいろと苦い思い出があるんだよ「キムコー」には、..)



ところで、近年における市内道路の都市計画決定の参考事例はありませんか？

あるよ！ 平成15年度に行った川崎駅西口の東芝堀川町工場跡地の商業施設「ラゾーナ」関連計画。都市計画道路「川崎駅西口線」を新規に決定しました。

計画決定年月日:平成16年1月30日
番号:3.4.27

3は区分

4は規模

27は一連番

これらの番号の詳しいことは「いろは1」のP.38(都決番号とは、)を参照して下さい！

路線名:川崎駅西口線 (幅員18m、延長180m)

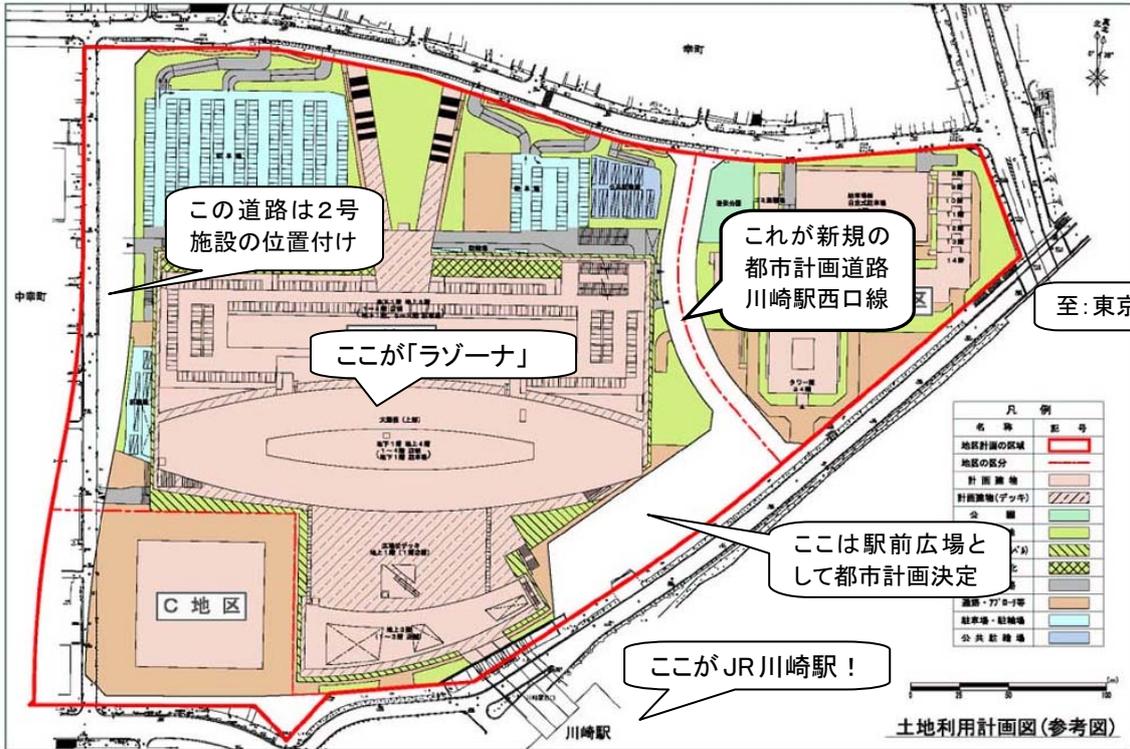
そのときの関連図面等については次のとおりです！

4) 都市計画決定事例 (平成 15 年度)

ラゾーナの広場では年中イベントが開催
されていて結構有名人が来るよ！

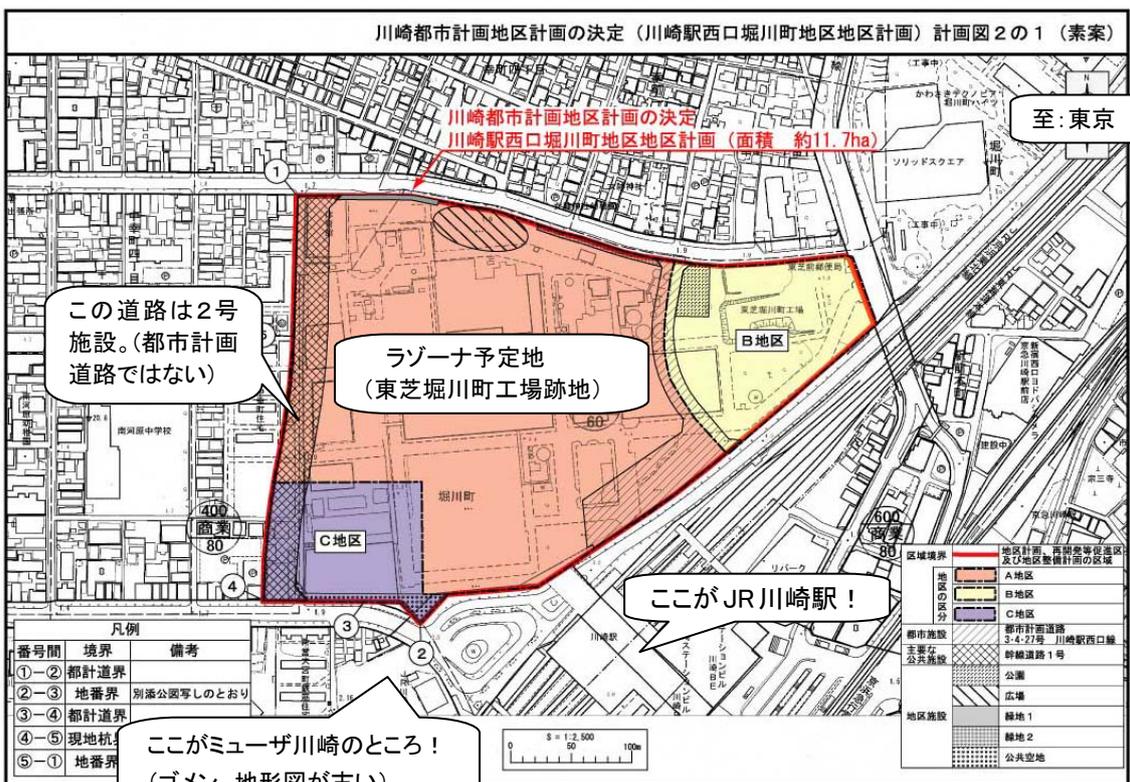
①【土地利用図】

これは商業施設等の名称「ラゾーナ」です！平成 18 年秋にオープンしました。
今では「ミュージア川崎」シンフォニーホールと共に川崎駅西口の顔となっています。



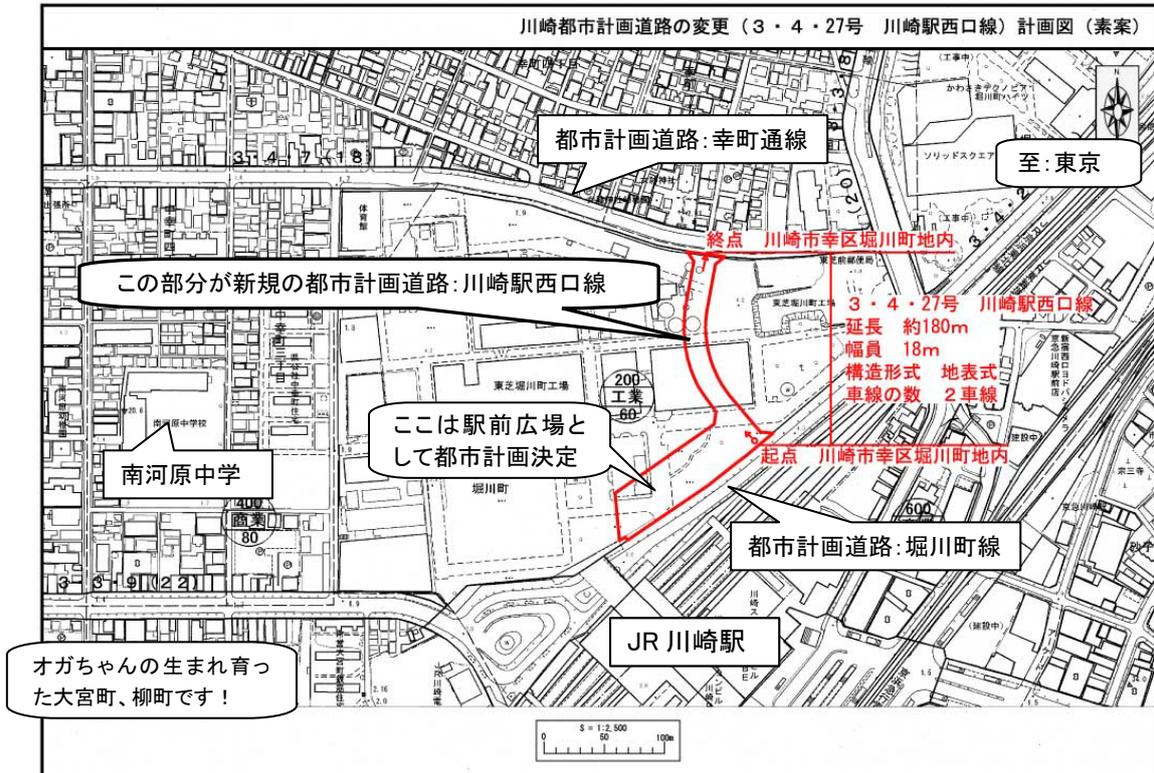
②【地区計画の計画図 (参考)】

同時に地区計画決定もやりましたネ！

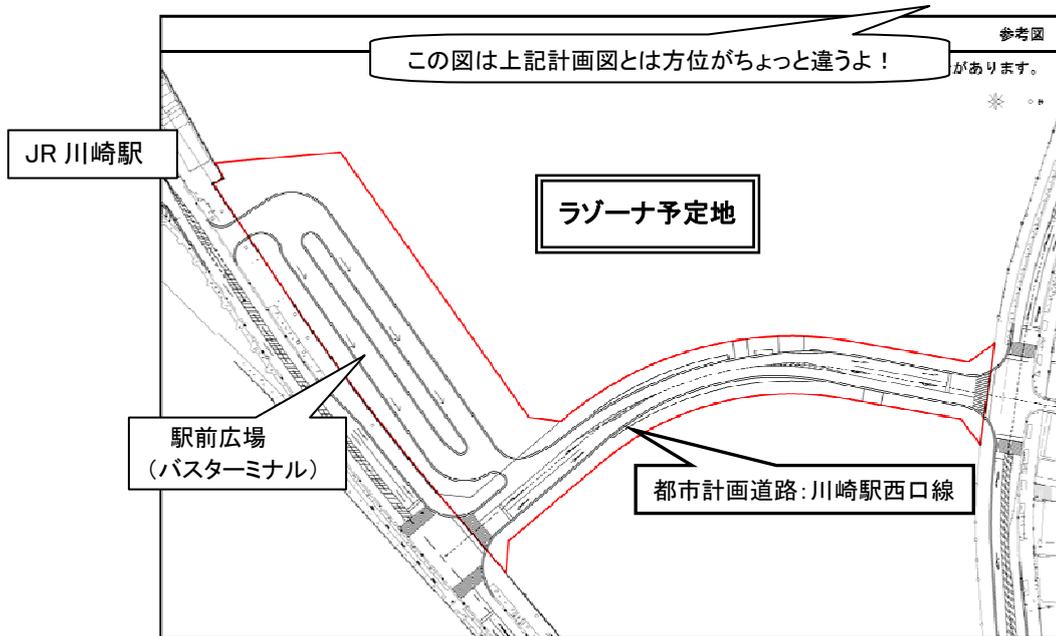


ここがミュージア川崎のところ！
(ゴメン、地形図が古い)

③【都市計画道路計画図】



④都市計画道路：川崎駅西口線 【拡大参考図】



これって、都市計画素案説明会は平成15年9月4日(木)、場所は川崎市産業振興会館。そして確か、説明者はオガ編集長で、パワーポイント担当はキムコー！もうボケて忘れちゃいましたか？それに、この辺は編集長の母校幸町小、南河原中学校学区でしたよね？あの時、説明会に地元の同級生が来ていたって言ってましたよ！

そおかあ？説明者だったか〜？最近は人の名前が覚えられない！新曲もサビのところだけしか覚えられない！だからカラオケも歌えない。もう完全に歳だね！

ところで、都市計画って主にどんなことを決めているのですか？

それって、またまたボクの専門分野だな！【キムコー】

5) 都市計画の決定項目について

① 都市計画の基本理念は次のとおり。

【都市計画法】（都市計画基本理念）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

② 都市計画の主な項目について

その内容は、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などの土地利用、道路、公園、下水道などの都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市街地開発事業、地区計画などの地区の特性を活かした良好な市街地環境の整備に関するもの等から成り立っています。【「かわさき都市計画」より抜粋】

ところで、都市計画区域及び市街化区域、市街化調整区域の決定は、従来どおり都道府県ですよ！

i) 市街化区域及び市街化調整区域について

- 市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- 市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域。

な、な、なんと川崎市域面積144km²の約88%が市街化区域です！

ii) 用途地域について

用途地域内の建築物の用途制限をするもので区分は次の12区分。(H8.5)

- | | |
|---------------|---------|
| ①第1種低層住居専用地域 | ⑦準住居地域 |
| ②第2種低層住居専用地域 | ⑧近隣商業地域 |
| ③第1種中高層住居専用地域 | ⑨商業地域 |
| ④第2種中高層住居専用地域 | ⑩準工業地域 |
| ⑤第1種住居地域 | ⑪工業地域 |
| ⑥第2種住居地域 | ⑫工業専用地域 |

iii) 高度地区について

日照や採光などの生活環境を保護するため、建物の高さなどを制限するもの。

川崎市においては第1種(10m)、第2種(15m)、第3種(20m)までの高度地区を設定しています。なお、この設定は地方自治体により異なります。

iv) 防火地域、準防火地域について

燃えにくい構造に建物を制限するもの。(耐火、準耐火、防火構造)

【参考】 建ぺい率とは、容積率とは？

1、建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のことをいいます。

$$\therefore \text{建ぺい率 (\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

2、容積率

建築物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合のことをいいます。

$$\therefore \text{容積率 (\%)} = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

【川崎市】 面積 144 km²、最長延長 33.1 km、最短距離 1.2 km
人口：約 141 万人 世帯数：約 65 万 (H21.10)



我々が「道路のいろは 2」にてデビューしたのが、確か 2002 年。「あれから 7 年！」。当時小学生だった末娘(モエ)も現在、高校 3 年、中学生だった長男(ヤス)も大学 4 年で、もう卒業ですよ！何せ月日の経つのは早いものですね。だから我々も歳をとるはずですよ。

ところで、当時 2002 年の京浜臨海部空洞化の時代から比べ、川崎もすっかり変わりましたね。なぜか人口も増えているんだってさ！きっと全体的に活性化しているんだね。まあ、東京と横浜に挟まれていて立地条件としては確かにいいし、、、。そしてフロンターレも頑張ってますね！うれしいね。

最近、多摩川では約 100 万匹ものアユが遡上しているとのことだよ。何しろビックリだね。



ごめん、ゴメン！ 実はさあ、君たちは印刷物の「道路のいろは 2」(P.2)としては登場していたんだけど、ホームページの PDF データでは手違いで 2 人の部分は落ちていました。Web では図と共に新登場となります！ すまねえ～、、、。【編集部一同】

ふう～ん、、、。昭和 30～40 年代は「公害の町、川崎」と言われていたのにね。それはスゴイですね！ やはり「がんばれ、ニッポン」、「スゴイぞ、ニッポン」、「頭のいい国、ニッポン」・・・ですかね？

Qちよこつと質問

いわゆる「2号施設」の道路とは？

既述の「ラゾーナ」地区計画の中にあつた「2号施設」の道路の取り扱いですが、以前は、都市計画法第12条の5、第4項の2号による道路でしたが、現在は、都市計画法第12条の5、第5項の2号になります！（H18年改正）

都市計画法（地区計画）

なんだ、法律の条文の号のことかあ、！

第12条の5

.....

5 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該再開発等促進区又は開発整備促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

ややこしいけど、あくまでも都市計画道路ではないんだよ。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び地区施設を除く。）の配置及び規模

いわゆる再開発等促進区又は開発整備促進区の地区計画における準幹線道路等を通称「2号施設」と言っています。だから、『その他ののは「2号施設」とは呼ばないのだ！』

ふう〜ん？ 他にも「2号施設」ってあるの？

あるよ！ 同じ平成15年に行った中原区の中丸子地区の再開発促進区(不二サッシ跡地)にある地区内の幹線道路がそうだよ。ところで、今この地域では49階、45階のタワーが建っていて、何しろスゴイですよ！



そうそう、かなり昔の話になるんだけど、冒頭の説明の都市計画法の改正以前では、「2号施設」は「都市再開発法」の第7条8の2の第2項の2号に位置付けられていたんだ！ 条文もそっくり同じだった。当時の都市計画法の改正に合わせて整合を図るため、この都市再開発法の条文も削除されたんだな。まあ懐かしい話だけれどね、...

何か難しそうなお過去の経緯かあ、...

さすが、キムコーさんは「ものしり博士」ですね！

誉めてくれてありがとう！でも、ボク、キムコーは何故か我家：木村家では評価が低いんだな、これが！

Qちよこつと質問

では、「2項道路」って？

建築基準法第42条第2項による道路です！別名「みなし道路」とも言います。現在は4m以上の道路に面していなければ建築できないのですが、昔は9尺（2.7m）以上であればよかった。既市街地における建替えのための緩和処置としてこの規定ができました。

建築基準法（道路の定義）

第42条.....

2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2mの線をその道路の境界線とみなす。...

ちなみに、「適用されるに至った際」って、いつになるの？

まあ正確には、建築基準法の施行日で1950年（昭和25年）11月23日ということになるが、。ところで、この「2項道路」の規定だけれど、**建築基準法（適用区域）第41条の2**
この規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。
...とされているんだな、これが。

エッ？ その説明のココロは？

実はうちの会社の仲間で神奈川県藤野町に住んでいる人がいるのよ、。平成の大合併で相模原市に統合されたけれど、その住んでいる場所は現在都市計画区域外なので、「2項道路」としての位置付けがないのです。むろん建築基準法の接道規定もないのです！それに、都市計画税も払ってないんだ。いやゴメン、税の対象にならないんだ！

ふう〜ん、もうそこまでくると、まさに7口の領域の知識ですね！ところで、そんな遠くに住んでるなんて、いっそ相模原市役所に移籍できる制度があればいいのにお？

確かにそうだね、そんな移籍制度があるといいね!!
さてと...この「2項道路」の類似で、その他に42条「1項3号道路」がある。これは建築基準法公布(S25.5.24)以前より存在する道で幅員4m以上のものになります。また、「1項5号道路」というのは、いわゆる「位置指定道路」というもので、これらも土木建築行政でよく出てくる用語ですね。

もう、いっぱい教わって既に頭がパンクですよ。あの〜、そもそもですが、川崎市の管理している道路って、どのぐらいの延長があるのですか？

えっ、？ でもそれは「道路のいろは1」で説明してあるでしょ！



「いろは」はダウンロードしたけど、実はまだ読んではいない。ゴメン！

..、ということは「道路のいろは」を持っているのに見てなかったってこと？ ...モッタイない!!



//-3、道路法の道路事業について

(1) 道路の管理について

1) 川崎市の管理している道路（復習）

道路延長関連だけど、この8年間に土地区画
整理事業が3つ完了しているんだってさ！

平成 20 年 4 月 1 日現在の道路統計書からの出典です。「道路のいろは1」発行 (P.6) の
平成 12 年 4 月時点の管理延長合計 2 4 5 0 kmより、やはり約 4 0 km増えていますね。

道路の種別	路線名	総延長m (重用延長含む)
一般国道 (指定区間外)	132号	4,562
	246号	760
	409号	12,500
	小計	17,822
[神奈川] 県道 主要地方道	川崎府中	21,865
	東京大師横浜	6,624
	東京丸子横浜	3,312
	世田谷町田	8,815
	横浜上麻生	3,035
	丸子中山茅ヶ崎	5,695
	町田調布	1,796
	横浜生田	4,598
	鶴見溝ノ口	10,348
	小計	66,088
一般県道	扇町川崎停車場	4,198
	川崎町田	1,705
	大田神奈川	4,596
	子母口綱島	1,266
	上麻生連光寺	5,953
	真光寺長津田	1,496
	稲城読売ランド前停車場	2,015
	小計	21,229
県道計		86,988
市道 (主要地方道)	幸多摩線	16,581
	野川菅生線	6,615
	小計	23,196
一般市道		2,363,469
市道計		2,386,665
合計		2,491,804

注) 重用延長とは道路法第 11 条の規定により、上級の路線に重複している区間の延長。

注) 名称変更及び一般県道の「線」の削除について改正しています。(H17.10.21 付け、県告示)



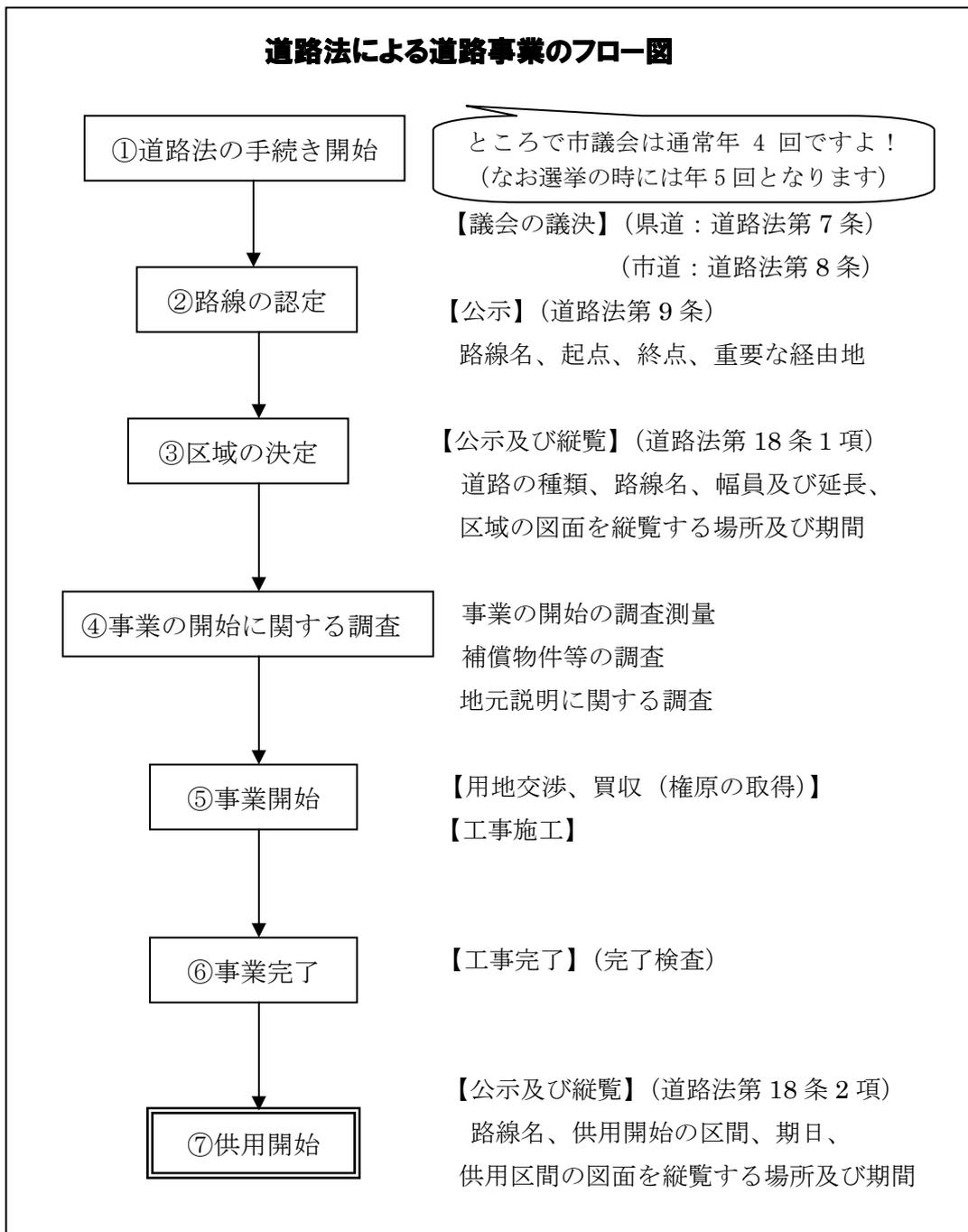
前々頁の表からしても川崎市では約2,490kmもの道路を管理しているのよ！一方、市内の都市計画道路の延長は市の管理外も含めて約370kmなんです！だから、ほとんどが道路法による一般の道路と言えるわね！

この道路法による進め方についても「道路のいろは1」にて述べてありますが、これまた復習です！

(2) 道路法による道路づくりの進め方

1) 道路法の手続きの流れ

次のフロー図はあくまでも、新設道路の場合の道路法の流れを説明したものです。また、道路計画策定後の手続きとなります。



①道路法の手続きの開始

- ・ 路線の認定及び区域の決定のための手続準備
- ・ 議会に対して案件として提案

②路線の認定

- ・ 議会の議決を経て認定します。
(県道は道路法第7条、市道は第8条)
- ・ 「路線名、起点、終点、重要な経由地」を明らかにします。
- ・ 公示(道路法第9条)

道路計画自体は計画論、構造令、交通管理者協議等がOKで、地元調整も概ね了解が取れていないといけないよ！

③区域の決定

- ・ 認定の後遅滞なく区域の決定がされます。
- ・ 公示及び縦覧(道路法第18条1項)

(施行規則第2条 道路の区域の決定等の公示)

- 道路の種類
- 路線名
- 敷地の幅員及びその延長等
- 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

地元要望等による現道拡幅や新設道路の計画などはこの手続きパターンがあり得ますね。

注) 認定については道路の位置を示すに過ぎませんが、区域の決定がされることにより、道路の範囲が明らかになり道路法の適用範囲が定まります。なお、供用開始前までの間は、道路管理者が「権原」を取得する以前においても一定の制限がされます。(道路法第91条：道路予定区域)

④事業の開始に関する調査

- ・ 事業の開始の調査測量
- ・ 地元説明に関する調査

⑤事業開始

- ・ 地元説明(注：どの時点でどのように行うかは状況によります。)
- ・ 用地交渉及び買収(権原の取得)
- ・ 工事施工

用地交渉が難航した場合の土地収用法は？

⑥事業完了

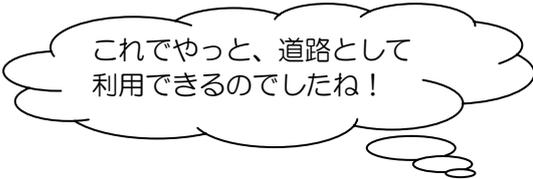
- ・ 工事完了(完了検査)

都市計画事業認可は取ってはいないので、収用法としては「事業認定」の手続きから始まります！

⑦供用開始

- ・ 公示及び縦覧(道路法第18条2項)
(施行規則第3条 道路の供用の開始等の公示)
具体的な公示の手法としては「川崎市公告式条例」によります。
- ・ 『道路供用開始に関する告示』(例：川崎市告示第〇〇〇号)
 - 路線名

- 供用開始の区間
- 供用開始の期日
- 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間



2) 事業完了後のこと（会計検査及び市の監査）

● 国土交通省道路局の国庫補助事業等(交付金含む)であれば、これまた会計検査があります。

○ 市の単独費の事業であれば「会検」はありません。

ハルちゃん！ 市の単独費による事業を「タンピ事業！」と呼ぶのよ！

確かに「会検」はありませんが、通常、市の「監査」というものがあります。

監査とは地方自治法第 195 条の規定により設置された市の行政委員会です！

監査って何？

【参考】 監査事務局について

地方自治法

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

目的：市の財務に関する事務の執行および市の経営に係る事業の管理などが、法令等に従って適正に行われているか、また、合理的に行われているかなどを独立した立場でチェックするのです。

そして、この 4 人の監査委員の仕事を補助するための組織として監査事務局があります。

だから、工事についても定期的にチェックが入るの！
国のお金は。会計検査院、市のお金は監査事務局ってとこかな。

監査ってどんなことを調査するのですか？

基本的に会計検査と同じで、調査の上、不適切なところがあれば我々が指摘を受けることになるわさ！



でも、「相手を必要以上に恐れてはいけませんよね！」。
.. って剣道でもよく言われます。実は気が弱いよね、私って..。

Qちよこつと質問

都市計画道路は都市計画事業（街路事業）でやらないといけないの？

都市計画事業（国交省、都市・地域整備局管轄）としてのシバリがあるのかということでしょう？ そんなことはありません！ そのへんのこととは、既に「道路のいろは1」の質問コーナー（3）にて説明していますが、道路法による道路事業（国交省道路局管轄等）でもできますよ。

質問： 都市計画決定された路線でも、道路法の道路事業でできるの？

回答：都市計画道路「尻手黒川線」となっている県道「上麻生連光寺」(麻生区片平地内)は、現在、道路法の道路事業で進めています。

また、都市計画事業としてではないので「事業認可」は取得していません！

なお、上記の回答については、事業の手續論のことを説明しています。

また、都市計画道路「世田谷町田線」の一部区間については主要地方道県道「世田谷町田」の道路事業として、地方道路整備臨時交付金にて事業を行っています。もちろん都市計画事業としてではないので「事業認可」は取ってはいません。もし、土地収用法の適用が生じた場合には事業認定からの手続きとなります。

要は、ここで大切なのは、都市計画事業すなわち街路事業（都市・地域整備局所管補助事業）として行うには、都市計画法に基づく事業認可を受けなければならないということなのです！

なお、一般国道（補助国道）については都市計画決定していても元々道路局所管補助事業であって、都市計画事業にはなりません。そして、道路用地の登記名義は国土交通省となりますので、、あしからず！



国からの補助金をもらわないと、地方自治体は事業ができないのですか？

もちろん、国の補助金等を受けないで、市の単独費でもできるし、その単独事業も結構やってますよ。でも、地方自治体の財政は厳しいので、少しでも国から補助金等を受けようとするわけよ！

な～るほど、自治体は苦しいのね。だから、補助金をもらい事業をする。そして、それが結果として会計検査につながっていくのかあ。



これにて「道路事業全般について」のお勉強は終了じゃ。次は「第三章 道路管理者のお仕事について」、まあ法律系の勉強になるが、日常の業務においても結構関わりがあるので大切じゃよ！

第III章 道路管理者のお仕事について

*初めての勤め3

またまた、じゃ～ん！ ○○年4月

ハルちゃんがお勤めして1年が経ちました。今までは土木事務所の道路係でしたが、今度は道路の管理、占用の業務を受け持つことになりました。

(管理部門はとても地味な仕事ですが、実は重要な部門なのです！)

そもそも道路管理者の仕事ってどんなのがあるのかしら？
確かに、道路係の時には工事の関係で境界のことや占用物件のことでは
管理・占用係には大変お世話になったんだけど、...

何しろ、道路法「第3章道路の管理」のところを勉強するのよ！



また法律なの？ 頭の中はほとんど白紙なんですわ、
最近はおバカさんフォームだから許してね、..



ハルちゃん、何をバカなこと言ってるの！ 芸能界はあれが一つの売りなのよ！ あんたはこれで給料をもらっているんだからチャンとしなさいよ。 だいたい、「羞恥心」という言葉を知ってるの？ 書き取りでチャンと書けるの？ (これはレベル4クラスだよ！)

ハイ、ハイ、分かりました...！
ところで、カヨ姉さんは管理部門の係にいたことあるのですか？

ウグッ、実は、無い！
(1年経つと、だんだん生意気になってきてるぞ。今の若い子にはかなわないわ！)
この章ではところどころ実務の助っ人を頼もうっと、..

III-1、道路の管理業務でつかう道路法について

道路法の「第3章 道路の管理 第1節：道路管理者」でよくつかう条項は次のものです。

(1) 工事原因者に対する工事施行命令等

【道路法】(工事原因者に対する工事施行命令等)

第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事に因り必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施工させることができる。

2 前項の場合において、...

なんかさあ、この道路法 22 条にしてもさあ、読み取りが難しいね、法律って。あ～あ、ややこしや！ ややこしや！

分かった、分かった。要はね、、、「道路が壊された場合には、原因者の費用で責任をもって直してね！」ということで、道路管理者として行為者に復旧工事を行わせることなのさ。
実務に当たっては別途「川崎市道路損傷事務処理要領」によることになる。



じゃあ？ 車の運転をしてて、車止めやガードレール、カーブミラーなどにぶつかって、それらを損傷させた場合なんかはどうなるの？もちろん自分の車も損傷してるけど、。

ハイハイ、いわゆる自爆事故でのことね！その場合、当然この道路法第 22 条の対象となり、任意自動車保険の対物賠償で直すことになる。もちろん、自分の車の損傷は自分の車両保険で直すんだよ！
ちなみに、我家の自動車保険は種目が VAP というやつで、対物賠償 1,000 万円、対人賠償無制限！そして、ちゃんと車両保険も入ってるぞ！だから安心安心。

あの～？ 実際にジコって、保険をつかったことってありますか？



あるよ！ H18、H19 とたて続けにぶつけたよ。そりゃあ長い間には接触事故の 1 つや 2 つあるさ。あのさあ、自動車保険は料金の安さだけの勝負じゃないよ。実は事故が起きた時の保険代理店の動きが問題なのよ。いい代理店を押さえておくのが一番！我家は代理店には恵まれていて、何回も助けてもらっている。とても頼りになり、もう 20 年以上の付き合いになる。
最近では保険料の安さをアピールする宣伝が多いけど、1 度事故ればきっと「まさにお金の問題じゃあない」と実感するよ。



編集長の話って、結構脱線しますよね？ところで、この 22 条の事務処理って年間どのくらいの件数があるのですか？

じゃあ、ここで、実務に詳しいトシエ姉さんと呼ばうか！

お待ちせ！トシねえです。そうね、多摩区管内の H19 年度は 20 件、H20 年度は 28 件でした。ちゃんと、警察への事故届等と照合するなど、連携して事務処理するのだけど、実際にはかなりの数の当て逃げもあるのよ！その場合には、やむを得ず私たち道路管理者の予算で直すことになるんです。何か悔しいですね。

(2) 道路管理者以外の者の行う工事・・・(自費工事)

【道路法】(道路管理者以外の者の行う工事)

第 24 条 道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項又は第 19 条から第 22 条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。



本来、道路管理者以外の者は道路に関する工事はできないのですが、自らの目的のために道路管理者から「道路工事等施行承認書」を受けて工事を行うものです。自分の車の出入りのために、自宅の前の歩道を一部切り下げたりするのなんかがマサにそうだね。なお道路法解説では、この承認にあたっては「道路管理者はその工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うことができる・・・一般的な処理方針を確立しておくことが望ましい」とされています。例えば、自分に都合の良い道路を造るとするのは元々ダメなんだよ。道路はみんなのものだからね！

なるほどね～。ところで、この場合の費用はどうなるの？

当然、自費だね！ 法第 57 条により「・・・要する費用は・・・承認を受けた者又は道路の維持を行うものが負担しなければならない。」とされている。だから、このことをいわゆる「自費工事」と言うのだ。

ふう～ん、承認をもらい自分のお金で道路工事をするのね...
じゃあ、承認のいらぬ政令で定める軽易なものって、何？



施行令第 3 条では「・・・軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。」とされている。

またトシねえです!! うん、多摩区管内の H19 年度の自費工事は 105 件、H20 年度は 97 件でした！

なるほどね～。ちなみに、この自費工事も年間どのくらいの事務処理件数があるのですか？

ゲェ、そんなにあるの？ それって大変ですね。

(3) 道路台帳

【道路法】(道路台帳)

第 28 条 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

そもそも「道路台帳」って、どんなものなの？

では、次に道路台帳に関する国土交通省令を紹介しよう。

[参考]：【道路法施行規則】（道路台帳）

第4条の2 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第4とする。

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 路線の指定又は認定の年月日
- 四 路線の起点及び終点
- 五 路線の主要な経過地
- 六 供用開始の区間及び年月日
- 七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
- 八 道路の敷地の面積及びその内訳
- 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
- 十

4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図に記載して調製するものとする。

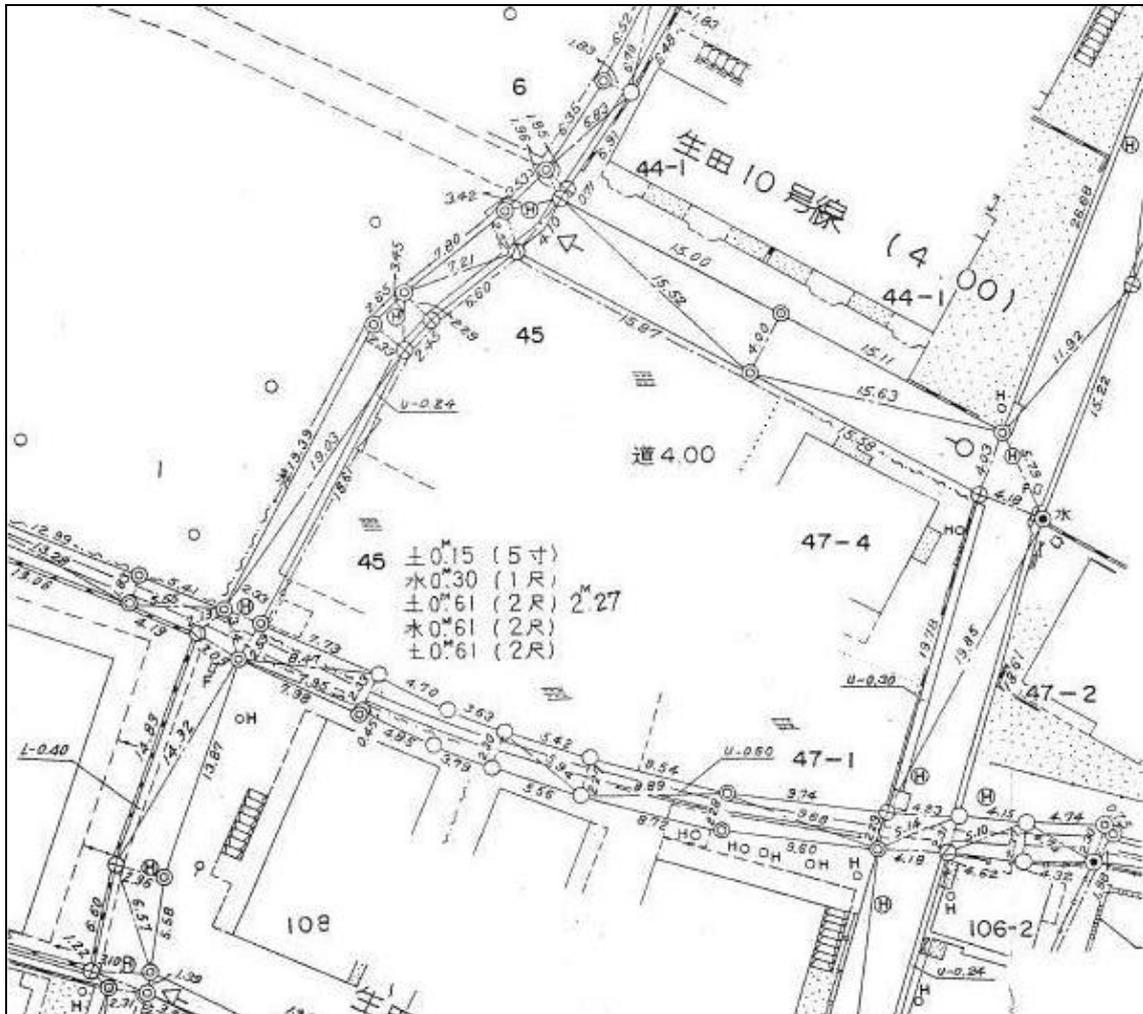
- 一 道路の区域の境界線
- 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- 三 車道の幅員が0.5メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
- 四 曲線半径（30メートル以上のものを除く。）
- 五 縦断勾配（8パーセント未満のものを除く。）
- 六 路面の種類
- 七

ここで、第3項に出てくる調書の「様式第4」とは次のような表です。
なお、これは第1表(表)ですが、種類としては第5表まであります。

〇〇道路台帳		
道路の種類	路線名	道路管理者
路線の指定(認定)年月日	指定(認定)の該当条項	
起 点	主要な経過地	
終 点		
路線の延長	供用開始の区間及び年月日	
.		

まあ、道路の戸籍みたいなものなのね！

次に道路台帳の図面とは、「これだ！・・・」 この図の右上には川崎市多摩区生田地内の路線名「市道：生田10号線」があるね。



なお、道路台帳の詳しいことについては、「川崎市道路台帳調書整備要領」を参考に勉強してみるといいよ。

ところで、川崎市多摩区ってどのくらいの道路があるの？

川崎市多摩区行政面積 20.39 k² に対して、道路敷面積 2.31 k² ⇒ 約 11%
道路総延長は、な、なんと 414 km。道路路線数は？ え〜と、現在調査中、。
「お〜い、ヒロユキくん！ 答、出たか？ ナニ？ まだ？」
ちなみに H21 年 5 月時点の多摩区の人口は約 21 万人、。・・・
「エッ、出た!! 何なに、多摩区が 2,952 路線。市全体で約 16,000 路線！」
こりゃあ大変な数だね。確か、昭和 54 年頃に 10,000 路線を超えたとのこと
だった。あれから約 30 年か、。ヒロユキくん、調査お疲れ！ カニ食べゆこお、。

それって、古いよ！ 今は Puffy でなく、少なくとも Perfume でしょ！

(4) 道路台帳に係る境界査定業務について

道路・河川・水路等の公有地（川崎市が管理する土地）と私有地との境界に関する次の業務を行っています。

- 1) 道水路台帳平面図・保管図(公図)の閲覧

閲覧手数料：1件 **300円**



これはコンクリート杭の境界標だよ！

この料金は川崎市手数料条例第2条(241)による。

- 2) 土地境界査定申請・・・(新規・復元)

手数料：1件につき1筆**600円**で、筆数が増すごとに**200円**を

加えた額

この料金は川崎市手数料条例第2条(223)による。

この業務は「川崎市土地境界査定取扱規則」に準拠して施行することになり、次の業務項目などがあります。

これは上記規則の条項番号です。

- ・土地境界確認の申請（第2条）
- ・査定前の調査、査定の実施等（第3条）
- ・立会いの通知（第4条）
- ・立会い及び協議等（第5条）
- ・土地境界の確定等（第6条）
- ・測量及び土地境界査定原図の保管（第7条）
- ・書類の保管（第8条）
- ・境界確定不成立の通知（第9条）
- ・土地境界査定原図抄本の交付及びその手数料（第10条）
- ・土地境界承諾書の交付（第11条）

何しろ、この査定業務というのは多くの労力と時間が掛かるので大変なんです！ホント、地味な仕事なんです。(ユーイチロー)

- 3) 土地境界査定原図抄本交付申請

手数料：証明距離10mごとに**300円**

この料金は川崎市手数料条例第5条に基づく実費に相当する手数料として、川崎市土地境界査定取扱規則第10条に定められています。

各種手数料などは条例や規則で定められているのか！ところで、これらの査定業務等も年間どのくらいの閲覧や申請があるのですか？

そうね、多摩区管内の平成19年度では、**コンダケ**！

業務	H19年度件数	H20年度件数
道水路台帳閲覧	1,065	924
道水路境界査定	113	138
原図抄本交付	237	258
寄付,交換,払下	86	70

[公表資料より]



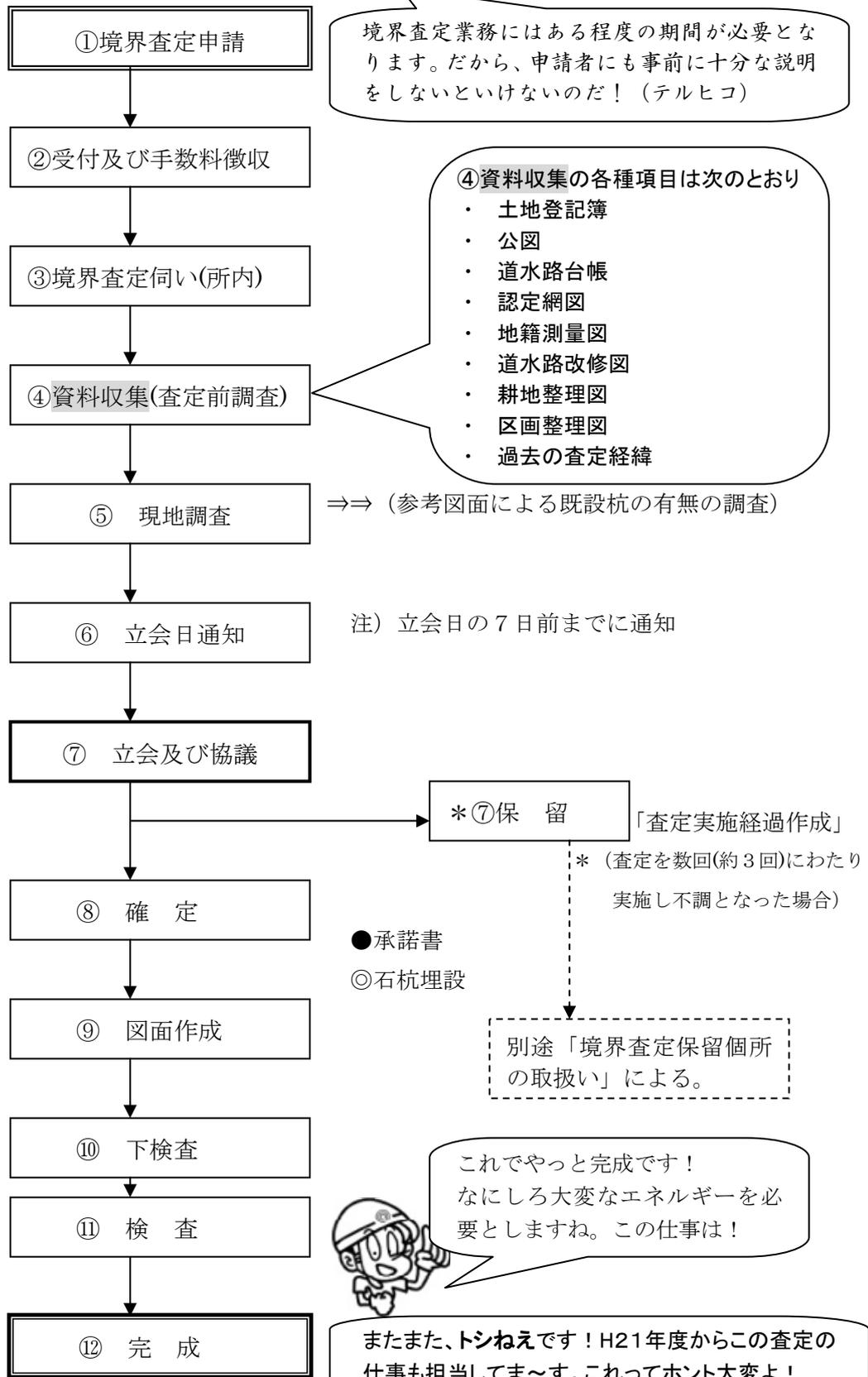
へえ～、**コンダケ**どころじゃないじゃん。けっこうあって大変じゃん！



上はプレートで左は鉄の境界標だね！

【参考】

境界査定の申請から完了までの事務フロー図（概略）



III-2、道路の占用業務で使う道路法について

道路法の「第3章：道路の管理、第3節：道路の占用」でよく使う条項は次のものです。

(1) 道路の占用の許可

【道路法】(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
-

3 第1項の許可を受けた者は、.



要は「道路はみんなのものだから勝手に占用して使っちゃだめよ！」
ということで、道路管理者の許可を受けた者だけが使えるルールさ。
なお、占用の許可基準は次の第33条になる。

(2) 道路の占用の許可基準

【道路法】(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号の1に該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、. . . 政令で定める基準に適合する場合に限り . . . 許可を与えることができる。

2

詳しくは政令で定める基準、即ち「道路法施行令」によることになるね。
そして、その「道路法施行令」では次の項目等が条項で定められています。
占用の期間(9条)、占用の場所(10条)、電柱・電線又は公衆電話所の占用の場所(11条)、特定仮設店舗等の占用の場所(11条の2)、水管・下水道管又はガス管の占用の場所(12条)、など。

なるほどね～。例えば、「**占用の許可の期間**」と
いうのはどうなっているのかしら？

【道路法施行令】（占用の期間）

第9条 占用の期間は、水道法、工業用水道事業法、鉄道事業法、・・・・・・
については 10年以内とし、その他の占有物件については 5年以内としなければなら
ない。占用の期間が・・・・

さらに、「川崎市道路占有規則」においては次のように定められています。

【川崎市道路占有規則】（占用の許可等の期間）

第6条 占用の許可等の期間は、次の各号に掲げるところによるものとし、・・・・・・
(1) 第35条の規定に基づき協議により行う占有及び法第36条に規定する事業の
ための占有・・・・・・10年以内
(2) 前号以外の占有・・・・・・5年以内

【参考】ここで、**法第35条**は「**国の行う道路の占有の特例**」、**法第36条**は「**水道、
電気、ガス事業等のための道路の占有の特例**」の条項です。

なお、上記**(2) 前号以外の占有**についてですが、官公庁に
関するもの、CATV及びPHS無線基地局や看板類などの占有
許可期間については別途取扱いが定められています。

なるほど、なるほど。ところで、**占有にはお金が掛かるんでしょ？**

そう！ 道路占有料を払うことになるね。

占有料の金額などは何に基づいているの？

法39条第2項の規定により、地方公共団体の条例で定められているんだよ。

(3) 占有料の徴収

【道路法】（占有料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占有につき**占有料を徴収することができる**。

ただし、道路の占有が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行
う事業で・・・・・・

2 前項の規定による**占有料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の
条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める**。但し、条例で定める場
合においては・・・・

川崎市の場合には「川崎市道路占用料徴収条例」がそれにあたり、第2条に占用料の額が規定されているよ。

【川崎市道路占用料徴収条例】

(目的)

第1条 この条例は、道路法第39条第2項の規定により、市が道路の占用の許可を受けた者から徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

別表 (第2条関係)

2 前項の規定による占用料の額は、……………

(占用料の徴収方法)

第3条 市長は、占用を許可したときは、前条の規定による占用料の納入通知書を占有者に交付する。

2 占用料は……………

さらに、既述の「川崎市道路占用規則」には、第24条「費用の徴収」のところに別途の「監督事務費」というものが位置づけられているんだ。

えっ何それ？ その「監督事務費」って何なの？



うん、「川崎市道路占用規則」では、次のようになっている。

【川崎市道路占用規則】

(復旧の方法)

第19条 占有者は占有のため道路を掘削したときは、施行基準に基づき、自らの費用負担により速やかに復旧工事を施行しなければならない。

2……………

(費用の徴収)

第24条 市長は、第19条第1項に規定する復旧工事に係る監督事務費として、別に定める路面復旧費単価表に基づき算出した額に100分の10を乗じて得た額の範囲内の額を占有者から徴収する。

2……………

まあ、その復旧工事に係わる行政としての監督・検査等の費用みたいなものだね！ でも、あくまでも道路掘削が生じるものに対してだけだよ。



ただの占用であれば「占用料」で、掘削有りの場合は「占用料+監督事務費」か！なるほどネ。

じゃあ、道路占用や掘削工事の件数というのは多摩区管内では年間どのくらいあるのですか？

ここで、次の助っ人のミキ姉さん呼びましょう！

お呼びですか？ ミキねえです！まだ、この業務経験が浅いのですがよろしくお願いします！

さて、多摩区管内の道路占用及び掘削工事は19年度は1,268件、20年度は1,291件ありました。詳細は右表のとおりです。

そして、別途の分類である単なる道路占用(日除け、袖看板、足場、防犯灯及び照明灯等)の事務処理は19年度は393件、20年度は224件もありました！ [公表資料より]

占用者	19年度	20年度
水道	425	416
下水道	119	159
電気	202	165
ガス	329	358
電話	116	128
官公庁関係	4	5
一般	73	60
合計	1268	1291



ゲェ〜、それらの総合計で年間約1,500〜1,600件じゃんか！結構数があるんだね。それじゃあ、事務所の職員も大変ですね！



あの〜、19年度担当のヒロキですが、ヒロシ先輩と共に、その他にもH19年度は多摩区管内で水路の占用許可業務(出入口用の橋等)を148件処理しています。(20年度は105件)

へえ〜、そんな種類の仕事があったり、そんなに件数があること自体、一般の市民は全然知らないよ！なるほどね〜。では、次に占用が終了した場合はどうなるの？

(4) 原状回復

【道路法】(原状回復)

第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

そ〜ね、継続して占有が必要であれば、占有許可の更新をすることになるし、終了・廃止であれば当然のことながら、自費で元の原状に戻すこととなりますね。いずれにしても各種手続きをすることになりますね。

- 道路占有許可申請(更新)
- 道路占有廃止届

III-3、道路の保全業務で使う道路法について

道路法の「第3章：道路の管理、第4節：道路の保全等」でよく使う条項は次のものです。

(1) {車両制限令の根拠法令}

【道路法】{車両制限令の根拠法令}

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前3項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

この車は大丈夫だよ！
だって小さいモン。



この条文により、政令として「車両制限令」ができています。
車両制限令の一般的な知識として、次のことがそう！
そして、この値を一般的制限値といいます。

- ①車両の幅は2.5m以下
- ②車両の高さは3.8m以下（高さ指定道路は4.1m以下）
- ③車両の長さは12m以下

これらのことについては、「道路のいろは2」の「道路構造令と車両制限令」のところでも少し述べてあるので参考にしてちょ。



はい！「特車」の手続きしてあります。



オ～イ、許可証はあるのか？



さて、「車両制限令」の重要な本文内容は、これだ！ . . .

【車両制限令】（趣旨）

第 1 条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限は、道路法に定めるもののほか、この政令の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（車両の幅等の最高限度）

第 3 条 法第 47 条第 1 項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

- 一 幅 2.5メートル
- 二 重量 次に掲げる値
 - イ 総重量その他の道路を通行する車両にあつては20トン
 - ロ 軸重 10トン
 - ハ 隣り合う車軸に係る車軸の合計
 - ニ 輪荷重 5トン
- 三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては4.1メートル、その他の道路を通行する車両にあつては3.8メートル
- 四 長さ 12メートル
- 五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて12メートル
 - 2 バン型のセミトレーラ
 - 3 高速自動車国道を

（車両について制限の基準）

第 4 条 法第 47 条第 4 項の車両についての制限に

（幅の制限）

第 5 条 市街地を形成している区域内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（ . . . ）のものにあつては、当該道路の路面の幅員から1メートル（ . . . ）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならない。

3 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で

第 6 条 市街地区域外の道路で、・・・・・・・・

・・・・・・・・

(総重量、軸重及び輪荷重の制限)

第 7 条 道路構造令第 23 条第 2 項の基準に適合している舗装がされていない都道府県又は市町村道で、・・・・・・・・

(特殊な車両の特例)

第 12 条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第 3 条に規定する最高限度をこえず、かつ第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。

で、で、でも、この「車両制限令」が何に関係するの？

車両にいろいろと制限をかけているでしょ。また、「認定」とかの用語もあるでしょ。これらと次の条項によって道路管理者としての関連業務がでてくるのよ！

(2) {特殊車両通行許可制度の根拠法令}

【道路法】{特殊車両通行許可制度の根拠法令}

第 47 条の 2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第 2 項の規定又は同条第 3 項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第 1 項の政令で定める最高限度又は同条第 3 項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるときは、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、・・・・・・・・。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第 1 項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して・政令で、・・・・・条例で定める。

5 道路管理者は、第 1 項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、・・・・・・・・。

7 第 1 項の許可の申請の方法、第 5 項の許可証の様式その他第 1 項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

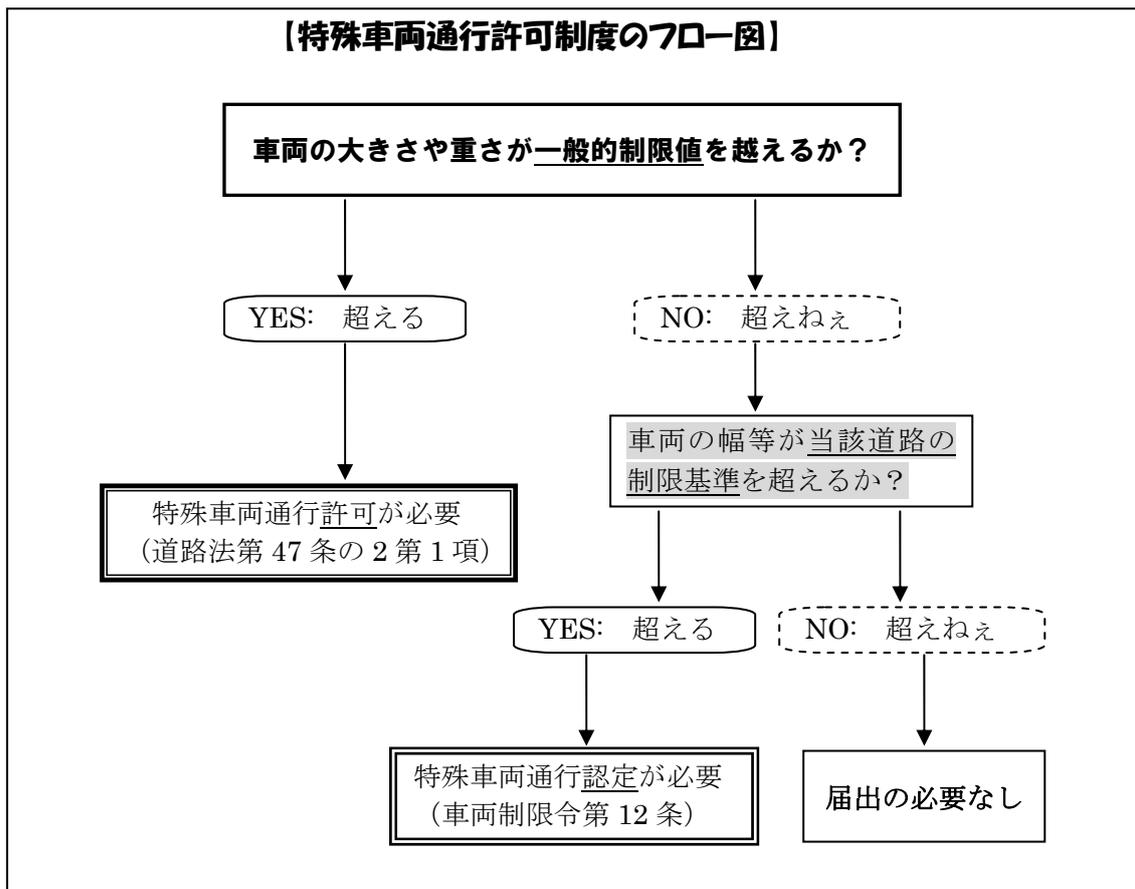


ほら、今度は「許可」って出てきたでしょ。そうなの！これらの条文により、「特殊な車両の通行の許可制度」ができています。

でも、「許可」だ、「認定」だのなんかよく分らないな～。
要はどうなるの？ 簡単なフローチャートはありませんか？

ほんと、ハルちゃんは甘えんぼさんだね。しかたね～な～。
では、サービスのフロー図は、、、これだ！

【特殊車両通行許可制度のフロー図】



許可 or 認定の判断の流れとしては、
こ、こんな感じかな？



でもさあ？フロー図中の、この **車両の幅等が当該道路の制限基準を超えるか？** の部分が
よく分らないんだよな～。具体的に何んか資料はないですか？



では、ここで、車両制限令の第5条第2項の内容を考えてみよう！

【車両制限令】(幅の制限)

第5条

2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならない。

【相互通行の場合の例】 条文から次の式が成立することになる。

$$\text{車両の幅} \leq \frac{(\text{車道の幅員} - 0.5)}{2}$$

仮に車両の幅を2.5mとした場合、

$$2.5 \leq \frac{(\text{車道の幅員} - 0.5)}{2} \quad \dots \text{だから}$$

$$\therefore (\text{車道の幅員} - 0.5) \geq 2.5 \times 2$$

$$(\text{車道の幅員}) \geq 2.5 \times 2 + 0.5 = 5.5$$

このことから、「最低の車道幅員」は5.5mとなるのだ！

分かった！ でも、道路の総幅員としてはどうなるのかしら？

うん。ヒントは同じく下記第5条第1項の条文の下線部にあり！

第5条 市街地を形成している区域内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（・・・）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートル（・・・）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

この1mの値って、道路構造令の第4種及び第3種第5級道路における最小路肩幅員0.5mの両側分(2倍)である1mの値とリンクしていると思うよ！

$$[\text{当該道路の路面の幅員}] - 1.0 = [\text{車道の幅員}]$$

$$\therefore [\text{当該道路の路面の幅員}] = [\text{車道の幅員}] + 1.0$$

$$= 5.5 + 1.0 = 6.5 \text{ m}$$

だから、最低の道路総幅員は Ans. 6.5 m だね。

じゃあ、一方通行の場合はど~なるの？

あいよ。一方通行の場合は第5条第1項の次の下線部だ！

第5条 市街地を形成している区域内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（・・・）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートル（・・・）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

●【一方通行の場合の例】 条文から次の式が成立することになる。

$$\text{車両の幅} \leq (\text{車道の幅員} - 0.5)$$

仮に車両の幅を2.5mとした場合、

$$2.5 \leq (\text{車道の幅員} - 0.5) \quad \dots \text{だから}$$

$$\therefore \text{車道の幅員} - 0.5 \geq 2.5$$

$$\text{車道の幅員} \geq 2.5 + 0.5 = 3.0$$

このことから、一方通行の場合、「最低の車道幅員」は3.0mとなる

その場合、最低の道路の総幅員は4.0mでいいの？

そうだよ！ 車道幅員 + 1mの4.0mさ。

そして、車両幅員からダイレクトに最低の道路幅員をだす式は、これだ！

◎【市街地区域における相互通行の場合】

$$(\text{車両幅員} \times 2 + 1.5) \text{ m} \leq \text{最小道路幅員}$$

$$\therefore \text{Ex, (車両幅員) } 2.5 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 6.5 \text{ m}$$

$$\text{Ex, (車両幅員) } 1.7 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 4.9 \text{ m}$$

●【市街地区域における一方通行の場合】

$$(\text{車両幅員} + 1.5) \text{ m} \leq \text{最小道路幅員}$$

$$\therefore \text{Ex, (車両幅員) } 2.5 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 4.0 \text{ m}$$

$$\text{Ex, (車両幅員) } 1.7 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 3.2 \text{ m}$$

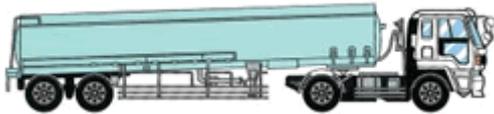
この基準がクリアーできない場合には「特殊車両通行認定」の申請をするのね。分かった！



「特殊車両通行認定」って年間どのくらいの申請があるのかしら？
素敵なトシ工姉さん、教えてくれる？

よしよし、、、トシねえです！（ハルちゃんも分かってきたね～。）
そうね、多摩区管内のH19年度の「特殊車両通行認定」業務の件数としては下記のとおりよ。

	通行認定申請	認定台数
H19年度	80件	846台
H20年度	90件	808台



へえ～、認定台数って、そんなにあるんだ！
ところで、「特殊車両通行認定」の申請にかかるお金はいくらなの？

えっ？ 「特殊車両通行認定」の申請手数料はないよ！ タダだよ。

何？ それじゃあ、「通行認定」は道路管理者の事務処理ばかりかかって全然儲からないじゃん！ じゃあ「通行許可」は？



特殊車両通行許可の申請手数料はあるよ。既述の道路法第47条の2第3項に「・・・許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者に収めなければならない。」となっており、同第4項では「前項の手数料の額は、・・・政令で・・・条例で定める。」となっている。そして、具体的には政令の車両制限令第16条では次のように決められている。

【車両制限令】（国土交通大臣が許可に関する権限を行う場合の手数料）

第16条 法第47条の2第2項の規定により国土交通大臣が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

そして、「川崎市手数料条例」でも次のとおりだ。

【川崎市手数料条例】

**第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。
（222）道路法第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき200円**

なお、経路ごとに片道1件だよ。だから、往復で400円だ！

なあ～るほど！ だから、1通行経路につき片道200円ね！



ハルちゃんさあ！ トシねえだけど。
川崎市の場合、この「特殊車両通行許可」の申請受付事務は本庁で行っているの！
各区役所(建設センター)での受付事務は「通行認定」だけなのよ。だから、「通行許可」のことは実はトシ姉さんとしては詳しくは分からないんだ。ゴメンネ、。

トシねえさんは優しくて正直もんですね！ ますます憧れちゃいますね。話を戻してと、
じゃあ、「特殊車両通行許可」って、年間どのくらいの申請があるのですか？

そうだな？「川崎市建設局事業概要」によると「特殊車両通行許可」の台数は次のとおりだ。

年度	許可台数
H17	1903台
H18	2350台
H19	2024台

注)申請に係る許可台数 【公表資料より】



じゃあ、年間の許可を約2,000台と考えると「通行許可」の手数料って、
 $2,000 \text{台} \times 200 \text{円(片道)} \times 2(\text{往復分}) = 800,000 \text{円}$ ・ ・ 相当になるの？

そう単純にはいかない。1台の申請で複数の通行経路を申請する場合もあるし、
また、道路管理者が複数でない(川崎市内のみでの移動)の場合には許可は申請する
が手数料はかからないんだ。

もし本庁に異動して、この特車の担当になったらしっかり勉強するんだよ！

【参考：新車両制限令(実務の手引)】

あーいよ！ ちゃんと勉強するから、...

「じゃあ、未来で待ってる！」

「うん、分かった！ すぐ行く、走って行く。」



このフレーズ、確か、どこかであったぞ？ そう！ アニメ映画「時をかける少女」の真琴と千昭の別れの言葉だ！ まさに泣ける場面だった。
ところで、あの二人は未来で会えたのだろうか？ せめて映画のエンディングのところで声だけでいいので、次のセリフがあったら最高だね！

——なんとDVD買ってしも〜た。——

真琴:「千昭！ コースケのオシメ、取り替えてやった？」

千昭:「俺の番じゃね〜ぞ！」 バックに赤ちゃん(コースケ)の泣き声あり。

あれ〜、コースケ？ 功介？ あの〜う、、、「康介」だと金メダル2 銅1だよ！

もう、まったくう、瞑想の領域だね。
編集長！ あんたはアホか！ オタクか？

III-4、道路の監督業務等で使う道路法について

道路法の「第5章：監督」等がよく使う条項は次のものです。

(1) 道路管理者等の監督処分

【道路法】(道路管理者等の監督処分)

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、必要施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくは・・・処分に違反している者
- 二 この法律又は・・・条件に違反している者
- 三 詐欺その他不正な手段により・・・

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

.....

だいたい、この内容は何を言おうとしているのですか？
意味がさっぱり分からない。

「71条2項の監督処分」と言っ、よくあるパターンの業務なんだ。
既占用許可物件に対して支障物件移設を命じることになるんだ。

具体的にはどんなことがあるの？

道路工事のために支障となる現在ある電柱などを移設させるのよ！ また地中には水道管、下水管、ガス管などがあるでしょ。それらも支障物件移設の対象になるんだよ。さらに玉突き移設も生じることがあるんだ



玉突き移設？ 移設が次の移設をよぶのかあ。なあるほど。道路工事のために支障となれば、一度占用の許可を与えていても移設の命令ができるということね！

まあ、なんたって道路管理者が大家さんだからね、。
大家と言えば親も同然、？ 最近の親は子供に甘く弱いけれどね。

ところで、移設にかかる費用はどうなるの？



当然、電気、ガス、水道などの占用企業者が自費で移設することになるんだ。

それはそれで仕方ないのかあ～。大家だし、

ボクにも言わせてくれ！ そうは言っても移設の規模が大きくなったら、その費用も大変で占有企業者はかわいそうじゃない？ そんなのイジメだよ。かわいそうだよ。(ボク、みつを)



あのおお？ 「みつを」って誰？

何んでも、トシねえの上司らしいとのことだよ？

?? そ、そ、そ、そうなんです。だから次の第72条がある。道路管理者が損失を補償することになるケースだ！

(2) 監督処分に伴う損失の補償等

【道路法】(監督処分に伴う損失の補償等)

第72条 道路管理者は、第24条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第2項第二号又は第三号の規定による処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第69条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する

3 道路管理者は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第三号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

ここでいう前条第2項第二号又は第三号の規定とは、第71条の次の場合で、

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

この場合には「損失を補償しなければならない。」ということになるのです。

具体的な例がないとピンとこないけれど、とりあえず良かった！
あくまでも弱いものいじめはしないでね(ボク、みつを)

実はうちの父ちゃん、占有企業の会社に勤めていたんだ。



ところで、次の第71条第2項第一号の場合には、原則として補償の義務はないのです。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

そして、通常の71条による支障移設の場合は殆んどがこのケースの場合であって、占有企業者に対して補償はしていません！

でも、この1号の場合だって、費用が多額になったらかわいそうだよ！
法律の解釈で何かないのかね？ 父ちゃんの会社かわいそう、...

確かにそ～だね。「みつを」さんの言わんとすることはよく分かります。
『道路法解説』によると下記のとおり「受忍の限度」というのが出てきます。
その辺のことは、きっと以前から法的に課題なのでしょうね！

【道路法解説】第 72 条(監督処分に伴う損失の補償等)

第 1 項関係

(一)・・・第一号に該当する場合は、そもそも道路を占有することに伴う内在的な制約と考えられるから、補償の規定はおかれていないのである。しかしながら、・・

河川法、下水道法・・・損失補償の必要性について、従来より議論がなされてきた。

(二)ところで……

(三)以上を勘案すれば・・・それでは、どのような場合に、どの程度の補償が必要となるのであろうか。このことにつき、・・・「附随工事の施行に要する費用を負担することにより生ずる……保護されることが適当であり、且つ社会通念上の受忍義務の範囲をこえる損失であると認められるときは……損失を補償してもよい場合もある。」

「社会通念上の受忍義務の範囲をこえる」とは、移設形態の特殊性等から、通常の移設に比べ移設工事費が著しく多額となる場合や、長期占有を期待している公共事業者等の占有物件を短期間に再移設させるような場合などが考えられる。

結局、補償の要否は社会通念上の『受忍の限度』の判断によるが、その際、占有許可に付した条件の内容、物件の占有状況等を総合的に勘案することが必要である。

ふう～ん、そ～ゆ～議論があるのね。でも、なんだか歯切れが悪いですね！
さ～てと、その 71 条 2 項関連の支障物件移設って、年間どのくらいの件数があるのですか？

そうだね、71 条の支障物件移設に係る多摩区管内の件数は次のとおりだ。

企業者	支障物等	H19移設件数	H20移設件数
水道	消火栓、ストップバルブ	27件	28件
下水道	マンホール	25件	23件
電気	電柱	14件	16件
ガス	ガス管、バルブ	11件	8件
電話	電話柱、マンホール	15件	18件
通信その他	共架空線等	4件	2件
合計		96件	95件



ふ～ん、1つの区管内だけでも年間約100件近くもあるんだ！
市民の知らない業務ってけっこうあるんだね。何しろ、お疲れ様です。

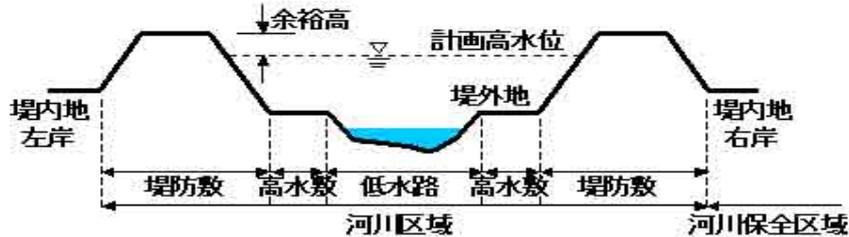
【注意】その他支障移設の費用負担関連では、道路区域外（道路法適用外）にあった電柱等が、道路拡幅工事等のため新たに道路区域内に入ることに伴い、道路区域内において移転等の措置を行う必要が生じた場合及び更なる道路区域外に移転する場合などには別途の「道路の占有物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書」があります。道路管理者又は施行者の全額負担や1/2負担、関係者での協議等になります。

ちょっと知識

道路管理者と河川管理者の監督処分と補償の違いについて

河川法における河川管理者の監督処分と道路法の道路管理者の監督処分とは補償の取扱いについて違うところがあります。

河川法第75条第2項第四号において、「河川工事のためやむを得ない必要があるとき。」には、承認の取り消し、変更その他の措置及び原状回復を命ずる等の処分ができますが、その補償については、第76条の規定により、河川管理者がその処分による損失の補償をしなければならないのです！



【河川法】

(河川管理者の監督処分)

ウソ!! 道路に関する工事の場合は、損失の補償は原則しないじゃん! それに対して、河川工事の場合には占有物件を移設させるだけでも、その費用を河川が補償することになるの? それって大変じゃない? お金は?

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、・・・許可若しくは承認を取り消し、変更し、・・・その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律・・・処分に違反した者・・・
- 二 この法律・・・条件に違反している者
- 三 詐欺その他不正な手段により・・・

だから、事前に予算処置をしておかないといけないんだ!!
(トモヒロよりアドバイス)

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、・・・前項に規定する処分をすることができる。

.....

四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第76条 河川管理者は、前条第2項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者がいるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、・・・

だから、河川管理用通路など河川区域内の占有許可申請なんかは河川管理者の審査が厳しくなるのですよ!

ちょこっと知能

道路管理者として知って損しない河川法について

道路の維持管理等にあたり、河川法に関わる事項が多々あります。その時々関係する条項について整理してみました。

【河川法】

(流水の占用の許可)

第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

川崎市にあるニヶ領用水は多摩川(国交省)から上河原堰にて農業用水と工業用水として取水しています。まさに、この 23 条(流水の占用の許可)が関係しています。他に宿河原堰もあります。なお、毎月取水量や水位データを京浜河川事務所に報告しています。



ニヶ領上河原堰

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

一級河川の平瀬川やニヶ領本川における、照明灯、水路の排水処理、河川のPR看板等について、神奈川県(河川管理者)に対して、この 24 条(土地の占用の許可)に基づき毎年更新申請しています。(トモヒロ)

エッ? 毎年更新なんて事務手続きだけでも大変じゃなか!

(工作物の新築等の許可)

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

.....

3

例えば、多摩川(国交省)右岸における多摩沿線道路(河川区域内の川崎市道)の舗装道補修工事をする場合には、この 26 条(工作物の新築等の許可)の申請をすることになります。(ユースケ)

へえ~そうなんだ!! 道路法だけでなく、けっこう河川法にも関係しているんですね。

(3) 不法占拠に対する措置（除却命令、行政代執行等）

（参考：川崎市道水路不法占拠物件処理要領）

1) 除却命令

- i) 不法占拠物件を除却しようとするときは、不法占拠者に対し「除却命令書」を送達するものとする。
- ii) 不法占拠者が除却命令に従わないときは、必要に応じて不法占拠者に対し「除却命令催告書」を送達するものとする。
- iii) 「除却命令書」及び「除却命令催告書」を送達するときは、違反の内容及び是正方法、**根拠法令**、除却命令の実施者を明確に示し、当該除却命令にかかる取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間を書面で教示しなければならない。

えっ？ この場合の「根拠法令」って何になるの？

不法占拠の敷地の種類によって、次のように適用する法律が分かれています。

道路敷： 道路法第 71 条第 1 項（道路管理者の監督処分）
河川敷： 河川法第 75 条第 1 項（河川管理者の監督処分）
水路敷： 公共団体ノ管理スル公共用地物件ノ使用ニ関スル法律第 1 条

なるほど！ ところで、それでも、不法占拠者が「除却命令書」や「除却命令催告書」による除却命令に従わない場合にはどうなるの？

次の手段として、行政代執行法の手続きになるね。

2) 行政代執行法

- i) 不法占拠者が前記の除却命令に従わないとき、かつ次の各号の要件をいずれも満たしているときは、原則として行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号。以下「代執行法」という。)に基づく手続きを執るものとする。
 - ① 不法占拠されている土地が道路敷又は河川敷である場合
 - ② 不法占拠の状態を放置することが公益に反し、管理上著しく支障をきたす場合
 - ③ 交通に著しく危険を及ぼしていると認められる場合、又は整備事業等により緊急に除却を必要とする場合

行政代執行(以下「代執行」という。)を、いつ、どのように行うかの判断は、行政庁の裁量に属すると解されているものの、代執行は極めて強権的な手法であることから、良識に基づいた慎重な判断が求められるものである。したがって、代執行は、代執行によって相手方の受ける不利益及び代執行を行う公益上の必要性について具体的に考慮し、相手方の受ける不利益を考慮しても、その時点において代執行を行わなければならない公益上の必要があると認められる場合にのみなすことができるものである。

「代執行」って、すごいエネルギーを必要とするし、えらく大変ですね！

III-5、都市計画法の関連業務について

道路管理者の業務に係る都市計画法の条項です。

(1) 公共施設の管理者の同意等

【都市計画法】（公共施設の管理者の同意等）

第 32 条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

エッ、この開発行為ってなあに？」

都市計画法第 4 条第 12 項にて次のように定義されている。

「この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」

でも、「区画形質の変更」ってなんじゃらホイ？

では、ここで「川崎市宅地開発指針」の内容の一部を参考に紹介しよう。
なお、「開発行為の許可」そのものは都市計画法第 29 条に規定されています。

【川崎市宅地開発指針】

第 1 節 ガイダンス

1 開発行為とは

都市計画法第 4 条第 12 項では「建築物や特定工作物を建築するために行う土地の区画形質の変更」と定義しています。

ここでいう「区画形質の変更」とは、次の三つの意味をもっています。

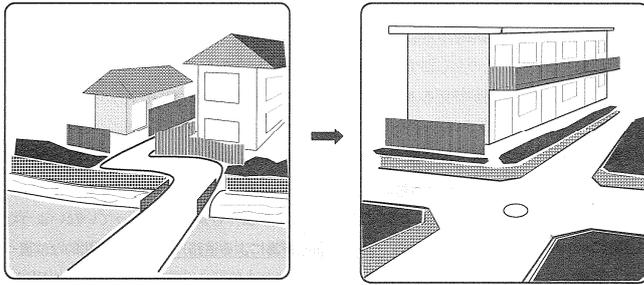
- (1)「区画の変更」 道路や水路などを新設(拡張も含む。)、付替え又は廃止する行為
- (2)「形状の変更」 造成などで土地の形状を変える行為
- (3)「性質の変更」 農地、山林などの土地を建築物を建築するための敷地に変更する行為

開発行為とは、建築物の建築や特定工作物の建設のために、以上の三つの行為のいずれかを伴った行為です。

市街化区域内において行う開発行為で、開発行為をする土地の面積が500㎡以上になる場合には開発行為の許可が必要となります。

●これらの基本的な考え方を図示しました。

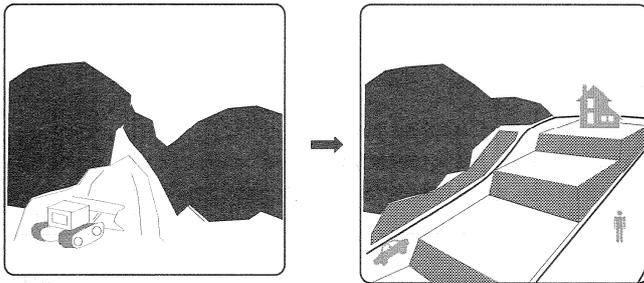
(1)「区画の変更」 道路や水路などを新設（拡幅も含む）、付替え又は廃止する行為



実際にはこれらが複合される場合など、単純には判断できない場合がむしろ一般的です。

あの～、面積500㎡以上ってどこからきてるの？」

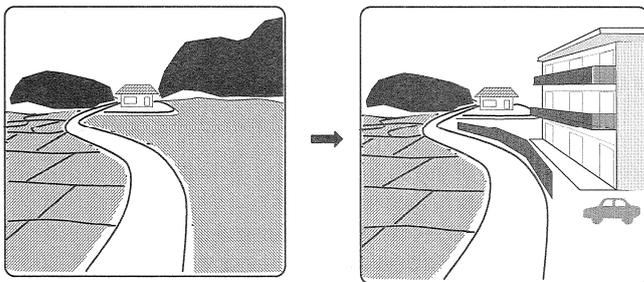
(2)「形状の変更」 造成などで土地の形状を変える行為



あの～、昔はさあ、確か 1000㎡以上だったんじゃない？

そもそも都市計画法第 29 条が「開発行為の許可」で、都市計画法施行令第 19 条が「許可を要しない開発行為の規模」で、その 2 項に「500㎡」が出てくる。なお、区域としては川崎市はその第 1 号がらみになるね、。

(3)「性質の変更」 農地、山林などの土地を建築物を建築するための敷地に変更する行為

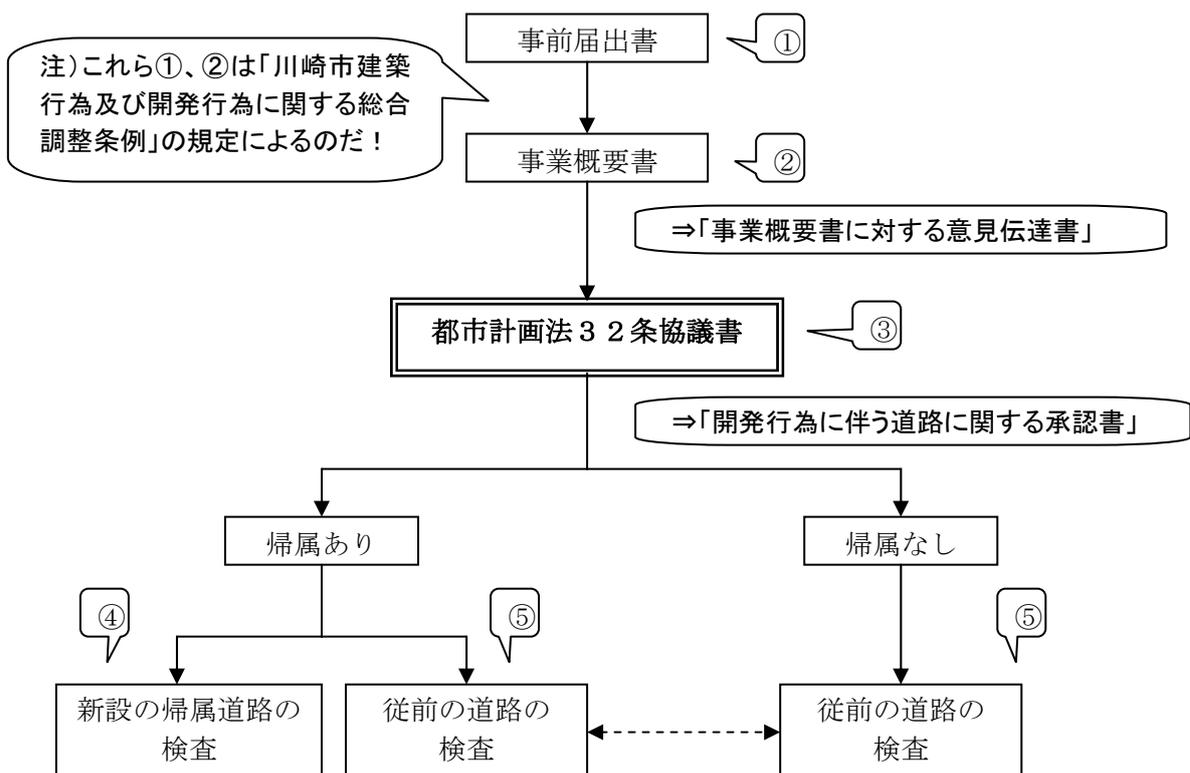


はあ～？ 何かこ～ゆ～のって、ヤヤコシヤですよ。

そのほか、接道条件もあったよね？

あるよ！「接続道路の配置と幅員」のことですよ。

1) 開発行為：都市計画法第 32 条の協議等フロー図



ところで、32条協議って何をするんだっけ？

2) 32条協議の流れについて

① 事前届出書

案内図と公図と簡易的な土地利用計画図面が付いたもので、開発内容の周知が目的です。

② 事業概要書

事前届出書とほぼ内容は同等。道路管理者として意見が求められ、正式に文書として事業者意見書を提出します。

(現地調査を行い、必要な手続きや注意事項・要望などを記載。)

③ 32条協議書「開発行為に伴う道路に関する協議書」(事業者)

道路管理者として新たに道路を新設したり、従前の道路の側溝等を整備し直したりする場合、工事図面を元に構造的な審査を行います。また道路を帰属する場合、帰属する道路敷の土地所有者の同意等の財産的な審査を行います。そして、現地調査並びに書類審査の結果、支障がないことを確認した後、「開発行為に伴う道路に関する承認書」として承認することになります。

注) この32条協議は「都市計画法」の手続きであって、「道路法」の手続きではありません。開発区域内の施工承認は、全てこの都計法第32条協議で終わりになりますが、工事の施工においては別途、道路法第24条の自費工事の申請手続きが必要となります。

④ 新設の帰属道路の検査(都市計画法第36条: 工事完了の検査)

開発区域内につくった新たな道路の検査です。まだ民地であり、引継ぐにあたって問題がないかを検査します。

i) 現地の検査

ii) 書類の検査

・引継書

新設道路の図面と市へ名義変更するための登記用図書のチェック

・台帳成果書類

新設した道路を台帳に反映させるための成果と図作後の新台帳のチェック

⑤ 従前の道路の検査

開発区域外の元々認定されている道路の検査です。土砂運搬協議、特殊車両通行認定、自費工事、境界保全、占用工事などの道路法の手続きを行ったものについては、完了届等の書類上の確認をします。現地においては構造物が破損していないか、手続きどおり施工されているか、境界がずれていないかを検査します。

あの～う、この都市計画法の32条協議って年間どのくらいの申請があるのですか？

じゃあ、この32条協議関連についての各種資料を提供してくれた若き土木職エースのタクマ君に感謝方々聞いてみようか！

「お～い、多摩区管内では年間どのくらい申請があるのかい？
エッ？ナニ？最近では年間約20件くらい？ありがとう～！」
この多摩区も現在はほとんど既成市街地になっているけれど、きっと昭和40年、50年～60年代の頃は開発行為などがメチャクチャ多かったんだろ～ね！人口は増えるわ、住宅は足りないわで、、、、。

(2) 建築の許可

さて、すでに第Ⅱ章の2「都市計画道路の事業について」にて説明しましたが、都市計画施設の区域で建築物を建てる場合には、下記のように都市計画法第53条により都道府県知事の許可を受けなければなりません。

【都市計画法】（建築の許可）

第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、・・・

3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては適用しない。

(3) 許可の基準・・・[前条(53条)の関連]

その許可基準として次の都市計画法第54条がありました。

【都市計画法】（許可の基準）

第54条 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。・・・

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造・・・

そして、川崎市としては別途「許可することができる建築物」の基準を定めていましたね。何しろ、この都市計画法53条、54条関係の詳しいことは、第2章2(2) P.37～38の「建築の許可」及び【キムコー講座】を参考にして下さい。

この53条「建築の許可」って、道路管理者の業務にどの様に影響するの？

あのね！都市計画道路予定区域内の建築の許可に当たって、都市計画部局から道路(街路)事業部局へ照会があるのよ。その区域が既に道路事業中又は事業化手続中の場合、マズイじゃんか！まあ、川崎市の場合は、この照会文書のやり取りは本庁サイドにて行うので、出先の事務所までは影響はないけれど、都市計画部局と道路(事業)管理者が連携する業務として認識しておいて下さい。なお、この都計法53条の許可申請は年間にかかなりの数があります。

念のためだけど！この都計法53条というのは、都市計画法第3章都市計画制限等の第2節都市計画施設等の区域内における建築等の規制の中に位置づけられています。すなわち、その区域がまだ都市計画事業(街路事業)に入る前の状況でのこととなります。(同53条の第3項を参照してね。)

えっ？、じゃあ、事業中だとどうなるの？

事業中の場合はネ、都市計画法第4章都市計画事業の第2節都市計画事業の施行に位置づけられていて、下記の第65条の「建築等の制限」に係るので。まさに、この65条第1項での第62条第1項の規定による都市計画事業の認可等の告示のあった後においての取扱いとなり、これまた先の53条「建築の許可」とは別の位置づけで許可が必要となり、制限をかけることになるのです。

ふう〜ん、都市計画事業認可の告示後は下記の都計法65条の許可扱いになるのかあ..。なるほどね〜。

(4) 建築等の制限

【都市計画法】（建築等の制限）

第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があった後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 第42条第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

あの〜、上記にある「第62条1項の規定」って何んでしたっけ？

ゴメン、ゴメン、62条1項のことは紹介してなかったね。下のこれです。

【都市計画法】（都市計画事業の認可等の告示）

第62条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第59条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、第60条第3項第一号及び第二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

2

なるほど、この「認可等の告示」ね。
でも「第59条の認可又は承認」っていうのは？

ワリ〜ワリ〜、最近の説明が後手になってきてるね。構成上よくないけど許してくれ！ 都計法59条(施行者)は次頁に示します。

【都市計画法】 第4章都市計画事業 第1節都市計画事業の認可等

(施行者)

第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあっては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4

事業認可を受けることになる「施行者」の条項かあ、。

ついでに、都計法60条（認可又は承認の申請）はこれだ。

(認可又は承認の申請)

第60条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類
- 三 事業計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

これって、第2章の「都市計画法による道路づくりの進め方」の手続き等の流れに出てくるやつですね。

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 収用又は使用の別を明らかにした事業地（都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。）
- 二 設計の概要
- 三 事業施行期間

そうだよ。この認可申請業務は都市計画(街路)事業における重要な位置づけとなっているのだ。

3

そろそろ話を戻そう。「建築等の制限」の都計法65条の場合は、先の53条の「建築の許可」に関連する54条の「許可の基準」のようなものは特段定められていないんだ。もっとも、この都市計画事業段階での道路用地の未買収により生じた建築の許可の取扱いは判断が難しいよね。だって、事業者(施行者)としてはスケジュール的にも、できればすぐにでも用地買収等を行いたい訳じゃんか！それでも、様々な状況からこの65条の建築等の許可申請というのがあり得るのが現状です。

なお、川崎市都市計画法施行細則によると、この都計法65条の許可等の書面のタイトルは「都市計画事業地内における建築等の許可通知書」ということになる。ちなみに、都計法53条の場合は「建築許可通知書」である！

何か、えらく詳しくねぇ～？

んだ！ 実は都計法53条の仕事に従事していたのだ！

ところで、類似になるんだけど、同様に道路管理者の許可を受けなければ、土地の形質の変更、工作物の新築・改築等ができない条項として、次に示す道路法第91条（道路予定区域）っていうのがあるんだ。なお、この条項は道路法第7章雑則に位置づけられており下記に示す。

[参考]：【道路法】（道路予定区域）・・・（第7章雑則）

第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2

3 第1項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

都市計画道路は基本的には都市計画法に則って事業展開をかけることになるので、計画道路区域内の建築物についてはこれまでの説明のとおり、都計法53条、65条の許可等が関係してきます。
でも、一般的には道路法のみによる事業もいっぱいあるわけで、その場合の建築物等の制限については、道路法91条による「道路予定区域」の条項として許可による制限をかけることになるのです。

1つ質問ですが、第2章の「ちょっと質問」の説明で、確か都市計画道路であっても街路事業でなく道路事業でできるって言っていましたよね？



そうだよ、できるよ！



その場合の対応の仕方としてはど~なるのですか？

ウン、道路事業でする場合だね！その場合は事業の開始前においては通常どおり都計法53条（建築の許可）で対応し、事業開始にあたり道路法18条（道路の区域の決定・・・）を行うことになるので、その後は道路法91条（道路予定区域）での許可による対応となるね。

すみません、後輩のレイコですが質問です！ 都計法62条（都市計画事業の認可等の告示）をしていないから、都計法53条（建築の許可）は生きていますよね？

君は鋭い！ 確かに都計法53条（建築の許可）は封印されていないが、都計法54条の「・・・許可をしなければならない。」ということに対しては、道路法91条（道路予定区域）のカードを切って許可による建築物等の制限をかけることになるね、、、

分かったようで、分からないような...。もうパス!!

ちょっと知識

都市計画法の開発許可と宅地造成等規制法の許可について

【都市計画法】(昭和43年法律第100号)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省で定めるところにより、都道府県知事(自治法の・・・当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。ただし、・・・

市街化区域内における面積500㎡以上の「区画形質の変更」については開発の許可が必要でしたよね。

ところで、この「宅地造成等規制法」って何?

(昭和36年法律第191号)

【宅地造成等規制法】

(目的)

第1条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **宅地** 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
- 二 **宅地造成** 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三

元々、農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川の土地は宅地ではないということだよ。

(宅地造成に関する工事の許可)

第8条 宅地造成工事規制区域において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、・・・

.....

そもそも、どのような規模の宅地造成の場合に「宅造の許可」が必要となるのですか?



それは上記法第2条第二号により、「土地の形質の変更で政令で定めるもの」とのことでした。では、その政令である施行令を次に示します。

【宅地造成等規制法施行令】

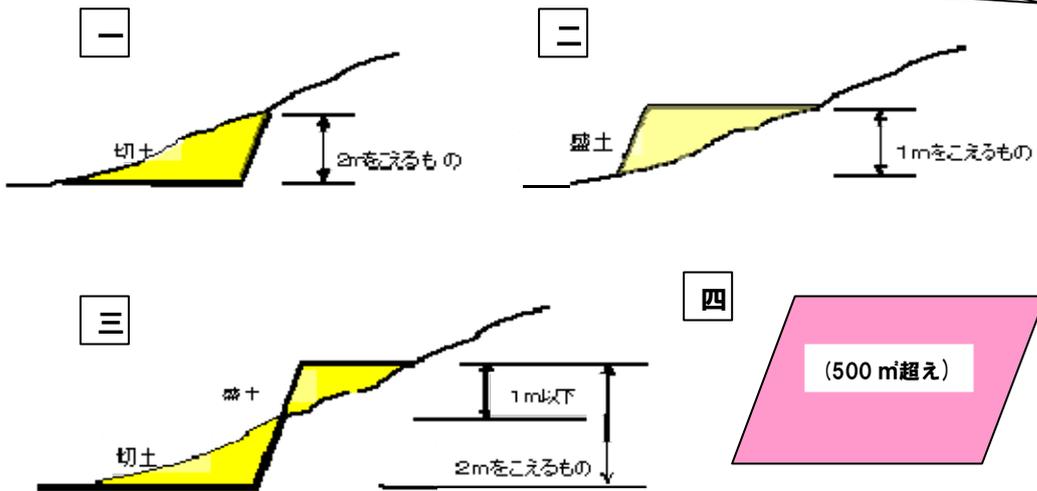
(宅地造成)

宅造法第2条関連の政令(施行令)はこれだ!

第3条 法第2条第2項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生じることとなるもの
- 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生じることとなるもの
- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1m以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- 四 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

な〜るほど、許可を要するのは1mを超える盛土、2mを超える切土等、そして、切盛面積が500㎡を超えるものですね!

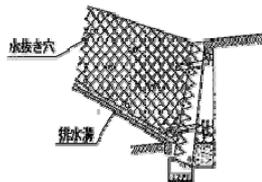


ところで、H18の改正で宅地造成工事規制区域内の開発許可を受けた造成工事は、宅地造成の許可が不要となりました。また、宅地造成工事に関する変更許可申請が新設されました。

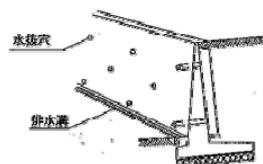


ん? それは手続きが簡素化されたということ?

んだ!



コンクリートブロック積み擁壁



鉄筋コンクリート擁壁

Qちよこつと質問

道路事業の擁壁は宅地造成の許可はいらないのですよね？

【宅地造成等規制法】 (定義)

そうです！ 宅地造成等規制法(定義)第2条第1号において、下記のとおり「宅地」の定義から「道路」や「河川」は既に外れていましたよね。

第2条

- 一 **宅地** 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

でも、ここで言う「公共の用に供する施設」ってなんじゃろホイ？

関連の「宅地造成等規制法逐条解説」には次のように記述されています。

「公共の用に供される施設」として例示されている道路は、道路法による道路、即ち、高速自動車国道、・・都道府県及び市町村道のほかに都市計画法による道路、道路運送法による一般自動車道、一般自動車運送事業用に供する専用自動車道及び林道を含むと解される。

河川は、河川法が適用され若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川のほかにこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置される堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設を含むと解される。公園は・・・

でも、何で除外されたのかしら？

これら公共の用に供する施設の用に供されている土地を本法による規制の対象から外した理由は、これらの施設は、多くは国又は地方公共団体の管理に係るものであって、しかも施設自体が災害防止のために設けられているとか、あるいは私人の管理するものであっても、公共施設としての性格上その管理については、国又は地方公共団体による災害防止上の見地からの監督も受けており、安全の確保に関する措置が十分になされると考えられるからである。

要するに、それらの土地における施設は国又は地方公共団体が係っていることから、安全性については十分確保されるとの判断により除外になっているとのこと。だから、道路事業や街路事業において、例えば盛土1mを超える擁壁が生じたとしても宅地造成の許可は不要ということになります。

な～るほど！ ところで、上記の対象と同様の「公共の用に供される施設」っていうのは他にどんなのがあるのかしら？

たくさんあるよ！「公共の用に供される施設」として、宅地造成等規制法施行令第2条と施行規則第1条に規定されています。それらの内容としては、

砂防施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌道電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、水道及び下水道となっています。

ふ〜ん、港湾、鉄道、水道、下水道もそうなんだ！

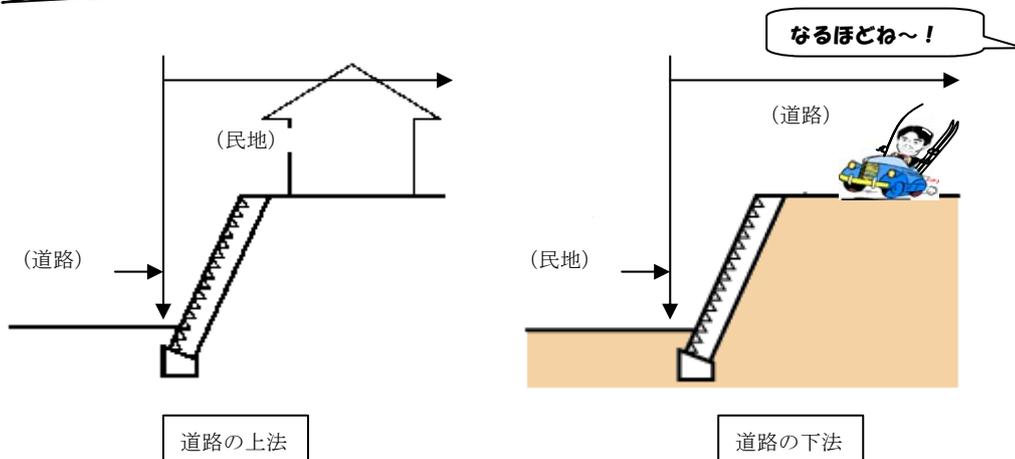
ところで、道路事業の用地買収において、協力していただいた地権者の宅地の補償として、擁壁を道路事業者側で造る場合があるでしょ？

その場合には宅地造成の許可は必要なのですか？



宅地造成工事規制区域にあって、許可を必要とする宅地造成の規模であれば、当該物件は宅地における擁壁となるので、宅造の許可を受けて施工することになりますね。あくまでも、道路法等による道路擁壁の場合に対しては、宅造の許可対象外ということです。

ちなみに、崖がある場合の所有区分については、原則として、道路の上法は民地扱いとなり、道路の下法は道路区域扱いとなります。



Qちよこつと質問

道路事業の擁壁は建築基準法の工作物の確認が必要なの？

そもそも「建築の確認」とは何なのかしら？

「建築基準法の確認」は次の第6条の規定から始まっている。

【建築基準法】（昭和25年法律第201号）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

この「確認」が次の工作物に関する第88条に連動してくるのです。

（工作物への準用）

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条、第6条の二、第6条の三、. の規定を準用する。

これにより工作物が第6条の確認申請の準用へと導かれていく。
なお、第3条は建築物、建築物の敷地に関する適用の除外の規定です。

【建築基準法施行令】

ここでいう政令で指定するものとは？

（工作物の指定）

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるものとする。

一 高さが6mを超える煙突

.

五 高さが2mを超える擁壁

これにより、高さが2mを超える擁壁は確認申請の手続が必要となるのだ。

道路事業の擁壁は宅地造成等規制法の許可対象ではないのは前回の説明で分かったけど、この建築基準法の工作物としての確認申請は必要なのしら？

ハッキリ言って、道路事業や街路事業の土留め擁壁で、2m以上であっても建築基準法の工作物の確認申請なんてしたことはないよ。

編集長！ ここは建築のことなので、久々に物知り博士のキムコーさんに解説してもらいましょうよ！



そうそう、こうゆう時にキムコーがいたね！ あいつ元気かなあ？
最近、マージャンで負けが込んでるからなあ？ 来てくれるかなあ？

【キムコー講座】

工作物の建築確認



お久しぶり、キムコーで～す！
お呼びいただきありがとうございます。この第3章では初めての
出番となりますね。ところで、この際言っておきますけど、
そもそも仕事と麻雀とは別ですから!!
…とは言っても最近競馬もまったく勝てませんが……

分かった、分かった、キムコー先生！ ボクが言い過ぎた。
さて、建築基準法に関するこの手の質問はいかがでしょうか？

いやあ～、これは難しい質問だなあ！
条文を全部調べたけど、建築基準法には「道路事業の擁壁は工作物の
確認の対象外である。」との記述は確かに無いね！ いわゆる宅地造
成等規制法にある適用除外の規定と同様なものは無いのです。

なお、業界ではこれらのものを「準用工作物」と呼んでいます！

【建築基準法】

(工作物への準用)

第88条 . . .

キムコー先生！ 第88条の第4項に「…適用しない。」
旨の記述がありますか？ これは？

4 第1項中第6条から第7条の5まで、第18条及び次条に係る部分は、宅地
造成等規制法第8条第1項本文若しくは第12条第1項又は都市計画法第29
条第1項若しくは第35条の2第1項本文の規定による許可を受けなければ
ならない場合の擁壁については適用しない。

確かに「擁壁の確認申請は行わない。」としているが、これはさあ、
今回のこととはまったく関係のない項目のことですね。

.....
要は宅造の許可、開発の許可を必要とする擁壁は工作物の確
認申請は不要ということですが、これは許可を管轄する宅地造
成・開発の行政部門で安全性を審査するので、建築行政部門とし
ては審査は不要という考えですね。

な～んだ、それぞれの認可等が二重行政にならない様、
事務を簡素化しているということですね。

また、「宅造」と「確認」における2m以上の擁壁の取扱いの守備範囲
としては、宅地造成工事規制区域内は「宅造の許可」、同規制区域外
は「建築の工作物の確認」の扱い……ということになりますね！

【キムコー講座続き】 さて、結論にこう！

建築基準法には、道路法等の道路事業による擁壁の適用除外のことは、明文化されていないのですが、基準法の第1条の目的を読めば一目瞭然で、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、…(以下略)」を目的とした「建築物」及び「建築物の敷地」を対象とした法律であるため、建築物の敷地を構成する宅造規制区域外の擁壁は、当然、確認の申請対象となります。でも、道路を構成する擁壁は、その関連法令により、道路事業者として安全性を確保するのが当たり前であって、…要は当たり前すぎて法律に明文化していないと考えられます。

類似の宅地造成等規制法での解釈と同様に、国や地方公共団体の事業は安全の確保に関する措置が十分になされると考え、「確認申請」は不必要としていると思われます。

実際問題として、川崎市では道路事業における2mを越える擁壁の建築基準法の工作物の確認は行っていません。また、河川、公園事業も同じく行っていません。

でも、他の都市は？

もちろん、他都市でも同様の取扱いです。
道路事業 1 つ取っても、事業主体として、国、都道府県、市町村があります。それぞれの事業主体としても、2mを越える道路擁壁が工作物の確認を必要とするとは思っていないはずで。

**なるほど、なるほど。でも、キムコー先生！
道路区域に建築物は建ちますよね。サービスエリアの店舗や
付属施設など。その場合、建築の確認はどうなるのですか？**

あのね、そもそも建築物は「確認」が必要なのよ。
例えば、川崎縦貫道路大師 JCT の中にある換気所は道路区域内の建物であり、建築の確認をとってあります。
また、川崎市多摩区宿河原にある多摩川河川区域内の多摩川エコミュージアム「ニケ領せせらぎ館」も建築確認をとってあります。まあ、これらのことは当たり前のことですね。



**なんか今回も大変勉強になりました。さすが「あっぱれ、キムコー大先生」
ですね。ありがとうございました！ なお皆様によろしくお伝えください。**

III-6、道路交通法の関連業務について

道路管理者の業務に係る道路交通法の条項です。

(1) 道路の管理者の特例

【道路交通法】(道路の管理者の特例)
第 80 条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第 77 条第 1 項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。
2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

この 80 条の所轄警察署長協議って何？



道路工事にあたり、いつも行う「警察協議」のことよ！
ハルちゃん自身、監督員として「道路工事協議書」作成の
仕事をやっていたでしょ！ もう忘れちゃったの？



あれって、この 80 条協議なのかなぁ～？
正直言って、あたしゃ、知らなかったよ。

この条文中の第 77 条第 1 項の規定って、
何んでしたっけ～？ ついでに、教えて～。

あのさあ、あたしも知ら
なかったわ！（エミ）

あたしだって同じよ！（レイコ）



それって、次の道路交通法「道路の使用
の許可」の第 1 項のことなんだ。



みんな、案外知らないものです！

(2) 道路の使用の許可

【道路交通法】(道路の使用の許可)
第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為にかかわる場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。
一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等
一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態・・・・・・・・
2 前項の許可の申請があった場合において、・・・・・・・・

一般的には道路工事などは、この 77 条の第 1 項により「道路の使用
の許可」が必要となるんだけど、道路管理者であれば、先の 80 条
により「警察との協議でいいよ！」とのことなんだ。

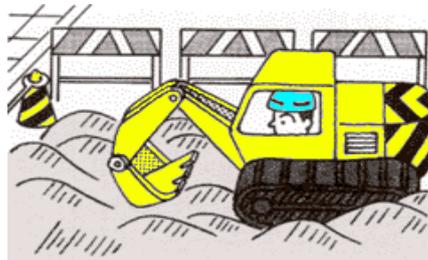
なるほど！でも、そもそも「許可」と「協議」って何が違うのかしら？



はい！「道路の使用の許可」だと手数料が掛かります。ちなみに、神奈川県警管内で「道路工事」種別だと、現在の手数料は2,500円です。道路管理者との「協議」だと、もちろん無料です！

もしかして、下水工事や水道工事では道路管理者でないから、「道路使用許可扱い」になるのかしら...？

そうだよ。下水や水道工事の場合は、上・下水道の公営企業者が道路管理者から道路法第32条の「道路の占用の許可」を得て、次に下水及び水道の工事請負者が所轄の警察署にて「道路使用許可」を取ることになるんだ。



なるほど、そうか！ということは、道路管理者は特別扱いなんだね。

ところで、この道路交通法第80条の「協議」って、次の道路法第95条の2とリンクしているんだよ。

【参考】：【道路法】（都道府県公安委員会との調整）

第95条の2 道路管理者は、第45条第1項の規定により道路に区画線を設け、第46条第1項若しくは第3項若しくは第47条第3項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の付属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、.....

2

この中で「第46条第1項・・・の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、・・・しようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。」となっているので、この道路法第95条の2の事務処理を道路交通法第80条の協議と併せて行うこともできるんだ。

そう言われても、何かよくわかんない...？

そもそも、道路工事の施工にあたっては、必ず道路の「通行の禁止又は制限」が生じることになるでしょ！そこで、道路管理者の道路工事の場合には次に示す道路法第46条第1項第二号に基づく道路管理者による「通行の禁止又は制限」というのを行使することになる。だから道路法第95条の2（公安委員会との調整）の第1項が該当することになるのです。

[参考]：【道路法】（通行の禁止又は制限）

第 46 条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路管理員は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・て、ことは、、、「道路管理者の道路工事の場合は、道交法 77 条の「道路の使用の許可」の代りに、道交法 80 条の「協議扱い」となり、その手続きと同時に、道路法 46 条第 1 項に基づく「道路の通行の禁止又は制限」についての道路法 95 条の 2 による公安委員会との意見調整を併せて行なう。」ってことなのですね？

そうなんだ！ ちょっとややこしやだったね。更に参考に「道路法第 95 条の 2 で公安委員会の意見を聴かなければならないもの」に関して、道路法施行令を紹介しておきます。

[参考]：【道路法施行令】（都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築）

第 38 条の 2 法第 95 条の 2 第 1 項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、車道又は歩道の幅員の変更（歩道にあっては、その拡幅を除く。）及び交通島、中央帯又は植栽帯の設置とする。

公安委員会って警視庁、道警、府警、県警のことでしょ？ そして、通称「交通管理者」とも呼んでるのよね。道路管理者としても、いろいろと協議等で大変ですね。

そう！ 交通管理者と道路管理者の両者が常に協議・連携してより安全・安心で利便性の高い快適な道路づくりを目指しているんだよ。

ところで、本来は「協議」だから、立場上も対等なんだけれど実態はそうでもない場合があるんだ！ 実は交通管理者は、職業が上から目線でものを言う傾向がややあり、だから、道路管理者は立場が弱いと思ってしまう、つい下から目線になってしまう、、、。しっかりしようぜ！（交通管理者にもいい人はいっぱいいる！）



そ~だよ、対等だよ。立場上厳しいけどよろしく！
ところで、本官は漢字の読み書きは強いぞ！

剣道をやった関係で、交通管理者にも知り合いがいて、いろいろと助けてもらったことがあります。やっぱり人ですよ。人が法律を扱っているんだもの！

III-7、その他の業務について

法律には関係はないが、日常の道路管理者等の業務のこと。

(1) 陳情対応について

市民等からの陳情の内容って、どんなのがあるのかしら？

何しろ、いろんなのがありまっせ！

1) 陳情の種類

- ・ 舗装新設、側溝新設
- ・ 橋梁架設
- ・ 舗装道補修、穴埋め、打換、振動、騒音等
- ・ 砂利路補修、不陸整正等
- ・ 側溝等補修、蓋架設、構造物補修、縦断修正
- ・ 安全施設補修、カーブミラー設置、同修正、防護柵
- ・ 河川浚渫、水路浚渫、側溝浚渫、河川(水路)改修、浚渫処理
- ・ 浚渫土処理
- ・ 自転車対策問題
- ・ その他（不法投棄、除草、倒木、枝処理等、その他）

じゃあ、陳情数はどのくらいあるの？

各地域によって違いがあるけど、数はようありまっせ！

2) 陳情の受付状況

平成17～20年度の多摩区管内の陳情受付件数は次のとおり。

陳情項目	17年度	18年度	19年度	20年度
舗装新設、側溝新設	20	17	8	24
橋梁架設	2	0	0	3
舗装道補修、穴埋め、打換、振動、騒音等	604	674	617	616
砂利路補修、不陸整正等	7	2	2	0
側溝等補修、蓋架設、構造物補修、縦断修正	467	392	352	369
安全施設補修、カーブミラー設置・修正、防護柵	331	358	453	365
河川・水路・側溝浚渫、河川(水路)改修等	329	451	368	352
浚渫土処理	46	28	36	41
自転車対策問題	336	289	328	277
境界、占用、不法投棄、除草、倒木、枝処理等、その他	984	913	821	713
合計	3,126	3,124	2,985	2,760

ゲッ！ 年間約3,000件前後もあるの？ 月平均約230～250件じゃんか！

これって、すごい数でしょ！ 他の行政を含めた関連要望や苦情などもあるんだ。なにしろ、市民、町会、議員、会社、各種法人、行政機関等から寄せられます。

3) 陳情の対応方法

それはそうと、全てできるのですか？

全部なんかできるわけね～よ！

まあ、まあ、まあ、..。 もちろん、これだけあるので、状況によってすぐ処理できるものや処理保留、要検討なものなどがあります。また、対策事業のために次年度に向け予算要望するケースもあります。

実際の対応はどうやってるの？

ウン、対応の方法としては事務所職員による直営作業等や請負工事などがあるね。



【道路パトロール車】

これは、道路パトロール中に舗装の破損を見つけたため、緊急補修を行っているものです。
(撮影：リュ〜ジ)



【直営作業車】

これは、事務所直営班(作業車)によるカーブミラーの維持修繕作業です。



【直営作業】

歩道舗装の部分維持修繕作業で、プレートコンパクタにて転圧しているところです。



【ミニパト車】

ミニパトは技術職員及び事務職員が運転します。もちろん私も運転することがあります。(ヒロミ[事務])



【ダンプ作業車】



【ショベルカー】

これらは、いわゆる、「どんどん出てくる働く車」・・・ですね！

そ〜よ、ミニパトなら、あたし達も運転するわよネ〜。

(長姉トシエ[事務]、三姉ミキコ[事務]、レイコ[技術]、そして末妹エミ [技術])

川崎市の管理道路の延長が約2490kmでしょ！

そのうち多摩区が約400kmでしょ、こりゃぁ維持管理だけでも大変だわさ！

(2) 放置自転車対策について

ウン、そうなの。だから困っているの。でも、これは川崎市だけの問題じゃないんだ。まさに全国の主要都市の駅周辺が抱えている問題と言えるんだな。

駅前広場なんかには放置の自転車やバイクがいっぱいありますよね！



1) 組織・機構について

現在、川崎市では建設局自転車対策室が対策の元締めとなって、以下に関する業務を行っています。

- ・ 自転車などの放置防止対策の総合計画
- ・ 自転車など駐輪対策協議会
- ・ 自転車等駐車場・保管場所の設置及び維持管理

2) 自転車対策に関する法律について

あるよ！ これだ。

エッ、チャリンコの法律なんてあるんだ？

【自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律】

(目的)

第1条 この法律は、自転車の係る道路環境整備及び……利用者の利便の増進に資することを目的とする。……

この法律って、さあ、昭和 55 年 11 月 25 日法律第 87 号だよ！

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

ある古！

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予測される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

.....

第6条 市町村長は、駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

.....

3) 放置自転車対策関係条例等について

【川崎市自転車等の放置防止に関する条例】

(目的) 第1条 この条例は.....

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車に係る指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止対策の推進に努めるものとする。

この条例が基本になっており、「自転車などの放置禁止区域」を指定し、放置自転車などの撤去活動をはじめとした放置防止対策を行っています。

【条例】（放置禁止区域の指定）

第 7 条 市長は、公共の場所であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは・・・・・・・・

【条例】（放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止）

第 9 条 自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

その「自転車等放置禁止区域」って現在どのくらいあるの？

H20, 5 現在で、JR と各私鉄の各駅周辺の **39 区域** を放置禁止区域に指定しているんだ。まあ、原則としてほとんどの駅前が指定されていると考えていいかな。そして、当然のことながら、指定した区域にはそれなりの駐車容量を持った自転車等駐車を設置している。なお、市営有料駐車場と民営有料駐車場がある。



じゃあ、自転車駐車場の料金はどうなっているの？

市営の使用料金は、条例第 16 条において[整理手数料]という位置づけの名称となっており、この整理手数料の金額の範囲内（いわゆる上限の金額）が定められているんだ。

【条例】（整理手数料の納付）

第 16 条 規則で定める自転車等駐輪場を利用する者は、整理手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する整理手数料の額については、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める。

利用区分	自転車等の区分	金額
一時利用、一日一回	自転車	100円
	原動機付自転車及び自動二輪車	130円

注) その他定期利用の表あり。

さらに具体の市営有料駐車場の料金は、条例施行規則第 14 条において「整理手数料の額」として次のように別表第 2 に定められている。

【川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則】

（整理手数料の額）

第 14 条 条例第 16 条第 2 項の規定による整理手数料の額は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 3 の区分の欄各項に掲げるものに係る整理手数料の額は、当該各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄各項に定めるとおりとする。

別表第 2（第 14 条関係）より部分抜粋

利用区分	自転車等の区分	屋根等の設備あり	屋根等の設備なし
一時利用、一日一回	自転車	100円	80円
	原動機付自転車 及び自動二輪車	130円	100円

注) 利用できるのは排気量125ccまでの普通自動二輪です。
上記の料金表と異なる駐輪場も一部あります。

そもそも、市全体の自転車の放置状況はどうなっているのですか？



【JR川崎駅市役所通り】



【小田急生田駅付近】

【自転車利用等の状況】 (平成 19 年実態調査)

自転車等利用台数	76,709
放置自転車等台数	14,765
自転車等駐車場収容台数	61,594

約 15,000 台

(建設局事業概要2008より)

この表からすると、川崎市内で1日に約15,000台が放置されていることになるか！？ その他に「自転車等駐車場利用実台数が61,944台」というファクターもあるけどね



**たとえば、ヤジさん愛車のこの自転車を
放置禁止区域内に放置するとどうなるの？**

【条例】（放置禁止区域内の放置自転車等の撤去等）

第 10 条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場又は放置禁止区域以外の場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による命令に従わないとき、又は放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ当該放置の場所の周辺に自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

だから、条例第 10 条により移動を命じられ、それでも従わない場合等のときには、撤去され、自転車等保管所にて保管されることとなります。これは**レッドカード**です！

警告
至急移動してください。

（レッドカード）

じゃあ、この自転車を放置禁止区域以外に放置するとどうなるの？

【条例】（放置禁止区域以外の放置自転車等の撤去等）

第 11 条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所であって自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行障害が生じている場所又は災害時における緊急活動が困難となる場所があると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導及び警告を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による指導及び警告をいったにもかかわらず、同項に規定する当該場所においてなお当該自転車等の放置により付近住民の日常生活に著しい支障をきたし、又は歩行者等の身体に危険を及ぼすような状態が生じている部分があると認められるときは、当該部分に限り当該放置されている自転車等を撤去し、保管することができる。

この第 3 項は緊急対応処置の位置づけだな！

【条例施行規則】（放置禁止区域以外で撤去及び保管の対象となる期間）

第 6 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定める期間は同条第 1 項に規定する指導及び警告を行った日から起算して 3 日間とする。

その場合は、上記条例第 11 条により指導・警告がされる。そして、条例施行規則第 6 条に定められた「**3 日間**」が過ぎると撤去され、これまた自転車等保管所にて保管されることになるんだな。これは**イエローカード**です！

警告
放置しないでください。

（イエローカード）

ふう〜ん「**3 日間**」のうちに移動しないと撤去かあ、....

でも、上記条例第 11 条第 3 項に該当した場合は「**3 日間**」には関係なく緊急対応として撤去・保管されることになる！

ほら、ちゃんと警告書付いてるね。



ハイ、この車、撤去で～す！
保管所行きで～す。



でも、所有者本人は盗まれたか、撤去か分かるのかしら？

そうなの！ だから市として、次の条例第 12 条（撤去自転車等の措置等）の対応があります。

【条例】（撤去自転車等の措置）

第 12 条 市長は、・・・当該自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を告示するとともに当該自転車等を撤去した旨及び当該自転車等の保管場所等を明記した立看板等を当該撤去した場所又はその付近に掲示し、利用者等に周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する撤去自転車等の利用者等を直ちに調査し、当該利用者等に引き取るよう通知を行う等当該自転車等を引き取らせるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず引取りのない撤去自転車等については、規則で定める期間保管しなければならない。

4 第 2 項に定める調査の方法、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

告示、調査、連絡、保管やら、これらの事務も大変ですね！

でしょ！

でも、いつまで保管してくれるのかしら？

【条例施行規則】（保管期間）

第 9 条 条例第 12 条第 3 項に規定する規則で定める期間は同条第 1 項に規定する告示をした日から起算して 1 箇月間とする。

条例第 12 条第 3 項と規則第 9 条（保管期間）により **1 箇月間**だね。

あの愛車のサイクリング自転車、高いのよ！
すぐに引き取りに行きます。（ヤジ）

なるほどね～。じゃあ、保管所へ引取りに行く時はいくら払うことになるの？

【条例施行規則】（撤去、保管等に係る費用の額）

第 11 条 条例第 13 条第 2 項に規定する規則で定める撤去、保管等に係る費用は、次のとおりとする。

- (1) **自転車 1 台につき 2,500 円**
- (2) **原動機付自転車 1 台につき 5,000 円**
- (3) **自動二輪車 1 台につき 10,000 円**

条例第 13 条（撤去、保管等に係る費用の納付）と上記条例施行規則第 11 条が規定されている。だから、自転車だと 2500 円也!!

でも、引き取りに行かなくて、1 ヶ月がたったらと、どうなるの？

えっ、それは困るよ！
取りに来てよ、自分のでしょ？

あの～、今、安い新品の自転車は 9,000 円台で買えますよ！ 引取りは 2500 円で、そのほかに交通費もかかるし、、、

確かにそうなんだよね～。
この金銭感覚、何か今の日本は裕福だね。
でも、取りに行かず買えばいいなんて考えは、日本人を絶対ダメにするぞ！昔はみんな裕福でないから簡単には買えなかった。だからこそ、みんな、物を大切にしたら、、、
戦後のそ～ゆ～時代に育ったが、引け目はないぞ！

で、実際どうなるの？

【条例】（引取りのない自転車等の処理）

第 14 条 市長は、第 12 条の規定に基づく措置等を講じたにもかかわらず引取りのない自転車等については、売却その他の処理をすることができる。

そりゃあ、リサイクル用自転車として売れるのもあるけれど、そうでないのもいっぱいあるし、、。最終的には処分費が掛かることになるんだな、これが、、、

「物が豊富で使い捨てる時代、好き嫌い有りの飽食の時代、そして、モンスターペアレントがのさばる時代、、、いつかバチが当たる！」



..【授業終了】

オット、ついに時間が来てしまいました！
後は自分でしっかり勉強してください。

さあ～て、分かってくれました？（インターンシップ担当：マサル）

Qちよこつと質問

放置自動車はどうするのですか？



放置自転車とは違う意味の放置であり、困ったものですね。
まさに確信犯であり、廃車する金を惜しんで手口が巧妙！

「川崎市路上放置自動車処理要綱」に基づき対応することになる。

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 路上放置自動車の調査及び警察協議
- 第4 路上放置自動車の処理
- 第5 附則

盗難車とかいろいろなケースも考えられる。したがって、警察署と連携して事務処理を行うこととなります。発見した場合には現地調査し、所轄警察署に所有者の確認及び経済価値の判定について協議をします。（「**路上放置自動車所有者確認等協議書**」の提出）

所轄警察署による調査の結果、「**廃物自動車**」と認定する**廃物自動車認定通知書**（管内に放置してある自動車について調査をしたところ、所有者不明の廃物自動車と認定したので通知する。）を受けた場合には、「要綱細則」に基づき処理を行っていきます。

現実には警察が調査しても売買、更に転売で所有者不明となり、特定できないケースが多いのだ。何しろ相手も巧みだ！ 無論見つければ撤去させるが、。



警告書の添付

猶予期限 2 週間を経過してもなお放置されている「**廃物自動車**」は警察官立会いのもと撤去・処分を行うこととなります。

道路管理者としては、道路上の障害物をそのまま長期間放置できないし、撤去はやむなし！



えっ、その撤去や処分の費用はどうなるの？

残念ながら道路管理者が費用を負担することになる。



それって許せませんね！

さてと... 関係する法律のことやら、いろいろと出てきたけど、何かとても難しいですよ。覚えきれないわ...



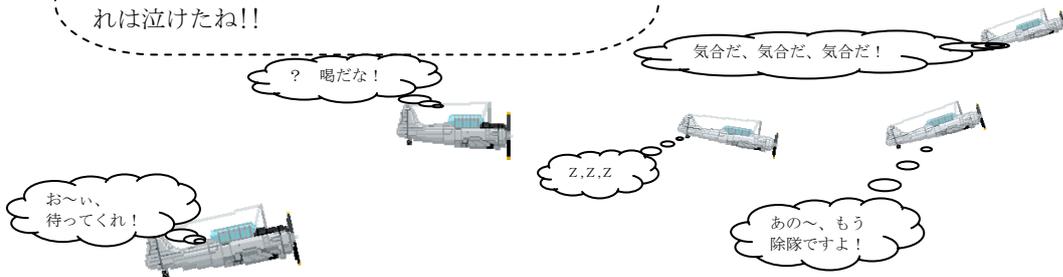
確かに法律関係は難しいね。でも、道路管理者としては避けて通れない。今後共しっかり勉強するように！ 道路の管理及び占用許可業務、そして新設・改築、維持修繕などの様々な業務が道路管理者の重要な仕事と言えます。そのほか、事業の用地買収なども重要な仕事じゃ！ 土地の価格、建物の物件移転補償、その他各種補償など、時間も掛かるし、ホント大変である。昔は道路を造ると喜ばれた。今は明らかに違う。肝に銘じておけ！

そ～言えば、先輩たちが「用地買収等が終われば事業は7～8割は終わったようなもんだ。」って言ってましたね！



そうそう、平成21年3月も多くの先輩たちが旅立(退職)っていきました。昭和23年組飛行連隊お疲れ様でした！私も数年後、追いかけてすぐ行きますので、。いわゆる「団塊の世代」の退職が続きます。

そう言えば、昔、多摩高時代に読んだ本に「雲の墓標」というのがあった。作者は忘れたが、あれは泣けたね!!



長い間、お疲れ様でした！寄り道せず、速やかに帰宅してください。なお燃料は片道分のみです！

ホラまた始まったよ、編集長の妄想が...

オーイ、退職金は無駄に使うなよ！年金も大切にな、...



【日本最南端の島】分かるかな？

それに、逝く時は家族に迷惑をかけずにポッキリ逝けよ!!

それと... 痴呆になるなよ!!

【いろは、別れの言葉】

今回もたくさん教わってしまいました。このお礼は実務を通して、早く一人前になることで返させていただきます。何しろ、いろいろとありがとうございました！では、健康に気をつけてがんばって下さい。

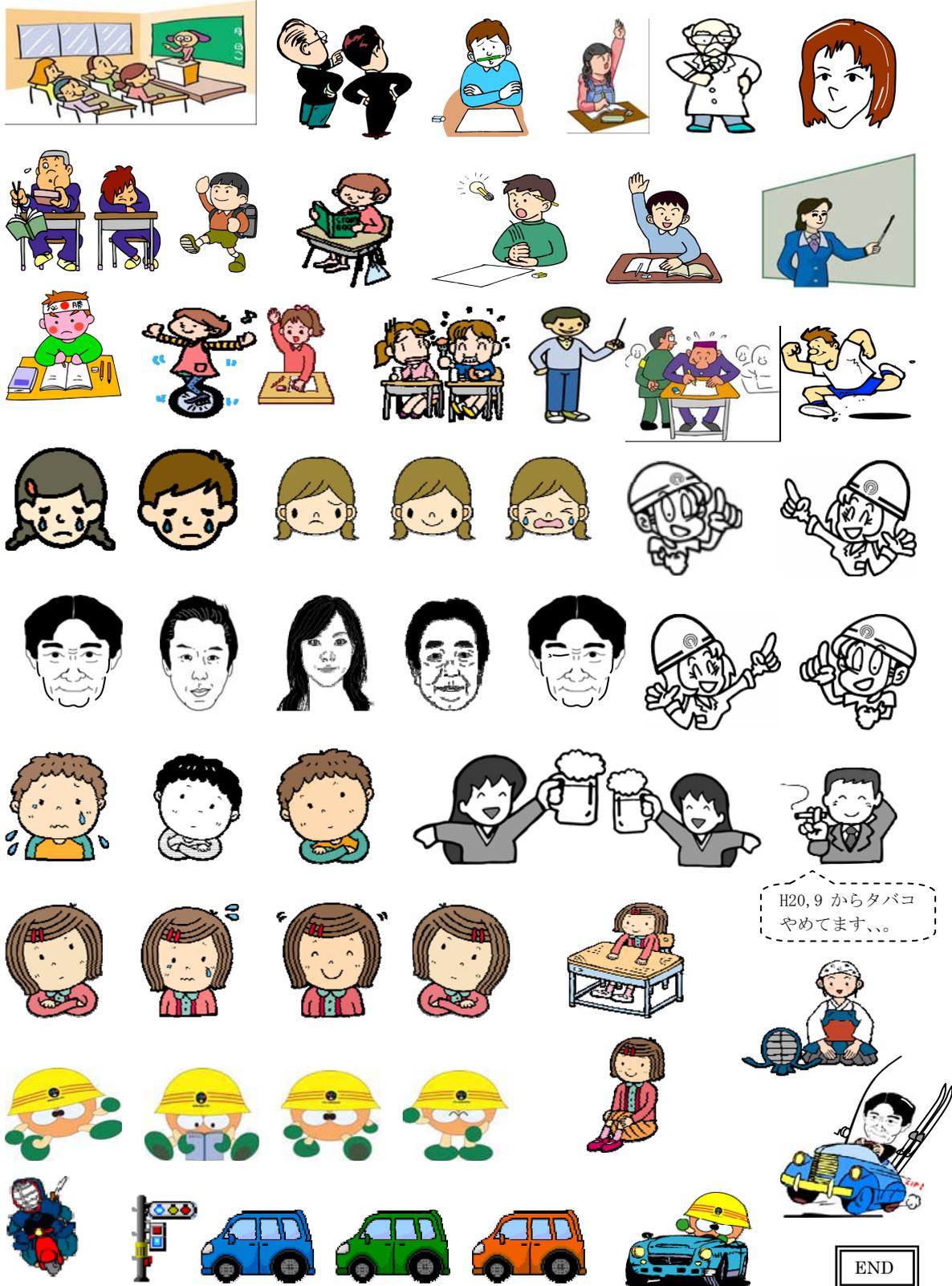


オウ！
じゃあな。



これでホントにお別れかあ〜。ところで、2000年から書き始めて今2009年だから、足掛け10年になってしも〜た。何か、寂くなるなあ〜……。

……「道路のいろは」:今までの主な登場キャラクター大集合……



END

あとがき

「新人が入ったら何から教えていこうか？ どのように教えていこうか？」っていつも考えていました。実際、社会人として勤めてみると学校で教わってないものの業務がいっぱいで、面食らってしまいます。むしろ学校で習った学問的なものなど使う場面には、もしかしたらしばらくは遭遇しないかもしれないと思うほどです。だから、「地方自治体の土木職の仕事なんて所詮、法律がらみの行政事務と同じか？」なんて思っちゃったりするかも知れませんね！ 大学等でせっかく難しい勉強（数学、物理、応用力学、水理学など）もしてきたのに「これじゃあ、あまり意味がないか？」。 いえいえ、そう思うほどでもありません。必ずどこかで技術的なことを必要とする仕事に出っくわすと思います。その時にこそ、学生時代の勉強のことが大いに役立ち、改めて社会人として学習することにより、適確な土木の行政判断ができることにつながると思えてなりません。

今回は我が編集部員（**まさお君、ハルちゃん、ヤジさん**）の新人時代の体験等についてディスカッションし、それらの課題を踏まえながらテキスト内容を編集しました。また、都市計画法や建築基準法などについては仲間の**キムコー**に資料を依頼すると共に、本編にて初めて登場を果たすことができました。したがって、この作品は我々の知識の結集と言えるかも知れませんね！

また、第Ⅲ章の「道路管理者のお仕事」の内容では、実務を対応している職場のメンバーと論議し、いろいろな業務の理解・説明のあり方について助言を頂き、この様に何とかまとめることができました。内容的には「まだ付け足したい、新人以外にもこのことを伝えておきたい。」など多少ありますが、既に2年余りも費やし、もう流石に疲れたので、これにて筆を置くことにしました。最後になりましたが、この本に関してご指摘・ご意見・ご要望等がございましたらご遠慮なくお寄せ下さい。

この編集にあたり、当「道路のいろは5(新人教育編)」
製作委員会にいろいろご協力頂いた多くの方々には、
この紙面を借りて改めて厚く御礼申し上げます!!

[才力編集長]

(多摩区役所建設センター)



[主任編集員：まさお君]

(総合企画局 F・F 準備室)

ボクは新人の時、出先の土木事務所に勤務しました。設計積算、図面作成、現場監督、地元対応、検査対応、陳情・要望対応など何でもさせられました。その後、本庁事業課、企画、計画、事業調整、政策部門などなど。何しろ、いろんなことが今では懐かしい限りです！

さて、今回の内容についてはほとんど編集長に「お任せ井」でした。つい気がつくと得意の話術におだてられ、忙しい日々の子育ての中で時間を裂き、ホームページの管理人の業務をしておりました。

ところで、娘がもう2歳半になりました。何と云っても子供の笑顔を見ると仕事の疲れが吹き飛びますね！

編集長からは事前に今回のシナリオの話がありましたが、この「いろは5」に自分と同じ『ハルちゃん』なんて子が登場すること自体、考えてみると何かとても恥ずかしい限りでした！でも、この中に自分がこれから地方自治体の土木職の世界で生きていくためのノウハウが詰まっていることを考えると身が引き締まる思いです。私自身もこの本を参考にしてしっかり勉強していこうと思います。

さて、私事ですが、H20年8月に男の子が生まれ、すでに1歳半近くになりました。日々の育児は大変だけど結構楽しいものです。その間、育児休業を取らせて頂き、H21年4月に復職しております。これからも仕事に育児にがんばるぞ！



【編集員：ハルちゃん】

(建設局道路計画課)

【矢島事務局長】

(建設局道路計画課)

私自身は都市計画法関連業務と事業調整部門が主な仕事でしたが、個々の詳しい内容まではよく知りませんでした。何か今回の内容はまさに「編集長の遺言」みたいな感じですね！ いつまでも大切にしたいものです。

さて、キムコーです！ 何しろ、ここに登場させて頂いただけで感謝感謝の限りです。僕は「建築職」ですが、この仲間に入れて頂き本当にありがとうございました。これでウチの女房・子供にも自慢できますし、少しは存在を認めてくれると思います。謝、謝!!

【木村コーイチ】

(まちづくり局企画課)

やれやれ、この「道路のいろは5」は走りながら考えていた様なものだ！「遺言」みたい？ 確かにそうかもしれない！我が家の子供達(アヤノ、ヤスロー、モエノ)に対しても父としての遺言はつくっておこうと思っている。

さて、約2年前の平成19年10月末に左手を母子CM関節症という名の怪我をして、まだ治らない。そして、古傷の首も相変わらず痛い。だから剣道もできない！ なんか最近では、すっかり評論家になってしまったようで実に情けない限りだ。では、今度こそ本当に本当に、さらばじゃ…！

打ち上げはどこですのさ？ 割引券持ってるよ！



今回だけは割勘でいいから、連れてって！ 「ウイスキーがお好きでしょ!!」ハイボールもあるわよ..。



イザとなればきっと全部出してくれるはず。カードもあるし..。

そんな割勘サギ。三度とその手には乗らない！

【著者プロフィール】

あ〜れ〜、何んだ、みんな
川崎に住んでるじゃんか！



【オガちゃん】： **おがさわら こおじ(小笠原康司)**・・・[編集長]

誕生日：昭和27年2月13日(みずがめ座)
川崎市幸区大宮町生まれ、川崎市在住 血液型：AO型
経歴：東京都立大学工学部土木工学科卒(S50)
趣味：バレーボール(中学)、ギター(中学)
剣道(高校、大学)
スキー、カラオケ、堤防チョイ投げ、ベランダ菜園

カヨねえも川崎に住んでるよ。

【まさおくん】： **かわい まさお(河合征生)**・・・[主任編集員]

誕生日：昭和43年10月17日(てんびん座)
横浜市生まれ、川崎市在住 血液型：O型
経歴：東海大学工学部土木工学科卒(H4)、東京大学受託研究員
趣味：バスケット(中学)、野球(中学)、ゴルフ、スノーボード

【ハルちゃん】： **ひやま はるみ(檜山晴美 旧姓:新田)**・・・[編集員]

誕生日：昭和57年4月14日(おひつじ座)
帯広市生まれ、横浜育ち、川崎市在住 血液型：AO型
経歴：東京工業大学工学部土木工学科卒(H17)
趣味：テニス、スノーボード、ミュージカル部(高校)
お菓子作り、山登り(最近)

【ヤジさん】： **やじま ひろし(矢島浩)**・・・[事務局長]

誕生日：昭和36年1月12日(やぎ座)
川崎市川崎区小田生まれ、川崎市在住 血液型：AB型
経歴：横浜国立大学工学部土木工学科卒(S59)
趣味：自転車、ゴルフ、ヨット(大学)、柔道(中、高校)、剣道(小学)

新編集員の自己紹介：

ボクはこれと言って特技もないごく普通の人間です。家族は4人でごく普通の質素な生活をしています。でも、競馬で当たった時は一家でファミレスか回転寿司です！

【キムコー】： **きむら こういち(木村弘一)**

誕生日：昭和35年12月26日(やぎ座)
北海道函館市生まれ、川崎市在住 血液型：AB型
経歴：武蔵工業大学工学部建築学科卒(S59)
趣味：競馬 マージャン スキー

木村家はホント質素だね！もっとパァッとできないのかね？

あの〜っ、印税が入ったらパァ〜とやりませんか？

この本は販売してないから、印税入らない！

ところで、この我々のグループの名前って何て言うんだっけ？

Smap でなく、**Ogap**(オガップ)、...。
いい仲間です！「ありがとう！」

この世界に入り30数年、いろいろな先輩、後輩、仲間達に出会い、お世話になって今日までできましたが、自分の生き方をちょっと振り返ってみると、その出会った方々の中で「これは素晴らしい。これはカナワない。」と思う人達のいいとこ取りの真似をしてきた様な気がします。

そして、「その真似をしている間に、あるものについては自然とそのやり方・考え方が自分なりにアレンジされ少しずつ身につけてしまった。」というのが本音かもしれません。

やはり、何事も最初は真似から始まるものと言えますね。そう言えば、剣道の世界の用語で「守・破・離」と言うのがあります。まあ、自分の場合、「守」で苦戦していて、「破」も「離」もできないけれど、これからの人生も健康で楽しく、そして、おごることなく明るく生きていきたいものです。

【追伸】 ちょっと前の新聞のコラムに電力会社の方が執筆された「土木屋さん応援歌」というのが載っていました。その中の文章に、「わが国は、まだまだ社会資本の整備も必要であり、自然災害に対応して生きていくにも土木屋さんの力が欠かせません。土木屋さんに『天意ヲ覚ル者ハ幸ナリ』と、応援歌を送る次第です。」とありました。（注：この言葉自体は明治から昭和にかけて河川土木で活躍された青山士氏のものです。） うっ？ ..なるほど..ということは、「土木工学科」の名は消滅しても「土木屋」は暫らくは残りそうですね！

ところで、8月に映画「剣岳：点の記」を観ました。なにしろ良かった！この手の感動はもしかしたら高校時代である昭和44年の「黒部の太陽」以来かも知れません！ 一言言えば大学の講義の時、教授が「そもそも土木というのは『測量学』から始まった。」と言っていたのをふと思い出しました。もう35～6年ぐらい前のことなのですが実に懐かしいですね。そして、その先生が時々「千の風」になって、我々教え子の様子を見に来る様に思えるのは歳のせいかな？では。



著者および編集者

(発行者)

発行日(初版)

印刷、製本

小笠原康司 河合征生

檜山晴美 矢島浩 木村弘一

2009年12月

「(有)ベスタプリント」(田畑郁郎)

TEL 044(211)3378

(なお、転載および複写については許可を得てください。【実費頒布】)